

810.4-A47ウ



1200500753191

10.4  
47

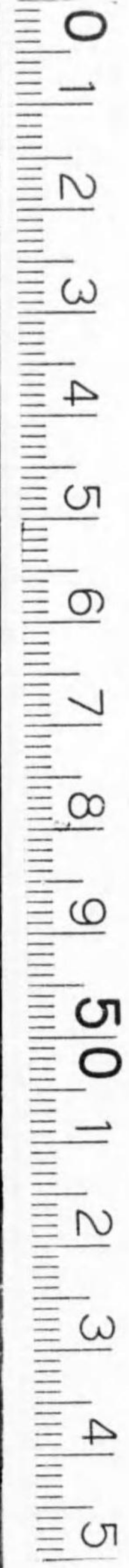
百花文庫

# 國語と文化

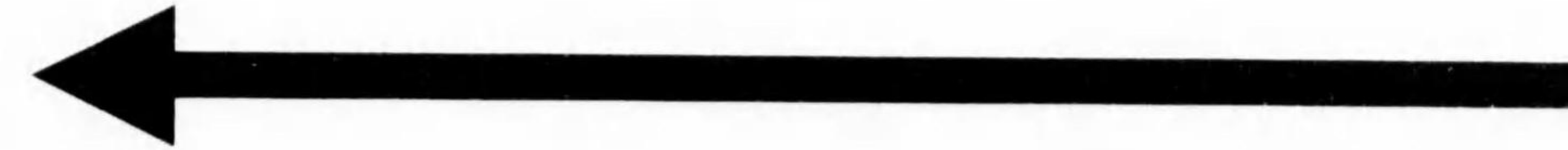
安藤正次

24

創元社



# 始





8104  
A47



百花文庫

24

國語と文化

安藤正次

創元社







2012  
72A

六五編

五五編



著者の言葉

1012  
576

一國の國語は、言語共同社會の文化財として、縦に古今を貫き横に東西にわたつて、國民のすべての精神活動の上に重要な關係をもつ。われわれは、もつぱら過去の國語を通じて、遠い祖先以來の國民の心の動き方、物の考へ方の傳統を、ありのままにうかゞふことができる。われわれはまた、現在の國語のあり方を明らかにしその進展の動向を察知することによつて、はじめ、あらかじめその指導方策を確立し、國語の健全な發達に資することもできる。國語の文化的意義の考察は、これらの點からみて、特に重んじられるべきものであらう。

本書所收の諸篇は、主としてさういふ國語の文化的意義の考察に關するもの。國語國字革新の聲の高いをりから、世人の一讀を得れば幸である。

昭和二十一年初秋

安藤正次





目次

國語政策の展望……………一

現代における漢字の問題……………一九

方言の研究……………三〇

新語の先在性……………六

言葉の意味……………六

語感小論……………一〇

文章道における坪内逍遙……………一七

言語の文化史的考察の一面……………二五



### 國語政策の展望



國語政策とは、國語に関する、國家の政治的方策の義にほかならないが、これは、大體におよび、統治政策的のものと、文化政策的のものと二つに分かれる。

元來、國家が、國語について多大の關心をもち、これに對して、政治的意圖の下に諸般の方策を講ずるやうになつたのは、國家意識、國民的自覺の發達の結果であるから、國家が、統治的にも、文化的にも、國語政策をとり上げるといふことは、近代國家の特色の一つであるとしてよい。支那の周代において、輜軒使者を四方に遣はして方言を採集せしめ、また、標準語の辭書として「爾雅」を編せしめたといふやうな事實があるが、これが果して國語の統一といふ意圖の下に行はれたものであるかどうかは疑はしい。古代ギリシヤにおいて、アレキサンダー大帝の頃から、かなり久しい間、全ギリシヤを通じて文化人の共通語となつてゐたコイネ Koine



は、アッティカ語及びイオニヤ語の上に發達したものであるが、これが弘通は、全く政策的の背景があつたわけではなく、主として經濟的文化的關係によつたものである。

ローマ帝國の全盛期において、ラテン語は、廣く文化語としてヨーロッパの各地に擴まつたが、これも自然の弘通であつて、ローマ人は、決してその征服した國に對して、言語を強要する舉には出なかつたのである。イタリアのナポリにおいてすら、ギリシヤ語が、ローマ帝國の存續期間を通じて行はれてゐたし、西紀第七世紀頃のギリシヤ語の金石文も、今日に存してゐるのである。もつとも、他の一方においては、ラテン語の勢力のために壓倒されて、もつからるの言語が亡びたといふ例もある。イスパニヤのイベリヤ語、ゴール地方のケルト語の如きは、それであるが、しかし、この場合においても、イベリヤ語やケルト語は、自然にかつ徐々に衰へて行つたのであつて、近代ヨーロッパの到るところに見られる、言語闘争といふやうな事實は見出されないのである。古にあつても、今擧げた例の、イスパニヤ人やゴール人が、必ずしも言語について誇をもつてゐなかつたのではない。しかし、それは、民族的のもしくは國民的の誇ではなかつた。それは單に個人的のものたるに過ぎなかつた。であるから、彼等は、ローマ人に征服された場合に、よろこんで戦勝者の言語を受け容れ、從來の自己の言語は、むしろ幼稚なものとして、これを輕視する態度をとつたのである。一方においては、戦勝者がその言

語を強要しなかつたし、一方においては、被征服者が征服者の言語を受け容れて、むしろこれを誇としてゐたしするから、言語闘争といふやうな問題が起らなかつたのは當然である。

しかるに、近代においては、人種的・民族的・國民的の自覺が強くなり、したがつて、その人種的・民族的・國民的の特質を確保してゆくといふ傾向が著しくなつて來た。こゝにおいて、言語は、人種なり、民族なり、國民なりの特質を示すものとして、重要な地位を占めるに至つた。本來、言語と人種・民族・國民との關係は必然的のものではない。人種の異なるものが同一の言語をもつてゐる場合もあり、もとは同一民族であつたものが、わかれて別々の言語を語るといふやうなことがある。しかし、一旦、言語との歴史的關係が成立つと、同一言語を用ゐて言語生活を營んで來てゐるといふことは、その言語共同社會に屬する各個人が精神的に一體に結びつけられてゐることを意味するから、言語と人種・民族・國民との關係が不可分であるかの如き觀を呈する。ベルギーにおいては、北部のノルド人は、フラマン語を、南部のアルピンは、ワロン語を、それぞれ自己の言語として堅持し、容易に相下らないので、ベルギーでは、二重國語制を採らざるを得なくなつてゐた。この場合は、同一國家内において、人種・宗教を異にしてゐる異語民族の對立してゐる例であるが、また、ヨーロッパにおいては、言語を異にする少数民族のいくつかを含んでゐる國家がある。さういふ國家では、その少数民族の言



語の自由をどの程度において認めるかについての、種々の悩みをもつてゐる。少數民族なるものも言語に關する主張においてはなかく相譲らぬからである。ヨーロッパのやうに、國と國とがその境を接して居て、しかも、國家の興亡、朝にして夕をはかるべからざるものがあり、少數民族の運命が、轉變定めなき地域にあつては、國家が國家意識の上から、その國語について多大の關心をもち、民族が民族意識の上から、その言語について熱烈な要請をもつ以上、そこに言語をめぐる諸種の問題が発生して來るのは怪しむに足りない。

## 二

前にも述べたやうに、古代にあつては、國家が統治政策的にも、文化政策的にも、言語をとりあげて問題としたことは、ほとんど無かつたといつてよい。比較的高い程度の文化をもつてゐた國民も、自己の言語が、周圍の他の民族の言語との比較において、はるかに立ちまされたものであるといふやうな漠然たる優越感を發揮させてはゐたが、たゞそれは、一種の子供らしい誇であるに止まつてゐたのであつて、言語の統治的意義、言語の文化的意義などについては、考へ及ぶに至らなかつたのである。これは、洋の東西をとはず、古代國家のすべてがほとんどその揆を一にしてゐるところである。しかし、ヨーロッパのやうな、國際的關係の複雑をきは

めてゐる地域にあつては、夙くから言語を契機とする國民感情の特殊の發達が見られるべきはずであつたが、中世紀を通じて、さういふ現象は見出されない。これは、ローマ帝國の勢力下にあつた各國民は、ローマ帝國、カソリック教會、ラテン語の三者によつて完全に支配されてゐたからである。この三つのものは、國家・國民を超越した、普遍的なもの、世界的なものとして考へられてゐたために、個々の國民の言語といふやうなものに對する感情は閉却されたのである。ドイツ民族の如きも、チャーレマン大帝以後は、世界的帝國および、その國際的・調停的精神の擁護者として選ばれたものであると考へてゐたのであるから、當時のドイツ人は、その特殊の國民性の保持について、比較的冷淡であつたといへる。

この點において、はやく目ざめたのはイタリアである。イタリア人は、チャーレマンがローマ帝國の帝位に上つて以來、もはや世界的のキリスト教帝國に心をよせなくなつた。古のローマの偉大さを偲ぶ念の盛であつたのは、イタリアをその隨一とするが、しかも、中世イタリア人の憧憬したのは、帝國たるローマでなくして、共和的のローマであつた。世界のローマではなくして *Roma nostra* (われらのローマ) であつたのである。かういふ思想が基調となつて醸成されたものが、その文藝復興であるが、イタリアの人文主義者たちは、また、同じやうな考への下に、教會のラテン語すなはち世界のラテン語に對して、シセロ、ヴァーギル、ホレー



ス等のラテン語すなはちイタリアのラテン語を禮讀し、さらに進んでは、その所生たるイタリア語に對して、技巧的にも言語學的にも、十分な注意を加へるやうになつた。これがすなはち今日のイタリア語をして今日のイタリア語たらしめるに至つた所以であるが、要するに、これは國民的特質の自覺の結果にほかならない。しかも、この自覺は、中世紀の世界主義的觀念に對抗するものとして起つたものである。

十五世紀末において、フランスに強固な王國の建設されたのも、この反動の一つのあらはれであつた。しかし、フランス人は、最初は、その支配者に對して絶大な誇をもち、國民的感情を燃え上らせてゐたといふものの、それは單にフランス人たるに満足してゐるに過ぎなかつたのであるが、漸次、自國の歴史について考究の歩を進めると共に、國民的遺産としての國語を豊富なものとし、高尚なものとし、純正なものとするにつとめるやうになつて來た。しかし、フランスにおいては、文藝復興期から現代にいたるまで、國語を立派なものとし、話し言葉と書き言葉との慣用にはつきりした區別をつけ、語彙の分類を明確にし、口にする語形と筆にする語形との一致をはかるといふやうなことは、單に國民的の關心事たるに止まらず、國家的の、政治的の關心事となつて來てゐたのである。國王たちが、國語に關する諸般の法令を公布したのも、リシエリユーがアカデミー・フランセーズ *Académie Française* を創設

したのも、この意味においてである。

國家が、國語統一の機關を組織したのは、おそらくフランスが、そのはじめであらう。革命後においても、この事業は繼續されたのである。すでに西紀一七九〇年には、國民議會が、國內における一切の方言・俚言・訛語を根絶して國語の統一をはかるべきことを提議してゐるのである。後年におけるアカデミーの辭書の編纂、フランス文法の改定、方言研究の發達等、いづれも、フランス語をよりよきものとする、國家・國民の國語尊重の意圖に本づいたものであり、しかも、その由つて來るところは遠いのである。

以上述べて來た、イタリア、フランスにおける國語政策・國語運動は、本來、世界主義的反動としての國民主義に根ざしたものであるが、その成果についての學者の評を見るに、あるいはこれを形式主義に偏してゐるといつてゐる向もある。フランスのアカデミーの標準辭書の業が遅々として進歩せず、また、その一語一語の選擇の標準がいづれにあるかを疑はしめるやうな點がなきにしもあらぬなどを考へ合せれば、この評は、あながち酷評でもあるまい。しかし、この弊の本づくところが反動的の國民主義にあると見るのは、必ずしも妥當ではない。これは、むしろ、イタリア人やフランス人の言語を重視する國民性の反映なのであらう。

ドイツの國語政策・國語運動は、その初期においては、イタリアやフランスの影響をうけた



もので、十七世紀の頃には、ドイツ語の純正をはかり、ドイツ語の粗野をあらためるといふ運動も相當に盛なのであつたが、言語による國民的感情の統一といふやうな程度にまでは進まなかつたのである。これは、當時のドイツにおいては、新教と舊教との宗教上の對立が深刻であつたのもよるのであるが、一はまたドイツ人が、言語よりは實質を重んずる國民であるといふことが、大なる關係をもつてゐると考へられる。思索と表現とを別々のものとし、ドイツ的に考へることと、ドイツ語を語ることを切離して見てゐた當時の人々にとつては、國民と國語との正當な關係をとらへることはむづかしかつたのである。當時のドイツ人の多くは、あるいは、イタリヤやフランスにおけるやうに、ドイツ語を磨き上げるといふことは、無用の粉飾を加へてその眞をそこなふものであると感じてゐたかも知れない。ドイツ人の要求してゐたのは、實用的のドイツ語であつたのである。ルーテルの聖書の翻譯が、近代ドイツ語を完成したとまでいはれて、ドイツ語の統一に貢獻することの多大であつたのは、この翻譯が、神の言葉を人の世のものたらしめたばかりでなく、地方地方の方言の境域を超越して、換言すれば、方言的差異を克服し、普遍的な共通語を創造してドイツ人の要求を充たしてくれたからである。かくして、ドイツの文語は發達したのであるが、それは、實質を重んずるドイツ人の好尚にかなふものではあつたが、美的のものでもなければ、魅力のあるものでもなかつたといはれて

ゐる。おそらく、統一への念願が急であつたがために、共通といふことのみが考へられて、國民は、いかに言語によつて、また、いかに言語を通じて、その精神的活動を展開させるかといふやうな、微妙な點に關する省察において不十分であつたのであらう。ゲーテなどがドイツ語に對して不満の意を表してゐるのも、さういふ點がらである。

イタリヤやフランスにおける國語の關心は、言語の美しさの方面にのみそゞがれて、形式偏重の弊に流れたが、ドイツにおける國語の關心は、言語の實用方面へのみ向けられて、國語と國民性との不可分の關係が輕視される弊に陥つたといへる。これに一轉機を與へたのは、ドイツにおける言語學の發達である。言語の比較研究の結果として、いかに同系の言語が相かわかれば、それぞれ別個の言語體を形づくるやうになつたか、いかに言語の上には、その言語を語る民族の世界觀があらはれてゐるか、いかに思索と表現とは表裏一體をなしてゐるか等のことが明らかにされて來た。無論、かういふ方面から、直接に國語について新たな批判を加へるやうになつたのは、學者有識者たちではあるが、その學者や有識者の言動は、一般國民の國語の尊重、國語の愛護の念を高め、眞の意味において、國語の何たるかを知らしめる強い刺激となつたのである。その以後におけるドイツの國語政策・國語運動が、政治的にも文化的にも、着々その効果を擧げて來たことは周知の通りである。



以上はわづかに二三の國における國語政策・國語運動の展開のあとをたどつたのに過ぎないが、その展開の發足點や徑路は、それぞれの場合において異なつてゐるけれども、國語は國民のものであるといふ認識の下に、その特質を保全し、その長所を發揚し、その品位を高め、その純正を護り、さらに、國語は、あらゆる時處を通じて、全國民を精神的に結びつける統一の力であるといふ認識の下に、國語によつて國民精神の歸一をはかるといふ、その到達した最後の指標においては、大體において相異なることが無いのである。

### 三

今までわたくしの見て來たのは、概して單一國語制の國家における場合である。原則的にいへば、單一國語制の國家にあつては、國家が、統治政策的に、また文化政策的に國語問題をとりあげるにしても、それは比較的簡單である。何となれば、この場合において、たとへ論争を生ずることがあつても、それは、わが國の例についても見られるやうに、保守主義と進歩主義との對立に過ぎない程度のものであるからである。方言の統一、文體の統制、漢字の整理、假名づかひの改定といふやうな問題が政策としてとりあげられる時、そこに何等かの異論を生ずることはあつても、それは、統治の上に影響を及ぼすことはない。しかし、同じく單一國語制の

國家であつても、その國家内に異語民族が介在してゐる場合においては、そこに幾多の問題の發生する餘地がある。單一國語制の國家にあつては、やゝもすれば、異語民族に對して國語を強要する政策をとりがちであるからである。もつとも、同じく異語民族の介在といつても、介在の歴史の新旧によつて、事情が異なる。わが國のアイヌ族の如きは、國初時代からのいはゆる夷人雜類に屬するものであるが、その本州にあつたものは、全く日本民族となりきつてしまつてゐるし、その北方に住んでゐる、なほ異語を語つてゐるものも、言語上には何等の問題を生ずることがない。イギリスのウェールズ人やスコットランド人なども、異語民族であるけれども、言語上にはあまりむづかしい問題を起すことがない。これは、歴史の古い場合にあつては、國家がまだ國語意識に目ざめなかつた時代からの古い慣習が繼承されて來てゐるから、新しい時代になつても、あらためて國語を強要するといふやうなことがないからである。

しかしまた、他の半面を見ると、國語意識が盛になつて來るにしたがつて、國語の勢力の振張をはかるあまりに、他國にまでも自己の國語を強要しようとする主張を見ることがある。一五〇九年に、フランスの Claude de Seyssel は、國王ルイ十二世に建言して、フランス語を外國におしひろめることの必要を説いたことがあるが、その意は、イタリヤをフランス語化しようとするにあつた。これは、その極端な一例であるが、外國に對してすら、さういふ考へが



起るのであるから、自國內における既存の異民族に對して、または、新たに自國の版圖に歸した領土の住民の言語を奪ひ、これに加ふるに、自國の國語を以てしようとする政策の採用されることのあるは、怪しむに足りない。

ビスマルク時代のドイツがその屬領ポーランドに對してとつた國語政策は、全くポーランド語を禁壓し、ドイツ語を以てこれに代へようとしたのである。英國がその屬領であつたアイルランドに對してもちつゞけて來た言語政策もまたアイルランド語の禁壓にあつた。前者は、その禁壓の過酷を極めたにもかゝらず、困難な問題の續發に終始して、つひにその目的を達することが出来なかつたのみならず、それは反獨思想をますます盛ならしめたといふことになつたといつてよい。後者は、過酷な禁壓政策によつて、よくアイルランド語を瀕死の状態に陥らしめることは出來たが、結局はやはりアイルランド人の民族意識を奪ひ去ることが出來なかつた。第一次世界大戰後、今のエーレ共和國が、アイルランド自由州として自由を認められるや、一九二二年制定の憲法第四條には、「アイルランド自由州の國語はアイルランド語とす。但し英語もまた、等しく公用語として認めらるべし」といふことを明記してゐる。これはいはゆる死灰の再燃であるが、法令その他の、外部からの禁壓手段によつて民族の言語を奪ふことのかに困難であるかは、これによつても知られるのである。

前にも述べたやうに、言語學の發達によつて、言語の種々相がいかにして形づくられるやうになつたかが、種々の方面からの考察によつて明らかたされて來た。言語の種々相は、それぞれの言語によつて言語生活を營んでゐる個人の集團、いはゆる言語共同社會が長い世代の間に發達せしめて來た特質の異なるによつて相わかれるのであるから、その特質の相異がさまざま顯著でない場合、すなはちそれが單に方言的の相異の程度に止まるといふやうな場合には、甲の言語を乙の言語におきかへるといふことも可能である。方言の統一といふことは、この事の可能を前提としてゐる。しかし、その特質の相異が甚しい場合に於ては、言語をおきかへるといふことは、單に言語だけをかへるのではなく、これと表裏一體の關係を保つてゐる、物の考へ方をかへることになるから、きはめて困難である。これは、必ずしも絶對的不可能ではない。小アジアにおいて、ギリシヤ民族、アルメニヤ民族の多數のものから分れて、ある地方に孤立してゐるギリシヤ人、アルメニヤ人たちは、その固有の言語を捨てて、トルコ語を語つてゐるといふ例もある。フランスの南部地方のプロヴァンサル語、ブレタンヌのブレトン語の如きは、漸次衰滅しようとしてゐる。これは、それらの地方の人々の民族意識が稀薄になつて來てゐる結果である。言語の相異が亡びようとするところでは、民族的相異もまた失はれようとするし、民族的感情の缺けてゐるところでは、言語の相異も消滅しようとする。



このやうに、兩者の關係は相互的ではあるが、これを一方的に考へれば、民族的相異の感情が薄らげば、言語もおのづからおきかへられるものであるのに、法令その他によつて言語に禁壓を加へると、それはかへつて、民族的相異の感情を強めて、反對の効果を生ずることになる。

西洋諸國の植民地に對する言語政策については、ここに詳述する餘裕をもたないが、それら諸國の植民政策論者のうちには、植民地における本國語普及は勞して効無きのみならず、かへつて統治上の困難を將來するおそれがあるといふ悲觀論をとなへるものが多い。その一例として印度の場合があげられてゐる。他の一例としてはヒリピンにおける英語の普及は相當の効果を收めてゐるが、これによる、それらの地域の人智の向上は、かへつて民族意識の覺醒を促進して、獨立運動を盛ならしめたではないかといふやうなことが論ぜられてゐる。單一國語制の國家における異語民族の言語の取扱ひについては、なほ二三のいふべきものがある。普通には、單一國語制の國家においては、その國家は別に公の手續を経て國語を制定してゐない。憲法とか法令とかによつて定められるまでもなく、國民の大多數によつて語られる言語が、歴史的に、必然的に、その國の國語として認められてゐるからである。しかし、さういふ國家にあつても、いはゆる少數民族たる異語民族の一種もしくは

は數種が一定の地域を占めて居住してゐて、それらが、それぞれの民族語を保留してゐる場合には、それらの地域に對して、言語上にある種の規定を設ける必要を生ずることが多い。公用語の規定の如きは、それである。國家が少數民族の言語上の自由を認めてゐる場合においても、單一國語制の國家にあつては、少數民族の言語を國語と對等には取扱はない。(もしこれを對等に取扱ふならば、それはすでに單一國語制であるとはいへない。)すなはち、その自由は、限られた自由である。

國家は、地域的にある種の規定を設けて、言語上の自由を制限する。法令布達用語、裁判用語、教育用語、軍隊用語といふ類の公用語には何語を用ゐるといふことを規定する。その範圍や適用は國情の異なるによつて一樣ではない。また、公用語の規定は、もと異語地域に對する限地的・便宜的の政策にほかならないから、常に動搖することゝ免れない。したがつて、各種の複雑な問題も、この間に生じて來るのである。一九二〇年、フランスのセーブルで締結された、少數民族に關する、主たる同盟及聯合國とギリシヤ國との條約のうち、一希臘國政府が公用語ヲ定メタル場合ト雖モ希臘語ニ非サル言語ヲ用ケル希臘國民ハ法廷ニ於テ口頭タルト書面タルトヲ問ハス其ノ言語ヲ使用スルニ付相當ノ便宜ヲ供與セラルヘシ」といふ條文のあるのも、さういふ類の一種の場合を豫想したものである。



書面よりハイツ語ハ其ノ言語ヲ採用スルニ特許ノ便宜ヲ得ルナラズヘシムルニ由ル文の  
 一國內に二以上の異語民族が對立してゐる場合には、その國家は、國語について複國語制  
 をとることになるのが普通である。この場合には、國家は、憲法とか法令とかによつて、これ  
 に関する意思表示を行ふのが常である。ベルギーでは、前にも述べたやうにフラマン語とフロ  
 ン語との對立があるが、一八三一年の憲法で、ベルギーで使用されてゐる言語は、そのいづれ  
 になるも自由である旨が規定されてゐる。すなはち、ベルギーでは、この二語に對等の權利を  
 認めてゐるのである。したがつて、ベルギー政府の公用語はこの二語であり、法令規則類は、  
 この二語で並記されるのを例としてゐた。スイスは、ドイツ語・フランス語・イタリア語の  
 三國語制の國である。一八七四年の憲法には、スイスの三語すなはちドイツ語・フランス  
 語およびイタリア語を聯邦の國語とする旨が規定されてゐる。ベルギーの場合では、フラマン  
 語の地域とフロン語の地域とが、ほとんどベルギーを折半してゐるし、兩者の人口もやゝ相匹  
 敵してゐるが、スイスの場合では聯邦二十二州のうち、十七州はドイツ語、四州はフランス  
 語、他の一州がイタリア語といふ關係になつてゐる。この點からだけ見れば、スイスで、こ  
 の三語に對等の權利を與へてゐるのが異様に感じられるが、これは聯邦の性質とその背後の關

係とによるものである。スイスの公用語も、大體において、三語並用主義によつてゐるので  
 ある。しかるに、これらの複國語制の國家において問題となるのは、國家が外國に對する場合  
 の公用語をいかにすべきかといふことである。その場合の公用語に二語もしくは三語を併用す  
 ることは出来ない。しかし、國內において同等の權力を認められてゐる二語もしくは三語のい  
 づれかを選ぶといふことになる。國家が、その間に優劣の等差をつけるといふ嫌疑を免れ難  
 い。これは爲政者の悩みとするところであらうが、幸に舊慣の存するものがある。舊時の慣例  
 によれば、外交用語として、もつとも廣く行はれてゐたのはフランス語であるから、フランス  
 語を對外公用語として用ゐることについては、國内外とも異論を生ずる餘地がない。ベルギーや  
 スイスにおいて、フランス語を對外公用語として認めてゐるのも、おそろしく同様の意味  
 からであらう。

學者の間には、國家語制定の要を説く人がある。國家語といふのは、あらゆる機關の公用語  
 もしくは國家が國務を執行するに用ゐる言語の義に解して然るべきものであらうが、これが制  
 定の要を説く論據は、一つの國家が異語民族の集合によつて形づくられてゐる場合に、地域地  
 域によつて地方的の公用語といふものが定められてゐたり、民族民族によつて別々の民族語が  
 支持されてゐたりすると、國家が國務を執行する場合に支障を來すことが少なくない、異語民族







おける漢字の義用法、すなはち、漢字を、その字義にしたがつて、國語を表記するに用ゐる方法は、朝鮮におけるよりも、はるかに一步を進めてゐたやうである。これは、朝鮮における漢籍の讀法が、概ね直讀を基本として、これを朝鮮音で音讀し、それに助辭、助動辭を補足する流義であるに對して、わが國では、はやくから、純國語風に語句を置きかへて讀む、いはゆる顛倒讀みを發達せしめた結果にほかならない。無論朝鮮にあつても、全然顛倒の讀法が無かつたとはいひ難く、字義を説き、文意を明らかにするには、もちろん朝鮮語によつたのであるから、漢字の義用といふことも、古くから發達して來てはゐるのであるが、わが國における國語と漢字との關係ほどに、兩者の結びつきが密なるを得なかつたと思はれる。朝鮮の讀法は、音讀・訓讀の二重制であり、わが讀法は、全然訓讀であるからである。「東行西行雲眇々、二月三日日遲々」を「トサマニ行キ、カウサマニ行キ、雲バルク、キサラギヤヨヒ日ウラ〜」と訓むといふのは俗傳であるにしても、かういふ讀法の類例は、その淵源が古いのであらう。もつとも、令義解を見ると、神祇令の東西文部の祓刀を上つて祓詞を讀む條に、「謂、文部漢音所讀者也」とあり、また、續日本紀および類聚三代格には、養老四年十二月二十五日に、僧尼に對して「釋典之道、教在甚深、轉經唱禮、先傳恒規、理事違承、不須輒改、比者、或僧尼自出ニ方法ニ妄作ニ別音、遂使後世之徒、積習成俗、不肯變正、恐濫法門、從是始乎、宜依漢沙門

道榮、學問僧勝義等、轉經唱禮、餘音停之。」といふ制令を下されたことの見えてゐるのによれば、奈良朝時代において、特別の性質のものには、音讀の風習が成立つてゐたことは知られる。特に佛經の如きものはさうであつたのであらう。漢籍の類でも、釋典のやうな儀式の場合には、支那風に音讀することのあるたらしいことは、江家次筈の釋典の條に「音博士讀ニ發題」漢音近代不讀、座主博士訓ニ讀ニ發題。」とあるによつても知ることが出来る。しかし、一般的には、奈良朝時代における漢籍の音讀が、純國語風の訓讀であつたことは、漢文で草せられた日本書紀の訓注並に其のつても、また朝廷で行はせられた日本書紀の講筈の私記によつても類推されるのである。それより遠い昔の事は、何等の確證を見出し得ないが、從來の學者の多くは、わが國における漢籍の音讀は、當初から純國語風の訓讀主義によつたものであらうといふ説を立ててゐる。古事記の文體や、正倉院文書のあるものに見出される、當時の普通文體の如きものは、漢文の訓讀の上に發達して來たものであつて、後世のいはゆる日記・記録體の如き、また和漢混合體といはれるものの如きも、こゝにその遠き源泉をたづねることが出来るのである。文體のこゝとは、今しばらくこれをおくが、わが國語の表記の上における漢字使用の問題もまた、はやくその端をこゝに示らいてゐるのである。上代の國語表記における漢字の使用法は、實に自由であり、また複雑でもあつたが、しかし、他の一面においては、漢字使用の上に、きはめて細



心な注意の加へられてもゐるのである。その自由性と複雑性とは遠くその影響を今日に及ぼしてゐる。現代における漢字問題は、いかにしてこの自由性を統制化し、いかにして、この複雑性を簡易化するかを中心としてゐるといふよりも、上代と現代との間には、長い世帯のへだたりがあり、社会事情においても著しい差異が存在するから、單純に古を同列に見ることにはできないが、わが國民が長い世代においても社会事情に即して、國語の上に發達せしめ來つた漢字の使用に關する價値は、すでに動がすべからざる歴史的事實であるから、われわれは、善この問題の解決を期するにも、よくその源流をたづね、またこれを現代の情勢に照らして、善處しなければならぬ。以下、おぼたたくしは、これを關して本篇を(一)異字同訓・同字異訓の漢字について、(二)おぼたたくし(三)字數の制限について、(四)字體の整理についての四項目にわけて、いさゝか思ひよるところを述べて見ようと思ふ。いかに、わたくしの述べるところのものは、解決の方策を講ずるといふ點では、むしろ疑問を提出するといふ程度の支那の過激なものである。五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

こゝに異字同訓の漢字といふのは、漢字の字義についてみれば、二つ以上の漢字がそれぞれ別の意義をもつてゐる場合、すなはち、漢字本來の使用法の上では、それらの文字がつかひわけられなければならぬ場合に、國語では同一語でこれを訓むことになつてゐる類のものをいふのである。見・視・觀・瞻・看が、いづれも、國語ではミルであり、泣・鳥・啼・哭が、國語ではナクであり、望・臨が、いづれも、國語ではノゾムであり、丸も圓も同じくマルンであり、歌も唄も同じくウタである類である。これに對して、同字異訓の漢字といふのは、同一文字が相異なる二つ以上の國訓をあらはす場合のものである。上がアガル・ノボルと訓まれ、下がオ・ル・クダル・サガルと訓まれ、止がトム・トドム・ヤムと訓まれ、外がホカ・ソトと訓まれるが如き類である。異字同訓の例にあつても、それらの異字が、漢字本來の使用法の上で通用の認められる場合があるが、原則的に見て、かういふ二類のもの存することは、何人も認め得るところである。しかも、前者は、國語を漢字で書きあらはすに當つて、どの種の文字を用ゐればよいかといふ、書く上の問題となつてあらはれて來るし、後者は、漢字で書かれた國語を讀むに當つて、この文字はどういふ言葉をあらはしてゐるかといふ、讀む上の問題となつてあらはれて來る。しかし、讀む上の問題は、書く上の問題と密接な關聯をもつてゐることはいふまでもないから、後者の場合も、やはり、國語の表記の問題として取りあつかはれるのは當然である。



である。

異字同訓の漢字を、その場合に應じて、それぞれつかひわけけることは、漢字に関する知識を相當にもつてゐるものであつて、はじめて可能なことである。しかも、さういふつかひわけ方は、眼に訴へる場合において、その効果を生ずるものなのであるが、その効果なるものも、相手が、少くとも、書記者と同等以上の漢字の知識を有するものでなければ、これを期待するとは出来ない。國語のスナハチを、則・乃・即・便・迺・輒の別にしたがつて書きわけたところで、現代のどれだけの人が、よくこれを區別し得よう。もつと平易な常用の漢字ですら、異字同訓のものは混ぜられやすい。東京日日新聞社が、大正十四年十二月に發表した「改訂漢字制限字引」の原則のうち、「同じ意味をもつ文字が、二つもしくは一つ以上ある時は、必ず假名にするか、やさしい方をつかつて下さい。」といふ項目を掲げ、その例として、「由つて」「據つて」「依つて」、または「云ふ」「言ふ」「曰ふ」「謂ふ」の類は、すべて假名、「呑む」「嚙む」「飲む」または「食ふ」「喰ふ」「啖ふ」の類は、やさしい方にするといつてゐるのは、やはり、かういふ點を考へたものと思はれるが、實際問題としては、なか／＼さう簡單にこれをかたづけられるわけにはいかない。純理論的にこれを考へれば、國語では、泣・鳴・哭のいづれも、ひとしくナクであり、代も世もひとしくヨであり、飲も呑もひとしくノムであり、表も面もひとしく

くオモテであり、者も物もひとしくモノであるから、それを書きあらはすに於て場合に應じて、それぞれ異なる漢字をあてはめるといふことは、無用のことに屬する。讀むのも、聞くのも、國語を以てし、國語によるのであるから、國語本位の立場からいへば、その用ゐられる場合に應じてこれを書きわけ用はないといへる。漢字において、泣・鳴・啼・哭等の分別の存するのは、それらが、相異なる内容をもつてゐる、別々の語をあらはす文字として發達して來たものであるからである。漢字の一々の字源や六書の展開などはしばらく別問題として、これをその運用の上からだけみれば、上記のやうな漢字の分別は、單語の分別と相伴つてゐるといつてよい。しかるに、その漢字の分別を、元來さういふ分別の認められない國語の單語に適用しようとする、そこに無理が生ずる。文字は、言葉があつての文字である。文字は、言葉を忠實に書きあらはすものであるのを理想とする。言葉の上において同一であるものを、文字の上で、その場合に應じて書きわけようとするのはよろしくない。かういふのが、おそらく、異字同訓の漢字の分別を撤廢して、あるいはこれを假名書きにし、あるいは、これをそのうちの平易な文字の一つにしてしまはうとする、多くの人々の意見の本づくところであらう。この種の意見は、ある程度において、純理論的であるといへる。しかしながら、これらの意見は、純理論的であるといつても、その推論の道程において、文字文化の國民心理に及ぼす影響、國語の發達



に及ぼせる書記言語すなはち書き言葉の勢力といふものを、過少に評價してゐる點があるのではあるまいか。漢字の弊を説くのはよい。わたくしも、漢字の弊を認めるに吝でない。しかし、また他の一面において、われわれは、二千有餘年の傳統に生きて來てゐる漢字の力を無視することは出来ない。また、言語と文字との關係についても、單純に、文字を、言語に對して從たる地位に立つものであるとするのは、發生論的にのみこれを見たのに過ぎない。文化の進んだ民族における兩者の關係は、必ずしもさう單純ではない。兩者の結びつきは、長い發達の歴史をもつてゐるほど密になつて來るのみならず、文字の言語に及ぼす影響は、まことに甚大なものがある。これは、口にされた言語は、口から耳への瞬間的存在であるに對して、筆にされた言語は、永續性をもつといふことから説明される。口にされる言語の場合にあつても、われわれの言語中樞には繰返される經驗によつて生じた聽覺映像の存するものがあるから、必ずしもこれを一時的のものとのみはいひきれないが、それは文字によつて與へられたる永續性の確實さとは比較にならない。文字によつて書かれた言語は、さらに視覺映像として聽覺映像と結びついて、そこに、言語と文字との間に離るべからざる關係を生ずる。文字が單音文字である場合においては、文字が單音をあらはすに過ぎないから、その文字でつゞかれた語形は、視覺の上でさまでの效果を示さないやうに考へられるけれども、それですら、書記言語は、與へ

られた語形が一團として受取られるので、その語形が因襲の久しきに及べば、口耳言語すなはち話し言葉との間に不可分の關係を生じて來る。歐米の、ある國々において、正字法の改善が唱道されながらも、しかも、理論的には理非が明白であるにもかかはらず、容易にその實現を見るに至らないのも、その眞因は、語形の改新が異語の感をいだかしめるのである。これを單なる保守的感情の發露にのみ歸するのは、その當を得たものでない。

今これを漢字についてみると、漢字は表意文字であり、表語文字であり、眼に訴へるのが主となつてゐる。これを六書についていへば、象形のものはいふまでもなく、指事・會意のものも、元來、眼に訴へる性質のものである。形聲のものにも、眼に訴へる成分が加はつてゐる。

江・河の如き、工・可は耳に訴へる成分であるが、三水は意義的の成分であり、眼に訴へる成分である。轉注・假借の類は、その運用の上からいへば、表音的と解すべきものが多いのであるが、文字そのものの本質の然らしめるところ、文字と意義との結びつきが密であつて、純然たる表音的性質は失はれてゐるといつてもよい。他の通用文字の場合もまた同様である。特にわが國にあつては、漢字使用の長い歴史の間に、その本國のそれとは異なる別種の慣行を發達せしめて居り、通用といふやうな點においては、むしろその本國におけるよりはきゆうくつである。古い時代にあつては、奈良朝前後の文獻に見られるやうに、その使用は、自由解放といふ



べき傾向を示してゐたのであるが、それは、次第に統制せられ整理せられて、國語と漢字との關係は、こゝに形影相伴ふものとなつて來てゐる。したがつて、それぞれの國語を書きあらはす漢字が定まつて來たのみならず、**糶**（市入穀也）からイリヨネ、**掌**（手心也）からタナゴロ、**佃**（作田也）からツタダが出来たやうに、漢字の字注に本づいて、新しい國語の作り出される、他の一面には、**風**・**風**・**柳**・**柳**・**柳**・**柳**・**辻**・**辻**のやうな和字が、國語をあらはすために、漢字を摸して作り出されるといふやうな、新語、新字の展開はかならずしも古い時代だけに止まつてはゐないやうである。書記言語の上に及ぼせる漢字の勢力は、すこぶる顯著なものがあつたのである。漢字の分別が國語の意義の分化に及ぼした影響の如きも、その一である。

上に述べたやうな、漢字における泣・鳴・啼・哭等の分別は、國語でひとしくこれをナクと訓むにもかゝはらず、わが國民をしてナクといふ語に數義あることを自覺せしめ、漢字でこれを書記する時には、一々これを書きわけなければならぬ習慣をつくり上げるやうになつて來た。ハカルといふ國語を「神謀謀賜」「神謀謀賜」「神分賜」といふやうに、**謀**・**計**・**量**・**測**等の漢字の分別が國語書きあらはした時代には、漢字の分別などはあまり問題ではなかつたのであらうが、國語を書きあらはす漢字が次第に統制されて來た時代になると、**謀**・**計**・**量**・**測**等の漢字の分別が國語の上にも適用され、**議**・**分**などは、ハカルをあらはすものとして用ゐられなくなつて來る。こ

の統制は、官府の力によつたものでもなく、學者の力によつたものでもない。萬葉假名から出た草假名や片假名の字體が次第に統一されて來たやうに、それは社會の實際的慣用に根ざしたものであつた。適者生存の原理によつて、異字同訓の、あるものだけが、同音異義の國語を書きわけける必要のためにつかひわけられるやうになつたといふのが、その實情なのである。であるから、國語の實際に深い交渉をもたない異字同訓の漢字の分別は、その影が薄い。則・乃・即・便・廻・輒はいづれもスナハチと訓まれるが、國語のスナハチの本義は「即時」といふやうな意味のものであつて、上記のやうな漢字の字義と一致するものではないのに、そのスナハチがこれらの漢字の訓として轉用されるやうになつたのであるから、これ等の漢字の分別は、國語の意義の分別に影響を與へるには至らなかつた。國語のスナハチの意義は、その本義から轉じて、今日では「其ノ如クナルトキハ」「然ルトキハ」（大言海による）のやうに變つてゐる。これは漢籍讀みの影響といへるが、則・乃・即の用法上の分別の如きは、國語の上では、ほとんど意識の圏外になつてしまつてゐるのである。コトゴトクと悉・盡・ステニと已・既との關係の如きも、またこの種のものに屬する。無論、これは、當事者の漢字に關する知識の深淺によつて相異なるものがあるが、問題は、一般社會人を標準として決せられるべきことは言をまたない。



以上、異字同訓の漢字の問題について、わたくしのいはうとしたことは、ほどその要を盡くしたやうである。今、この種の漢字の取りあつかひ方に關するわたくしの考へをまとめていへば、漢字を全廢して、假名かローマ字かを國字とするといふやうな場合は、もとより問題外であるが、國字の現状においてこれが處理を問題として考へるのならば、わたくしは、ある程度までは、國語に即して、漢字の分別に適應したつかひわけ方を認めるのがよいとおもふ。この場合において、問題は、漢字の制限と關聯をもつことになるが、わたくしが、こゝに「國語に即して」といつてゐるのは、この方面からの制限を規定する條件を示してゐるのである。ナク、といふ語についていへば、國語の意識の上から見て、鳴と泣との二字の分別は採用されるが、啼・哭などは、これを國外においてよいし、ミルといふ語についていへば、視・觀・看の如きものは、視察・警視・觀察・直觀・看守・看板などのやうな場合には必要であらうが、ミルといふ動詞をあらはす場合には見だけでよい、スナハチについていへば、かういふ副詞や接續詞の類は、すべて假名書きにするのがよいといふのが、わたくしの考へである。漢字使用の場合について、われわれの注意すべきことは、いたづらに漢字の字面にとらはれ、漢字濫用の弊におちいらぬことにある。わが國における漢字は、國字として生命を有するものであることを忘れてはならぬ。

次に述べるべきものは、同字異訓の漢字についてであるが、これは、その一字一字だけをとりにあげてみると、かなりその處理がむづかしいやうであるが、實際問題として考へると、それらの多くは、前後の關係によつて、どういふ語をあらはすに用ゐられるかが知られるので、さまでの混雜を生ずるに至らない。「物價が下る」はサガル、「山を下る」はクダル、「車から下る」はオリル、「役所を止める」はヤメル、「車を止める」はトメルといふやうに、大體は訓みわけられるが、後がノチ・アト・ウシロのいづれであるか、「これは甘い」がウマイかアマイかがはつきりしない場合もある。外れるが、ソレル・ハズレル、上手が、カミテ・ウワテ・ジョウズ、下手が、シモチ・シタテ・ヘタのいづれかといふ疑問の生ずる場合もある。かういふ場合に、ふり假名によつて誤讀を避けようとする方法が、よく行はれてゐるが、これは下策である。この點については、山本有三氏の年來主張されてゐるふり假名廢止の意見は、わたくしの双手を擧げて賛意を表するところである。ふり假名をつけなければならぬやうな場合には、假名で表記する方がよい。たゞし、假名は平假名交りの文にあつては平假名、片假名交りの文にあつては片假名といふやうに、假名は、主文のそれと一致するものがよからう。これは、むしろ常識のわれわれに訓へるところである。

漢字の字面にこだはり、漢字の使用に執着するのは、眼を重んじて耳を輕んずるからにはか



ならない。和歌などの言葉の書きあらはし方の上にも、この弊が及んでゐる。昭和十三年八月號の「多磨」の雜纂に、北原白秋氏が「選歌をする時に、一首一首幾度も讀んでもらひ、それを耳で細かに聴きわけて選をしたりするのだが、まだ馴れないので、非常に疲れる、それに、耳のみで聴いて味はうとすると、多磨の諸君の歌の多くも直ぐには意味の取れぬものもあり、筋が徹らずくね／＼してゐる、何の事やら分らず、音と音との組み合わせに注意が細かでない爲、雑音が響き、非音樂的にも聴かれる。是は諸君に對して言ふのみでなく、現代の短歌は大方は字に頼りすぎるので、どうにも聴き辛いのだ。」といつてゐられるのは、よく、その弊をさし示してゐられると思ふ。字に頼り過ぎることは反省されなければならぬ。ある場合には、前に述べたやうに、漢字を捨ててしまふやうな態度をとる方が、むしろ賢明である。谷崎潤一郎も「文章讀本」(二〇六頁以下)に「私は『誤』といふ字を『アヤマチ』と讀む人があるのを恐れて『誤り』と書くやうにしてをりましたが、やがて多くの動詞形の名詞にも送り假名をする癖がついてしまひました。又『後』といふ字は『ノチ』とも『アト』とも『ウシロ』とも讀まれますので、『ウシロ』と讀んで貰ひたい時には、今でも『後ろ』と書くのが常であります。又『先』と云ふ字を『セン』と讀まなうで、『サキ』と讀んで貰ひたいために『先き』と書き、『サツキ』と讀んで貰ひために『先ツき』若しくは『先つき』と書いたりいたしました。これは餘りに

滑稽なので、近頃は假名で書くことに改めてをります。」といつてゐられるのは、まことに國語の書記に忠實な人の態度といへよう。

## 三

## 二 あて字について

あて字を廣義に解すれば、國語を表記するに用ゐられる漢字は、すべてがあて字であるといふことになるが、狹義にこれを解して、あて字は、文字と言語との關係の尋常でない場合のものであると考へても、なほそれは廣きに失するきらひがある。上代において、國語を表記する場合における漢字使用の上に、社會的統制の力のなほ十分でなかつた時代のものには、さういふ性質のものが、非常に多かつたからである。あて字なるものの發生は、さういふ漢字の任意的使用と同一の心理に本づくものであつて、過去の時代の任意的使用にはじまつて、それがそのまま現代に用ゐられてゐるものもあり、また、過去におけると同じやうな任意的使用が、各時代を通じて新たに發生して來てゐるものもあるが、それらのすべてを、いはゆるあて字の範圍に入れるのは適當ではない。同じく任意的使用といつても、個人的ものと社會的のもの、特殊のものと普遍的のもの、一時的のものと時代的のものとを區別して考へなければならぬ。



豊太閤が「醍醐」を「大五」と書いてゐたからといつて、それを當時の社會のあて字であるとはいへない。萬葉集の戲書などの例を以て、奈良朝における普遍的なものとするのは、その當を得る所以ではない。公卿補任や日記記録類に、「參議」を「三木」と書く類がよく散見してゐるが、それらは、ある時代に許された慣用である。後代の内閣の「參議」にあててゐるに「三木」を以てしたならば、それは、物笑ひの種となるに過ぎないであらう。あて字の心理を攻究するには、文字と言語との關係の尋常でないもの一切が考察の對象となるのであるが、あて字の處理とか整理とかいふことを問題とする場合には、おのづから、その範圍は、時代性と普遍性によつて限定されて来る。わたくしは、こゝに現代のあて字を取扱ふに當つて、あて字といふものは、ある時代における、國語を表記する場合の漢字の社會的慣用で、文字と言語との關係の尋常でないものであるといふやうに解しておかうと考へる。

右のやうな解釋のもとに、わたくしは、あて字を三類にわけてみる。

あて字の第一類に屬するものは、慣用の久しきがために文字と言語との關係が正常であるかのやうに考へられてゐるもので、「時雨」(しぐれ)・「土産」(みやげ)・「葛籠」(つづら)・「五月雨」(さみだれ)・「十六夜」(いさよひ)・「七夕」(たなばた)・「七五三」(しめ)・「流石」(さすが)・「飛白」(かすり)・「天鷲絨」(ビロード)・「莫大小」(めりやす)の類である。この類の

ものは、國語と漢字・漢語の音訓との間に、何等直接の關係をもつてゐない。シグレに「時雨」をあてるやうになつたのは、何時頃からのことかはつきりしない。あるいは平安朝頃からであらうか。古くは、霖・露・雲の類をシグレと訓ませてゐる。大言海には、シグレに「時雨」をあてるのは、「時降ル雨ノ意」であるといつてあるが、なほ疑問の餘地がある。ミヤゲに「土産」をあてるのは、土地の産物を持ち歸るからであらうが、これも、ミヤゲといふ國語とは、直接の交渉をもたない。今一々の場合についての説明は、これを略するが、その他のものもほとんど同様な關係に立つてゐるのであつて、要するに、これらはあて字の範圍を出ない。

あて字の第二類に屬するものは、元來、漢字の音訓を假用して、外來語を表記したものであるが、字面から見て、文字と言語との間に何等かの關係があるやうに思はれるに至つたものであるが「襦袢」(ポルトガル語 Gibão)・「合羽」(イスパニヤ語・ポルトガル語 Cappa)・「俱樂部」(英語 Club)・「金巾」(ポルトガル語 Canequim)・「羅紗」(ポルトガル語 Raxa)の類である。「杏子」(あんず)・「金團」(きんとん)・「卓袱」(しつぽく)の類は、文字と共に移入された外來語であるから、これらの漢字は、あて字のうちには數へられない。

以上二類のものは、その性質からいへば、あて字ではあるけれども、第一類のものは、慣用の久しいといふ點で、第二類のものは、字面が語義との關係を生じてゐるといふ點で、國語と



の親しみが深い。「天鷲絨」や「莫大小」の如きは、それぞれポルトガル語 Veludo イスパニヤ語の Medias にあてられた、たくみな譯字であるが、國音のビロード、メリヤスとは縁遠き憾があり、かつ慣用からいつても、新しい時代のものであるから、これらは、假名書きにするのをよしとすべきものであり、「襦袢」の如きも、「襦」字「袢」字、共に、他にはあまり用ゐられない文字であるから、これも「じばん」と假名書きにする方がよいと思はれるが、さういふ類の特殊のものとはかくも、一般的にいへば、この第一類・第二類のあて字は單にあて字であるといふだけの理由で、指斥されるべきではない。然るに、わたくしが、第三類として、次に述べるやうなあて字は、これらとは全くその趣を異にする。中には慣用の相當久しきにわたるものもあるが、何等その慣用を正當化するに足るべき因由が認められない。

あて字の第三類に屬するものは、すべてが、漢字の音訓の假用に本づいたものである。これらのあて字によつてあらはされる國語は、元來、意義的に考へて、これに該當すべき漢字を見出し得なかつた純國語であるから、假名で表記さるべき性質のものであるのに、それが偶然のことから、漢字をあてはめるやうになつたのであるから、おのづからそこに無理のあるのを免れない。この類のあて字には、學者や好事家が、あるいはまじめにあるいはしやれに、漢字をあててみようとしたにはじまるものが多い。

この類のものには、通俗語源説から出たものと見られるのが多い。適當な漢字の見出されぬ場合に、任意の語源的解釋を試みて、それによつて漢字をあてたものである。「天晴」(あつぱれ)・「淺墓」(あさはか)・「言譯」(しひわけ)・「五月蠅」(うるさし)・「可愛相」(かはらさう)・「愚圖」(ぐず?)・「冗談」(戯談) (じようだん)・「一寸」(ちよつと)・「辻褄」(つじつま)・「突飛」(とつび)等。しやれから出たと思はれるものも多い。「瓦落多」(がらくた)・「劍突」(けんつく)・「劍吞」(けんのん)・「胡麻化す」(こまかす)・「酒蛙酒蛙」(しやあしやあ)・「鹿爪らし」(しかつめらし)・「獅嚙着」(しがみつく)・「地團太」(ちだんだ)・「鱈腹」(たらふく)・「鳥渡」(ちよつと)・「出鱈目」(でたらめ)・「巫山戯」(ふざける)・「頓珍漢」(どんちんかん)・「笹棒」(べらぼう)・「矢鱈」(やたら)等。單に、漢字の音・訓を假用したに過ぎないと思はれるのは、もつとも多い。「淺猿」(あさまし)・「荒増」(あらまし)・「浦山敷」(うらやまし)・「奥床し」(おくゆかし)・「去程」(さる程)・「左様」(さやう)・「候得共」(候へども)・「駄々」(だ)・「兎角」(とかく)・「屹度」(急度) (きつと)・「呉々」(暮々) (くれぐれ)・「薩張」(さつぱり)・「丁度」(ちようど)・「猪口オ」(ちよこざい)・「成程」(なるほど)・「吞氣」(のんき)・「眞逆」(まさか)・「間敷」(まじく)・「萬更」(まんざら)・「滅茶苦茶」(めちやくちや)・「六ヶ敷」(むづかしく)・「八釜し」(やがまし)等。



右の類のあて字には、漢字假用の心理から見ると、萬葉集時代を思はしめるものがあつて、すこぶる興味があるが、もとく言語と文字との結びつきが尋常な関係のものではなく、戯書に近い性質を多分にもつてゐるのであるから、この類のものは、全然假名書きにするのが、正當な取りあつかひ方であると信ずる。

然るに、こゝに、あて字の他の一類がある。それは、漢字の成語を、そのまま國語にあてはめて、あて字的に使用する場合のものである。谷崎潤一郎氏の「文章讀本」(二二二頁以下)に次の一節がある。

「尙又、音にも訓にも關係がなく、たゞ言葉の意味を酌んで漢字を宛てたものが澤山ある。たとへば、寢衣(ネマキ)浴衣(ユカタ)塵芥(ゴミ)心算(ツモリ)姉妹(キョウダイ)母子(オヤコ)身長(セイ)泥濘(ヌカルミ)粗笨(ゾンサイ)可笑しい(オカシイ)怪しい(ヲカシイ)五月蠅い(ウルサイ)酷い(ヒドイ)急遽(ヤニハニ)威嚇す(オドス)「強要(ユスル)のやうな書き方がありますが、これらは漢字の宛て方に一定の方針がある譯ではなく、「五月蠅い」のやうに氣紛れな思ひつきの文字もあり、判じもののやうなものも少くありません。さうして、「寢衣」「浴衣」の如きものは略一般化してをりますけれども、中には人に依つていろいろな字を宛てるのがある。「ゴミ」は「塵芥」とも書きますが、又「塵

埃」とも書く。「ヤカマシイ」は「喧しう」とも、「矢釜しう」とも書く。「オドス」は「威嚇す」或は「嚇す」と書き「ユスル」は「強要る」「強請る」「脅迫る」などとも書く。ところで、これらの文字のうち、送り假名のある動詞形容詞は比較的間違ひがなく讀めますけれども、それでも「酷い」などは「ムゴイ」と讀まれます。又送り假名のない字面は、「シンイ」「ヨクイ」「シンサン」「シマイ」「ボシ」「シンチャウ」「デイネイ」「ソホン」「キウキヨニ」といふ風に讀まれましたも、仕方がないのであります。

右の文中にあげられた例のうちで、「可笑しう」「怪しう」「五月蠅い」の如きは、わたくしの分類では、あて字の第三類のうちに入るべきものであるが、その他のものは、もし、括弧内に假名で示されてゐるやうに訓ませようとするならば、ふり假名を必要とする。「文章讀本」のいふところによれば、森鷗外は、そのまぎらはしいあて字をいかに處置したかといふに、「塵芥」を「五味」、「寢衣」を「寢間着」、「酷い」を「非道い」と書いてゐたといふ。かうすればふり假名を避けることが出来る。しかし、鷗外も「浴衣」を「湯帷子」と書いてゐるのはよいが、それではユカタピラとよまれるおそれがあるので、ユカタとふり假名をつけたといふことである。さうすれば、結局ふり假名の問題が残ることになるが、ユカタに「湯帷子」を、オヤコに「母子」、「キヤウダイ」に「姉妹」、「ヤニハニ」に「急遽」に、「オドス」に「威嚇す」、「ユスル」に「強



要る」をあてる、そこに無理があるのであるから、いかなる文豪も、假名で書く以外に、この難關をきりぬけることは出来まいと思はれる。ふり假名によつて、無理なよみ方を通さうとするのは、さうでなくとも、ふり假名にわづらはされてゐる國民をして、一そのめいわくを感じさせるものといはなければならぬ。

#### 四

### 三 漢字の字數の制限について

漢字が國字として用ゐられて來たことは、すでに久しいが、明治以前の時代にあつては、庶民階級において常用されてゐた漢字の數が、豫想外に少數であつたらしいことは、當時の寺小屋の教科書などによつても、知ることができる。漢學を修め詩文を學んだ特殊の階級の人々とはかたくも、一般國民は、少數の漢字の教育によつて、よく日常の用を便することができたのである。しかるに、明治の御代になつて、社會情勢が一變するに及んでは、漢字の社會的地位もまたかはつて來た。新時代の識者・先覺者には、漢學書生あがりが多かつたので、むづかしい漢字・漢語が、さかんに世の中に進出するやうになつた。一般民衆は、容易にこれに追ひつくことが出来ない。そこで、國民常用の漢字を選定し、一方においては、識者・先覺者の漢字

の使用におのづからなる制限を加へ、一方においては、一般民衆の漢字の知識を向上せしめようとする考への起つて來るのは、自然の勢である。漢字廢止の議が、はやく幕末に起り、ローマ字論が明治の初年から唱へはじめられたのも、國民教育の普及に重點をおいて、その支障となるべき漢字の弊を除かうとするのであつたが、學制頒布の年、すなはち明治五年に、大木文部卿が、田中義廉外三名に命じて、新撰辭書を編せしめ、漢字の制限をはからしめたのもまた、同様の動機から出たものと考へられる。その後、漢字の制限についてはいろいろの角度からの説が世に出てをり、またさまざまの案が公にも私にも發表され論議されて來てゐることは周知のとほりであるが、多きは三千字内外、少きは五百字もしくは三百字にもしようといつた程度である。要するに、漢字の制限といふことは、最少限度における、國民一般の生活に必要な字數をきめるといふことなのである。國民一般の生活に必要なといふのは、具體的にいへば、普通の読み書きに不自由を感じないといふことを意味する。したがつて、法令文の用語とか、學術上の専門術語とかいふやうな、特殊の性質をもつてゐるものの上には、漢字のうちには、この範圍外に屬するものもある。さういふ類のものは、常用のものと特殊のものとを考へわけることによつて解決されさうであるが、事實はさうでない。その特殊のものをどうとりあつかふかがむづかしい。これが常に漢字制限の實行を困難ならしめる、有力な一因となつてゐる。



従来漢字制限に關して發表された成案は相當に多いのに、そのいづれもやみからやみに葬り去られてゐるのは、かならずしも、かういふことのためばかりではないが、要するに、法令文の用語や學術用語などの、比較的手をつけやすい部門にすらその力を及ぼし得ないほどの弱さがその本質にあるからである。その弱さはなにに由來するかといふに、漢字の制限には、嚴密な客觀的基準が見出しかねるからである。むろん、ある程度までは、それが可能である。使用度數などの調査によつて、現在の社會ではどの漢字がどのくらいの割合ひで用ゐられてゐるかといふことはわかる。しかし、それによつて知られるのは、過去に屬することだけである。したがつてその中から將來を律する規範となるべきものを見出すのはむづかしい。何となれば、社會情勢の變轉は、絶えず、新聞雜誌などにおける漢字の使用率に變化を與へるからである。そこで、これからの社會、あるいはまた、現在の社會において、どういふ漢字が必要であるかを定めようとするには、どうしても主觀が加はらざるを得ない。ところが、將來の見とほしについての主觀はそれぞれの人によつて異なる。したがつて漢字の選定に關して、甲のよしとするところ、かならずしも乙のよろこぶところとならない。しかも、そこには何人も異論をさしはさみ得るやうなすきまがあるのである。さらにまた、選定された漢字は、社會情勢の變化にとともに、常に修正加除されるべき運命の下にあるのである。これは、選ばれた漢字に、社會の

要求に對する適應性を與へるための強みでもあるが、同時にまた、その適應性なるものが浮動的のものであるが故に、その意味において、これは弱みでもあるといへる。かういふ弱點を補ふためには、どうしても社會一般の協力が必要である。社會一般の協力がなくては漢字制限の實行は全然不可能である。官府の強權がこれを左右し得ないことはいふまでもないが、民間の團體の協力も、實行の上において、下からもりあがる熱意がこれに伴はなければ、それはかけ聲だけに終るおそれがある。この點から考へても、この種の運動は國民一般の總意に訴へなければならぬのであるが、それには國民のすべてを納得させるだけの説明の十分に用意されてゐることが大きな要件となる。

次にまた、漢字の制限は、いかなる案が採用されるにしても、字音・字訓の整理がこれに伴はなければ、實行の上いろいろな支障を生ずる。字數の制限によつて、むづかしい漢字はおさへられるが、音訓の整理がこれに伴はないと、漢字使用の複雑性は、なほ殘存することになる。漢語の整理の必要なこともいふまでもない、異字同訓・同字異訓の漢字についてはすでに述べた。ふり假名の問題についても、前に説くところがあつた。要するに、漢字の問題は、一波萬波を生ずるわけであるから、漢字の字數の制限は、どこまでも、國語を表記する文字といふ立場から、漢字問題の全體の上から考察されなければならぬ。假名づかひ問題がこれと表



裏相應する關係であることは、今さらいふまでもない。

以上、わたくしは、漢字の制限を肯定する論者の立場から、この問題を取り上げて來たのであるが、社會の一部には、これを否とする論者もないではない。さういふ論者は、漢字制限を以て、傳統を破壊するものと説く。傳統尊重といふことは結構であるが、傳統の尊重といふことは單なる過去への執着であつてはならないのである。過去の歴史を形づくつて來た國民精神を體得し、時代に即して、國家百年の大計をはかる、これが、傳統尊重の本義であり、そこに未來への進展があるのである。さうでなければ、國民文化は、常に停滯する。反對論者といへども、現時のわが國における漢字の使用が亂雑であることは認めてゐるのであるが、いかに善處すべきかといふ點においてまどつてゐるのである。それらの人々は、今の制限論者は、單なる實用主義にわづらはされ、國民精神文化の淵源を忘れてゐる、むしろ漢字の正しい教育を盛んにして、その正用に熟せしめるがよいといふ。論旨は、一應、公明正大であるが如く見える。しかし、論者は、六七千の漢字のすべての正しい知識を、國民に要望してゐるのであらうか。制限論者もまた、漢字の正しい教育、漢字の正しい使用を國民に期待してゐるのであるが、その期待の強ければ強いほど、その徹底を期するがために、これを一定の範圍に制限しようといふのである。しかも、その範圍の制限は、十分に國語との關係を顧み、諸般の社會的事情を考

へて、標準をそこにもとめようとするのである。これを單なる實用主義・實利主義に本づくとするのは、曲解でなければ、偏見である。反對論者はまた、漢字に制限を加へると、過去の文献が讀めなくなる、現代國民の、過去との連絡を斷つことになるといふ。これは、國民常用の漢字といふものの性質を誤解し、常用漢字の制定は、専門教育・古典教育に對して拒否的關係に立つものであると妄斷してゐるからである。論者といへども、國民のすべてが、奈良朝、平安朝の古語に通曉し、正確に自由にこれを讀み書きすることを要求するものではあるまい。この一例は、よくその蒙を啓くに餘りあると信ずる。

## 五

### 四 漢字の字體の整理について

漢字の字體の整理は、その理想とするところは、一般國民が國語を書記する場合における漢字の字體の統一を期するにあるといへる。現在において、一般國民の手書の上にはあらはれてゐる漢字の字體は、まことに亂雑である。いやしくも、一國の國字として重要な地位を占めてゐる漢字の字體がその國民によつて正確に書かれてゐないといふことは、國民文化の一つの缺點である。しかしながら、字體の亂雑といふこと、字體の正確な辨別といふことに關する認識の



如何が、いかに字體の統一をはかるかといふ問題と不可分の關係をもつて來るから、わたくしは、まづ、それらの點について、一わたり考察を試みなければならぬ。

字體の亂雜といふことは、手書の上についていへば、甲・乙・丙・丁の手書する字體が區々であることを意味するが、この場合において、その區々であるといふのは、楷・行・草といふやうな書體の相異をいつてゐるのではない。同じやうな楷體もしくは楷體に準ずる書體において、それが區々になつてゐることを意味する。しかし、この意味において區々であるといふにしても雞と鷄、礼と禮、醫と醫、體と體のやうなものをさしてもいへるし、群と羣、秋と焮、概と槩のやうなものについてもいへるし、總と總、棋と梅、蘆と芦のやうなものについてもいへるし、頼の旁を頁と書き誤る場合、旁脚などの月、月、月の混線のやうな場合についてもいへるし、さらにまた、木、の第二畫を書くに、筆をとめるか、撥ねるか、寬字に點をうつか、うたぬかといふ点についてもいへる。手書が全然誤字である場合には、それは問題にならぬが、誤字であるか否かの判定についても、なほ諸種の問題がある。一點一畫を嚴密に論ずれば、撥ねるべきものを撥ねず、點をうつべきものをうたなければ、それは誤字であるといふことになる。しかし、漢字の本國である支那の學者の手書についても、點畫の増減の事例はめづらしくない。かういふ風に考へれば、誤字の判定もまた容易でない。假に、さういふ字體の正訛

は康熙字典に標準をもとめて、これを決定するにしても、康熙字典の字體が、そのまゝ手書體の標準になり得るかどうかについては、考慮の餘地がある。支那における學者の手書が、必ずしも康熙字典の字體と一致してゐないといふ事實は、何を語つてゐるか。康熙字典においても、すでに、古體があり、俗體があり、通用體のあることが認められてゐる。われわれは、さらに、わが國における漢字の社會的慣用の變遷をも認めなければならぬ。しかしながら、わが國字としての漢字の字體に何等かの標準をもとめるとすれば、やはり、康熙字典にその範をとらなければなるまい。かつて發表された國語審議會の漢字字體整理案の凡例に「本案ハ康熙字典ノ字體ヲ本トシテ整理シタモノデ、ソノ整理方針ハ特別ノ場合ヲ除ク外、慣用ヲ重ンジ、簡便ヲ主トシタノデアル。」とあるのは當然のことであらう。今、その整理の結果をみるに、當時選定された常用漢字一八五八字のうち、康熙字典そのまゝのもの一一一五字、整理を施したものの第一種・第二種にわけてあるが、その第一種に屬するもの七四三字、第二種に屬するもの二八九字となつてゐる。凡例によれば、第一種文字は、國定教科書をはじめ、その他一般に使用するを可とするもの、第二種文字は、特別の場合に使用するもの、および、普通の場合に使用しても差し支へないと認めるものである。これらの一々についての説明および批評は、こゝにはこれを省略することにすが、要するに、國語審議會の字體整理案は、活字體の統一をはかり、さ



らに活字體と手書體とを一致せしめる方針の下に成つたものであるといへる。このことは、すでに、はやく大正八年七月に發表された國語調査會の「漢字整理案」の整理方針にも「簡便ヲ主トシ、慣用ヲ重ンジ、活字體ト手書體トノ一致ヲ圖ル。」とあるが、一般社會に行はれてゐる漢字に種々の字體があつて、統一がなく、手書體のものにいろいろの異體のあることはともかくも、活字體のものもまた混亂してゐるといふことは、國字としての漢字における大きな問題である。われわれは、まづこの活字體の統一をはからなければならぬ。しかもまた、日夕、一般國民の目に觸れる活字體が統一されるといふことは、手書體にもその標準を示すことになるのであつて、これは一鳥二石の賢明なる方法といはなければならぬ。この意味においては、活字體が同時に手書體ともなるのであるから、活字體の統一の場合に手書上の便宜といふことも十分に考へ合はせられなければならない。ところが、活字體と手書體とを一致させる、少くも、ある場合には、その調節をはかるといふことになると、字典との一致がむづかしくなる。とくに、どこまでも、字典の舊形を保存しようとする説と、社會的慣用による字形を認めようとする説との衝突となる。ちやうど、これは、假名づかひの改定に關する賛否兩論の相分れるのと同様であつて、假名遣改定に對して反對する人々は、假名遣ひの改定は語源を不明ならしめると主張すると同じやうに、字體の改定に對して反對する人々は、字體の改定は字源を不明

ならしめると主張する。この問題に關する賛否兩論は、いつまでくりかへされることであらうか。

〔追記〕昭和二十一年十一月に、國語審議會は、新たに、國民の日常使用するものとして、常用漢字千八百五十字を選定した。政府は、その決定した常用漢字表を採擇して、十一月十六日内閣告示第三十二號をもつてこれを告示すると同時に、吉田内閣總理大臣は、内閣訓令第七號で、「今後各官廳においては、この表によつて漢字を使用するとともに、廣く各方面にこの使用を勸めて、常用漢字表制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する」旨を傳達した。漢字の制限は、「國民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に資するところが少くない」ことが公にも認められたのである。



## 方言の研究

—特にその地理學的社會學的研究について—

言語の社會性・歴史性 — 言語の領域および方言の性質 — 言語の異同觀と方言研究の初期 — 方言の地理學的研究 — 方言の社會學的研究

### 一、言語の社會性・歴史性

われわれの言語事象に對する考察は、個人的の言語行爲を對象としての反省に發足するとしつてよい。こゝに個人的の言語行爲といふのはソシュール Saussure の『La Parole』であるが、この個人的言語行爲が、われわれの考察の最初の對象となるのは、これが感覺的に捕へることのできる性格をもつてゐるからである。われわれがある個人の言葉を聞いた場合に、

その理解の程度にしたがつて、それが自己の言葉と同じ言葉であるか否かを考へわけ、さういふ同語異語の識別の如きも、自己の内界の經驗に徴しての反省の結果である。かういふやうに、われわれの最初にかつ直接にもち得る言語事象の經驗は、個人的のものであるから、社會集團の文化財たる言語の考察に當つても、これをその集團に屬する各個人の言葉の總和であると考へがちになる。しかし、それは誤りである。言語は、個人をこえて存在し、個人に強制される社會制度のそれであり、デュルケーム Durkheim のいはゆる社會的事實なのである。デュルケームは、社會的事實に定義を下して、「社會的事實とは、その固定せると否とを問はず、一の外的拘束を個人に及ぼし得る一切の作用様式である。なほまた、それは、一の特定の社會において普遍的のものであつて、その固有の存在をもち、もろもろの個人的表示に對して獨立なものである。」といつてゐるが、その意味において、言語は社會的事實の一なのである。あるいはまた、これを存在形式から見て、個人的の言語行爲すなはち La Parole (言)は實在性をもつが、集團的の La Langue (言語)は抽象的のものであると見る説もあるが、ワイズゲル Weisgerber は、さういふ考へは、物の見方の上において、感覺的に捕へることのできるものだけを實在と考へる、唯物論的の見方にとらはれてゐるからであるといつて、實質的のものとの抽象的のものとの間に、現實的のものを加へて、存在形式の三重性を説き、文化財たる



言語は、言語共同社会のどこかに（物的の）實在として存在してゐるのではなく、全體のうち  
に現實として、したがつて個々のものをこえて存在してゐるのである。されば、民族の言語は、  
現實の、活動的の、最高の事實であつて、決して抽象ではない、しかのみならず、共同社会の言  
語は、ある意味において、その社会に屬する人々に對立する、自主的の權力をもつてゐるので  
あるから、人類の共同社会は、共同財として言語をもつてゐるといふばかりでなく、逆に、共  
同の言語によつて、その凝集力を得てゐるのであると説いてゐる。かういふ風に考へて來ると、  
La Parole が個人の言語的行爲であるといつても、それは、個人の自由に委せられてゐるもの  
でなく、やはりその個人の屬してゐる集團の言語の法則にしたがはなければならず、感覺的に  
捕へることのできる言語表現は、個々の人のもつてゐる言語財の一時的现象形式に過ぎず、  
その個々の人のもつてゐる言語財なるものも、一そう高い程度の現實の言語の鑄型によつて鑄  
出されたものであるといふことになる。

上述の如く、言語が、言語共同社会全體のうちに現實としての存在をもつてゐるといふこと  
は、それが動かすべからざるものとなつてゐることを意味する。何となれば、現實は、現在に  
おいて成立つてゐるものであるからである。動かすべからざるものであるから、拘束力をもつ。  
言語が個人の自由にならないといふのは、この故である。しかも、この現實は、過去の力に由

來してゐる。こゝに歴史がある。しかし言葉の歴史は、それが自然界における生物の分化や發  
展とは趣を異にし、社会がその自由なはたらきによつてつくり出したものである。しかも、歴  
史は過去のものであるが、それは單に過去に終るものではなく、現在に關係をもつ。歴史が現  
在に關係をもつといふことは、さらにまた、現在の未來へのつながりを豫想させる。未來の  
可能性を豫想しなければ、現實とか現在とかいふものは成立たない。この意味において La  
Parole には歴史性がなく、それは單なる個人の言語行爲であり、また、別の見方からすれば、  
それは個々の人のもつてゐる言語財の一時的现象形式に過ぎないからである。  
言語が現實として動かすべからざるものであるといふことと、それが未來の可能性をもつと  
いふことは、一見くひちがつてゐるやうであるが、決してさうではない。われわれが、社会  
の成員の一人として言語生活を營む場合に、その屬する社会の言語は、われわれを拘束する。  
われわれは、その拘束を免れることが出来ない。しかし、その動かすべからざる現實が、過去  
において、われわれの屬する社会が、その自由なはたらきによつてつくり出したものであると  
同様に、われわれの屬する社会は、また未來において、新しい現實をつくり出すことが出来る  
のである。しかし、社会といへども、全然勝手に新しい現實をつくり出すことは出来ない。そ  
れは過去の必然性によつて決定された、現實に内在する法則の支配をうけることはいふまでも



ない。この故に、現實を正しく認識することは、言語の未來への動向を察知するよすががともなるのである。

かくの如く、言語を言語共同社會のものと見、これを如實に考察しようとするに當つて、われわれは、言語の領域といふ問題に直面する。

## 二、言語の領域および方言の性質

言語は領域をもつ。言語の領域といふことは、廣く、言語の勢力圏といふことにも解せられるが、わたくしのこゝに言語の領域といふのは、言語共同社會の成立つ地區すなはち地理的限界の義である。言語共同社會といふのは、同一の言語によつて言語生活を營む社會集團をさしていふのであるが、これは、同一の言語によつて言語生活を營むといふことの解釋如何によつて、その範圍の廣狹がさだまる。最小の言語共同社會は、おそらくある地點の上に成立つので、ほとんど擴がりをもたない。絶海孤島の住民、小さな村落の住民が、一つの言語共同社會を形成してゐる場合がある。しかし、さういふ小さな言語共同社會は、他の小さな言語共同社會と共に、やゝ大きな言語共同社會を形成し、それがまた、さらに大きな他の言語共同社會の下位成分となる、小さな言語共同社會のもつてゐる言語財と大きな言語共同社會のもつてゐる言語

財との間には出入があり、大きな言語共同社會の下位成分たる、小さな言語共同社會の言語財相互の間にも出入がある。この出入は、音韻論的・語彙論的・語法論的の各部門にわたつてあらはれるが、その出入は無限である。こゝに方言觀の出發點がある。その兩極端を比較してみると、全くこれが異質のものであるかの如く思はれるやうな場合がある。同じく、わが國語内の方言である青森語と鹿児島語との間には、十分の考察を加へなければ、異質の言語として受取られるほどの相異がある。しかし、それは、これらを孤立させて見るからである。もし、これらの間に親近性をもつてゐる隣接諸語を順次につらねてみれば、異質のものでないことがわかつて来る。すなはち、これらは、横のつながりにおいて、大きな同一言語共同社會に屬するものなのである。こゝにはゆる地區連續の原則が成立つ。さらにまた、これを縦のつながりにおいてみる時には、現在において全く相異なるやうに見えるものも、過去において、何等かの歴史的關係をもつことが見出される。さらにまた、この親近觀を強めるのは、それらの地域がおほむね、同一の共通語 *Gemeinsprache* の支配下にあることである。この共通語は、すなはち、狹義の、いはゆる國語である。

未開社會にあつては、地域を異にする言語共同社會相互間における横のつながりのない場合が多い。横のつながりのある場合にも、そのつながりはしつかりしてゐない。部落と部落とが



孤立するからである。故に、もと同一言語社會を形成してゐたものが相分れると、さまでの年次を経ぬうちに、相互の言語が通じなくなるといふやうな實例もある。したがつて、共通語の發達を見ることは稀である。しかるに、文化社會にあつては、地域を異にする言語共同社會相互間の横のつながりがしつかりしてゐる。それらの言語共同社會が下位成分となつて、大きな言語共同社會を形づくるにいたらない場合においても、ある程度のつながりは存する。言語の境界線が分明を缺くといはれるわけは、こゝに存する。いはんや、それらの言語共同社會が、横のつながりと縦のつながりによつて、一つの大きな言語共同社會を形づくる時には、こゝに、いはゆる共通語の發達を見、言語共同社會の結成は、一そうしつかりして來る。

共通語の領域は、多くの場合において、國家の領域と一致し、また文化の領域、政治の領域と一致する。前にも述べたやうに、これは、狹義における國語である、書かれるものたるにされものたるを問はず、全國民の共同にもつてゐる言語財は、すなはち共通語であり、國語である。國民は、この種の共通語すなはち國語を中心として、一つの大きな言語共同社會を形成してゐるのである。その國語の領域内に成立つ、それぞれの地域内における小さな言語共同社會の言語、すなはち國民の一部のものだけが共同にもつてゐる言語財は、それが横と縦とのつながりをもつてゐる場合には、それらは國語の方言として取扱はれる。しかし、横と縦

とのつながりをもたぬもの、たとへば、異語少数民族の言語の如きは、當然、別種の言語として取扱はれる。しかして、共通語と方言とは併存し得る。ある地域の住民は、共通語も語れば方言をも語つて、言語上に二重生活を營む。「國語」を廣義に解すれば、國語の方言もまた國語である。

共通語の領域が多くの場合において國家の領域と一致するのは、國家が文化的政治的の統一體であるからである。しかし、一般的にいへば、言語の領域は、必ずしも國家の領域とは一致しない。國家が相對立する複數民族によつて構成されてゐる場合には、いはゆる二重國語制・三重國語制を現出することがある。ベルギーやスウイスにおけるが如きは、すなはち、それである。また、言語の領域が國境をこえて存在する場合もある。イギリスの英語とアメリカ合衆國の英語、イスパニヤ語とポルトガル語、フランス語とベルギーのワロン語の如きは、それであるが、これらの間に方言的關係が成立つと見る説もある。それは二つの言語の差異の度合の多い時には、これを別々の言語と見、その差異の度合の少い時には、これを同一言語の方言と見るといふ考へ方に本づくのである。國語に廣狹の二義があると同様に、方言にも廣狹の二義がある。と見てよいが、國語と方言とを對立させて考へる時には國語といふのは、狹義の國語すなはち共通語、方言といふのは、狹義の方言、すなはち國語の領域内における方言といふことになる。



わたくしは、まづこゝに、一般的に、歴史的現實としての共通語と方言との關係を見ようと  
思ふが、それは次のやうに示される。

共通語（狭義の國語）  
方言

しかしながら、共通語なるものは、それが自然の趨勢によつてその地位を占めるに至つたもの、標準的國語の意味において意圖的に制定されたものとを問はず、その本縁をたづねれば、やはり、ある地域における言語共同社會の言語に基礎をおくものである。しかも、また、この共通語にも分裂の時期が来る。西紀第一世の頃にギリシャの共通語であつたコイネ Koine が近代ギリシャ諸方言に分裂したのは、年代の古さから見ても、あへて怪しむに足りないといへるが、建國の新しいアメリカ合衆國において、標準英語といはれるものすらがすでに地理的の分裂を見るにふたり New England, Central-Western, Southern の三大別の認められるが如きは、むしろ驚異に値する。かういふ共通語の分裂を念頭において考へれば、方言は言語の地理的分裂であるといふ定義も、一應は首肯される。共通語の如き、全國を通じて、意識的に劃一的の保持が要求されてゐる性質のものにあつてすら、地域的差異を生じる。いはんや、自然の發達にまかされてゐる言語が、それぞれの地域において、おのおの特異の發達を遂げ、すなは

ち言語の地理的分裂を生じるのは、當然のことである。しかしながら、その地理的分裂なるものは、もと、下位の言語共同社會の構成の上にあはれるものであつて、かならずしも自然地理的條件にのみ依存するものではない。はなれ島や、高山大河によつて他の地方ときりはなされた地方が、おのづからの方言地區を形づくつてゐる場合もあるが、これは、さういふ地理的條件のために、他の地方との交通の自由が妨げられ、文化の交流が行はれない結果であるにほかならない。さういふ地方にあつても、他の地方との交通路が發達して、文化の交流がひらけて來れば、その方言的特色は、漸次減退して、言語共同社會の合流を見るやうになる。普通の場合には、方言地區の境界線となり得るやうな大河も、もしそれが交通路として重要な役目を演じてゐるやうな場合には、かへつてそれは、兩岸の流域にはたらきかけて、一つの言語共同社會を形づくらしめる力となる。つまりは、交通關係と文化關係とが、言語共同社會の構成を規定するのであるが、その交通とか文化とかの關係も、それぞれの地方の地理的條件に左右されることが多いから、その意味において、方言を言語の地理的分裂といふのは、必ずしも妥當を缺くわけではない。しかしながら、また、これを他の方面からみれば、ある方言地區にあつては、地理因縁のきはめて薄い場合がある。わが國の過去の時代における大名領地の關係から生じた方言的相異の如きがそれである。移封の結果として城下町が一種の言語の島を形づくる



が如きは、武士階級の群を成しての移住を伴ふものであるから、それは、他の一般の集團的移住によるものと同列に取扱はれるが、大名領の飛地において、その本國の言語の流入が見出される類は、主として社會的關係によるものである。一例をあげれば、三重縣の松坂市には、近接地方には見られないサカイ（ダカラ・ユエニの義）が行はれてゐる（二十餘年前まではさうであつた）が、古老の説明によれば、これは、昔近江の蒲生氏がこの土地を領してゐた頃の名残であるとのことである。松坂は、その後明治維新まで紀州領であつたことを考へれば、あるいは和歌山地方の影響でもあるかも知れないが、いづれにしても、これは、後に述べるやうな、社會層の上位にある語が下位にひろまつた例であり、主として社會的關係によるものと考へられる。たゞ、それが松坂地方といふ、ある地方に限られてゐるといふ點においてのみ、地理的關係をもつといへる。

方言を發生的歴史的に見れば、方言は、原始時代における、各地に散在してゐた孤立的小文化圏を中心として發達した言語が、政治的文化的統一の下におかれるやうになり、交通の發達文化の展開の影響をうけて横のつながりを持ち、長い世代を経て、きはめて複雑な様相をあらはすにいたつたものである。故に、方言の領域は地區的であり、方言の現實は、それぞれの地區においてはじめてはつきりさせられるが、方言の研究は、地區相互間の言語の遊行・闘争、

中央地區に發達した共通語と地方地區の方言との勢力あらそひといふやうなことの考察によつて、全面的にその目的を達し得られるものであるから、われわれは、その點について、十分の考慮を加へなければならぬ。こゝに言語地理學の可能性がある。言語が人の集團である社會の所産であり、それが歴史性をもつものである關係上、人と時との制約の下にあることはいふまでもないが、またさういふ關係から見ると、地理的條件をはなれては、その全體をはつきりさせることが出来ない。言語が地につがりをもちたなくなると、言語はその歴史的現實性を失ふ。われわれは、梵語やラテン語において、その例を見る、それは、現在に對する有効性をもたない。したがつて、未來の可能性を缺く。梵語やラテン語は、過去の言語であり死語である。昔のヘブライ語もまた死語である。しかし、今の Yiddish は現實の言語である。猶太人は故國を失つた。しかし、猶太人は、ヨーロッパにおいて、またアメリカにおいて、一定の地域に住居し、独自の社會を組織し、独自の言語を發達させてゐるからである。かういふやうに、言語の現實性歴史性は、その領域を豫想する。言語を社會事實として考察する時、それがどれだけの地域にわたつて存在してゐるかは、言語をその現實性・歴史性においてはつきりさせる第一の要件である。一九二八年の四月、オランダのハーグで開かれた第一回國際言語學會、同年十一月イギリスのオックスフォードで開かれた第十七回東洋學會において、各國政府および國際



聯盟に對して各國政府がその領域内にあるすべての土地の言語・方言の出来るだけ完全な研究を組織立て、その調べあげた事實を地圖的に提示されんことを要望する議を可決してゐるが如きは、言語を地域的にはつきりさせることがいかに重要なことであり、また、從來の研究がいかにその方面に弱點をもつてゐるかを示すものである。

### 三、言語の異同觀と方言研究の初期

同一言語共同社會に屬する個人間にあつても、ある時ある處においてある人によつて話される言葉は、その個人のもつてゐる言語財の豊富なものと貧弱なものとの差異により、また個人の教養、個人の習性、個人の用意等の如何により一様ではない。同一個人にあつても、常に同一の言語行爲が繰返されるわけではない。しかし、同一言語共同社會に屬する人々の間には、暗黙の間に理解が成立つてゐるから、發音のずれとか、用語が不適當だとか、いひまはしが不十分だとか、一時のいひまちがへとかいふやうなものは、そのまゝ聞き過されるから、異様感をいだくことがあるにしても、その程度は少しなものである。しかるに、相異なる言語共同社會に屬するものが接觸した場合には、さういふ暗黙の理解があらかじめ成立つてゐないから、その異様感は著しい。普通に、言葉が同じであるとか違ふとかいふのは、主觀的のもので、相互間

の理解の可能不可能が標準となつてゐるが、かういふ主觀的の異同觀は、やゝもすれば、理解の可能な方面はかまはずに、その不可能の方面にのみ注意を向けがちである。

この種の異同觀は、まづ個人相互間の言葉の比較にはじまり、次に個人群相互間のそれに及び、次にそれらの個人群の住居してゐる地域相互間のそれに及ぶといふのが順序である。ある時ある處における個人と個人との接觸において、對者の言葉が自己のそれと異なるもののある時、われわれは、異様の感じをいだく。この異様感は、それが自己の言語生活の過去の經驗と相異なるものがあるによつて生ずるのである。この異様感がしばしば繰返されて、對者の屬する個人群と自己の屬する個人群とが、それぞれ相異なる言葉を語るといふことが發見されて來ると、すなはち、自己の周圍のものは自己と同じやうな言葉を語り、對者の周圍のものは對者と同じやうな言葉を語るといふことがわかつて來ると、われわれは、その言葉の相異は、個人的なものではなく、個人群に屬するものであることに氣がつく。しかるに、かういふ個人群と個人群との言葉の相異は、地域を異にして、隨所にはあらはれる。對者の屬する個人群の言葉と、自己の屬する個人群の言葉の間においてばかりではなく、相異なる地域の個人群相互のその間においても、この關係の成立つことが、われわれの注意に上る。個人的の言語行爲の異同が社會的のものとしてつきりさせられ、さらに、地方的相異といふことが問題となつて來る。



それも、最初は、ある地點においてであつて、擴がりにおいてではないが、それが展開すれば、分布地域といふやうな考へ方に進む。「物の名も所によりてかはりけり」といふ程度の地理的觀念は、かうして起つて來るのである。

言語の異同觀は、また、單語の比較にはじまる。方言考察の初期が、單語の蒐集に傾注するのも、この故である。ちがつた言葉をもつものの接觸において、最初にその注意をひくのは、單語の相異であるからである。全體の文の構成の比較といふやうなことは、この方面に相當な知識をもつ人でなければ、容易に考へ及ばない。發音の相異は、異同識別の重要なよりどころとなる。心理的にみれば、發音の相異の方が、單語よりも先にわれわれの注意に上るといへよう。しかし、普通の人の注意に上るのは、單語における發音の相異であつて、それは、一體不可分のものとして受け取られるのである。

かういふ考察の結果は、無論、考察者の言語意識の内容如何によつて異なるが、その根幹をなすものは、要するに彼我の異同の辨別であるから、その地域の言葉の發音・語彙・語法などの特殊のものだけが注意されるに止まる。しかも、その考察が、個人の經驗の範圍だけに限られる場合にあつては、その地域は限定される。さういふ、ある少數地域の方言考察は、何等の見るべき結論をひき出すことが出來ないといつてもよい。假に、多數の人々の協力によつて、

全國的に、各地域にわたる調査が出來たにしても、その間に、何等かの構成的意圖が加へられず、それが單なる異同の羅列に止まるならば、その考察の結果は、結局、斷片的事實の採集に過ぎず「物知り」をてらふ資たるに止まるであらう、よしや、それらが地圖的に整理されたにしても、いはゆる地圖のよみ方が周到綿密であり、全體を通じての見通しが十分でなければ、方言の生態は完全にはつきりつかまれない。

地方によつて言葉がちがふといふ程度の方言の考察は、すこぶる古くから行はれてゐたのであつて、支那の周代に、每歲八月、輜軒使者を諸國に遣はして方言を採集せしめた如きは、國語統一の政策的意圖の下に行はれたかどうかは疑はしいにしても、公的の方言採集の最古の例とすることが出来る。わが國にあつては、奈良朝時代にすでに方言が識者の注意に上つてゐたことは、萬葉集の東歌や古風土記の採録などの存するによつてもうかゞはれる。しかし、古い時代における方言に對する關心は、單にその異様感にそゝられた程度のものたるに過ぎなかつた。それが後世に及ぶにしたがつて、幾分か研究的態度を以てこれに對するものもあらはれるやうになつたが、その多くは、ある地域を限つての方言の採集であり、たまたま全國にわたるものがあつても、それは單に得るにしたがつての無秩序の採集に過ぎなかつたのである。したがつて、方言に對する學者の見解の如きも、概して、方言は訛語であり、卑語であるといふ意



見て傾き、わづかに、方言のうち古語の残存を認める場合においてのみ、方言といへども、あなたがちに輕視すべきではないといふことが注意されるに止まつてゐたのである。明治時代になつて、西洋の言語學が輸入されてからは、一方において、方言研究の要が認められながらも、他の一方において、國語政策的立場からの國語の統一といふことが重く見られ過ぎた結果として、方言研究の順調な發達が、これによつて多少妨げられた傾向がある。ヨーロッパの方面を見るに、まづドイツにおいても、學者が方言に對して科學的興味をもつやうになつたのは、十九世紀に入つてからのことであつて、それより以前の時代にあつては、一方において、方言は、土地に即した、自然の、損はれざる考へ方の表現であるとして、これを讚美するものがあるかと思へば、他の一方においては、方言は、非文化的の言葉であり、まだ確立するに至らない統一語を危からしめる、くづれた言葉であるとして、これを排斥するものがあるといふ實情であつた。十九世紀に入つて、ヤコブ・グリム Jacob Grimm はラスク Rask のアイスランド語文典の批評（一八二二年）のうちに「もつとも小さい、もつとも輕んじられてゐる方言でも、ただそれはそれだけのものとして、各自の性質のまゝにしておいて、手をつけて損はないやうにするがよい。それは、もつとも大きな、もつとも價值のあるものとして喜ばれる言語以上に、何等かの、人知れぬよいところをもつてゐることが確かであるから。」といふやうな、方言の個

性尊重論を唱へてゐるが、グリム自身は、別に方言について特殊の研究を發表してゐない。ドイツにおいて、かういふ點で注意されるべきものは、ヨハン・アンドレアス・シュメラー Johann Andreas Schmeller である。

シュメラーは、一八二一年にバイエルン方言 Die Mundarten Bayerns を著してゐるが、この人こそは、ドイツにおいて方言の科學的研究を創始した人といへるのであらう。シュメラーは、はじめ、生きてゐる方言と過去の方言とは歴史的聯關をもつてゐること、方言の形成は任意的でないことを明らかにし、古代ドイツ語を明らかに知るためには、現に民衆の間に生きてゐる言葉に注意する要があることを示した。しかも、シュメラーは、第一の、本質的問題として、方言語形の、精密に統計的に書かれた記録作成が必要であるといふ考へから、みづから聽きたるまゝに、普通の正字法によらず、發音通りに方言を書中に記述してゐるが、その精確さは、驚くべきものがある。このシュメラーの研究は劃期的のものであるが、惜しいかな、その後これに繼ぐものがなく、一八六七年になつて、漸くウインテレル Winterer の研究があらはれた。レーオ Jost Wrede が、ドイツ方言研究史におゝて、筆を一八六七年に起してゐるのは、この故である。この年は、實に、ジーンフェルス Sievers の著「音聲學」(はじめ Lautphysiologie と題して刊行されたものであるが、後年 Deutsche Phonetik と改題)の



公にされた年であり、その門下のウインテレルが、その師ジョーエルの研究法をその郷土方言の研究に適用した年である。ウインテレル等の研究法は、音聲學的歴史的研究 *Phonetische-historische Forschung* と名づけられるものであり、今日もなほ一部の學者によつて支持せられ、かつ相當に重要性をもつのであるが、その主張の根本は、生きてゐる言語の研究は個人からはじまらなければならぬといふ點にある。その音聲學的記録は、きはめて細微の點にまで及ぶ。個人的の少しの差異までも見のがさずに記録する。その結果として、記録の作成されるべき言語圏は、縮少され、町村方言に關して、個々の言葉を調査するといふことになつたが、言語史的方法の完成が強く要求されたので、價値に富んだ、多くの町村文典ともいふべきものが續出したのである。しかし、かういふ音聲學的歴史的研究は、一つの見方を忘れてゐる。すなはちそれは、方言は個人の要件ではなく共同社會のものであることを忘れてゐるのである。それは、言語を單に個人的のものとしてのみ取扱ひ、これを社會的のものとして取扱はない。内部の音變化の考察を専らとして、人と人、方言と方言、地方と地方との關係によつて生ずる外部的の考察を閉却してゐるのである。イギリスの方言研究は、主として一八七三年に創立された英國方言協會の力によつて基礎をおかれ、一八九八年に刊行されたライト Wright の方言辭典 *The English Dialect Dictionary* によつて代表される。スキート Skeat の史的研

究、エリス Ellis の音韻研究の如き、注意すべきものもあるが、イギリスの方言研究は、概してSへは辭書的 *Lexikalisch* のものである。

フランスにおける方言研究も、やはり十九世紀の末から盛になつて來て、ボン大學のディーツ Friedrich Diez 門下であるパリス Craston Paris のやうな學者があり、また他にもトール Antoine Thomas の如き人もあつたが、ドーザ Albert Dauzat がその著「言語地理學」のうちについてゐるやうに、シリエロンの方言圖卷が刊行され、言語地理學の基礎がおかれるまでは、局所的の研究論文には相當に見るべきものもあつたが、それらは相互にかけはなれた町村に關するものであり、その觀點もまた非常にちがつたものが多く、一地方全體を對象としたものは甚だ稀であつたし、語彙集その他の文献も多く出たが、それらは地方人の手に成つたもので、その努力は多とするに足りるが、科學的正確を缺くものが多いといふ状態にあつたのである。

要するに以上述べ來つた事例によつても明らかである如く、いづれの文化國家においても、方言に對する注意ははやくより喚起せられ、その採集や研究も古くより意圖されて來てゐるのであるが、はつきりとこれが學的體系の下におかれるやうになつたのは、きはめて近い時代のことと屬する。



#### 四、方言の地理學的研究

言語は土地につながりをもつといふこと、したがつて方言は地域的に考察されるべきものであり、しかも、それは國語の領域内の全般にわたつて考察されるべきものであることは、すでに述べた通りである。かういふ意味において、方言の地理學的研究に先鞭をつけたのは、ドイツにおけるヴェンケル Wenker である。

ヴェンケルは、その當初は、一方において、當時レスキーン等の少壯文法家によつて唱道せられた「音韻法則には除外例なし」といふことを實際の言語資料によつて立證しようとし、また、一方においては、當時専ら方言研究家の間に行はれた、町村文典や個人文典をしらべあげ、一方においては、當時専ら方言研究家の間に行はれた、町村文典や個人文典をしらべあげ、質的にわづかを方法では、いつになつたらば全言語域の概観を得られるかわからないから、質的にわづかを包括するに過ぎないにしても、特殊の決定的な現象に限定された記録の作成を企てる方が、廣い範圍にわたる概観を得るといふ目的を達成し得る所以であると考へて、新しい方法をとるに至つたのである。かくて、ヴェンケルは、まづ一八七六年に、四十の簡單な質問書を各所に發送して、それを方言に書き改めて回答されんことをもとめたのであつた。その發送範圍は、最初はデューッセルドルフおよびライン地方であつたが、これだけでは不十分なので、一八七六年

から一八七九年にわたつて北ドイツ全部に、次いで一八八七年から一八八八年にわたつて南ドイツ全部に送つて、その回答をもとめた。これで、昔からのドイツ領四萬の町村に行きわたつたのであるが、回答を得た数は、四萬六千十一通に及んだ。これを基礎として作成された圖卷は一千六百枚に上つたが、久しく刊行されずに、柏林の國立圖書館に收藏されてゐたのである。一九二六年以後、レーデは、その規模を縮小してこれが公刊に着手したが、これには、オーストリアやチェッコ・スロヴァキヤの部分が増補されてゐる。

フランス言語圖卷に偉大な業績を残したジリエロン Gillieron の最初の目的も、フランスのローマンス語系の方言の比較研究を、完全な科學的保證を有する確實な基礎の上におかうとするにあつたといはれる。ジリエロンは、一八八〇年來、パリの高等學院 L'École des Hautes-Études でガロ・ロマン方言學を講ずることになつたのであるが、その資料の信頼しがたいものが多いのを痛感し、實際に現地について、地理學的・音聲學的の調査を實行する大願を發したのである。幸にエドモン E. Edmont の如き、有力な調査者を見出し得たので、エドモンをして、その任に當らしめたのであるが、エドモンは、約二千の語句を含む質問書により、六百三十九の地點について、實地の調査を試み、みづからこれを音聲學的に記録したのである。その調査は、一八九七年から一九〇一年にわたつてゐる。その勞作の結果の整理刊行されたも



のが、有名なフランス言語圖卷であるが、地圖は約二千枚、刊行は、一九〇二年から一九一〇年にわたつてゐる。

上述の二つの圖卷は、國內全地域にわたつて、方言の地理學的調査を試みた最初のものとして、また、後出の諸種の圖卷の先蹤をなしたものととして、注意されるべきものであるが、この兩者は、それぞれその長所と短所とをもつ。それは、この兩者が、その目的を同じくしながらも、その方法を異にしたからである。ドイツやフランスのやうな廣い範圍にわたつて方言の記録の作成を試みるには、到底その全部を盡くすわけにはいかない。ある部分はどうしてもこれを切捨てなければならぬ。そこで、採用されるべき二つの方法がある。一は、調査地點の數を限つて、すなはちあらかじめ比較的少數の地點を選んでおいて、その地點について、多數の語詞を直接に耳に聽いて調査する方法である。しかし、この方法では、他の多くの地點の方言は、全くその範圍外におかれることになる。一は、全體の地點、具體的にいへば、市・町・村の方言を調査の對象とする方法であるが、これは、地點の數が多いから、質問書を發送して回答を求めるといふ手段をとらなければならず、したがつて、多くの語詞について調査者が直接にこれを聽きかつ記録するといふ便を得がたい。前者は、フランス言語圖卷の方法であり、後者は、ドイツ言語圖卷の方法である、フランス流の方法の結果を見ると、實際に調査された地點の方

言の語形や音韻の音聲學的復現が精確であることはいふまでもない。しかし、全フランスの市・町・村の上からみれば、約百分の二だけが調査されてゐるに過ぎない。それが何を意味するかは、方言が、村から村へ、いかに錯綜してゐるかを知らぬものゝ容易に判断し得るところである。これに對して、ドイツの圖卷は、その記録が、音聲學的には必ずしも精確であるとはいへない。しかし、その調査地點は、四萬を數へて、ほとんどドイツ全土の各町村に及び、學校所在地の百分の百といふことになつてゐる。この、調査地點の多いといふことは、前記の標記の不精確を補正するに足りる。誠實な記載は、標音記號で記されてゐないにしても、その近傍の村落からの回答書との比較参照によつて、容易に實際の發音を認識し得る場合が多いといへる、要するに、これは、一長一短である。

この二つの圖卷が、同じ根本的意圖の上に成立つて居りながら、かくも相異なる様相をもつやうになつたについては、おのづからさうなるべき理由がある。フランスでは目の粗い網がえらばれ、ドイツでは目の細い網が選ばれたのは、これを二つの國の政治的形態の全體の構成や生成における相異と照らし合はせて考へるべきである。フランスでは、パリが優越せる重要性をもつてゐる。パリが唯一の中心地點である。言語の波は、すべてこゝから出て、徐々に遠い地方にまで及んでゆく、これに反して、ドイツでは、言語生活の上においても、政治的小地理



圖が、著しくその特色を示してゐる。フランスにおいても、さういふことが全くないのでないが、ドイツにおけるほどに著しくない。ドイツの圖卷が、フランス流に、その地點の選び方が粗い目の網であつたならば、ドイツの方言語史は書かれなかつたことであらう。しかも、この方言語史を書くといふことは、方言の地理學的研究の主要な目的の一つであるはずである。方言圖卷の作成は、方言の地理學的研究の目的ではなく、實に、その出發點なのである。われわれは、方言圖卷の作成によつて、方言分布の全貌を知ることが得、從來、局所的部分的の考察に本づいて一應解決がついたやうに考へてゐたことが、多くは群盲摸象の類に過ぎなかつたことを知るのである。今それらの二三について述べてみよう。

第一に、方言地區の問題がある。全國をいくつかの方言地區にわかつといふことは、從來も行はれてゐたことであり、あへて新しいものではないが、地理學的研究の結果として、明らかにされたことは、方言地區なるものは、つまり、ある言語の言語領域であるといふことである。甲の語については、Aの地域とBの地域とに、相異なる語形が行はれてゐるから、AとBとは異なる地區をなしてゐるが、乙の語については、AとBとに共通な語形が行はれてゐるといふ場合には、乙の語についていへば、AとBは一つの地區を形成してゐるといふことになる。かういふ風に考へれば、語の領域はほとんど無限の連鎖であつて、方言地區といふものの設定は、不

可能であるかのやうに見えるが、それぞれの語のうちにはほどその領域を同じくするものがあり、それらの言語領域を重ね合せてゆくと、おのづからそこに、一つの方言地區といふべきものが形づくられて来る。かくの如くにして設定された方言地區について、その成立の要因をたづね、それが自然地理的のものであるか、政治地理的のものであるか、あるいはまたその他の歴史的文化的の因由をもつかを明らかにし、さらに、その地區の言語と他の地區の言語との交渉を検討する等、それらは、方言全般にわたる課題である。

第二に問題となるのは、方言地區の境界線であるが、方言地區が一語だけについてであれば、境界線はたゞ一すぢだけであるから、はつきりするが、前項に述べたやうに、方言地區の設定がいくつかの言語領域を基本とするものであると、その境界線は一樣でなく、互に參差出入あることを免れない。しかも、この方言地區の境界は、昔からのものではなく、かつ不動不變のものでもない。わが國にあつては、往々にして、封建時代の境界が、方言相互間の境界を示すものとして認められることがあるが、ドイツにあつても、中世の教界俗界の支配圏が、少くとも今まで研究されてゐる古代ドイツの中心地域においては、方言相互間をわけるものと考へられてゐる。近代の聚落地域の境界は、おそらくこれに關係はないやうである。これらの事實は、大名領とか寺院領とかが、實に交通を規定するものであることを考へれば明らかになる。それ



らの領地關係は、内部のものと外部のものとを切りはなす。領地内における言語的均一、近隣地域との言語的差異は、その結果である。地域の範圍に變化が生ずれば交通關係に變化が生じるから、言語の新しい混和が生じるが、しばらくすると、また均一化する。ある地方のさういふ領地關係が久しく變らずにゐた場合には、それに應じて、方言線も固定的であるが、政治地理的の境界線の運命が有爲轉變極まりなきものであつた場合には、方言地圖の形も多種多様である。

第三に注意すべきは、方言地區と交通域との關係である。交通域といふのは、交通關係が自由圓滑に成立つてゐる地域をいふのである。後にも述べるやうに、言語の遊行、言語の流傳は、主として交通の力によることはいふまでもないが、方言地區の境界が、大體において交通域の境界と一致するといふことが見出される。前項に述べたやうに、大名領や寺院領の境界が方言線と一致するといふのも、つまり、それが一つの交通域をなしてゐるからであるといへる。しかも、その交通域の力は、その境界の解消された以後においても、かなり久しく言語の上に影響を及ぼすといふ。ドイツにおけるマウレル *Maurer* やハーグ *Haag* の研究によれば、約三百年は持續するらしい。もつとも、それは、交通域の存續期間にも關係をもつ。マウレルの研究は、西紀八〇〇年から一五〇〇年まで存續してゐた交通域についてであるが、それより

もさらに中世初期にすでに交通域の存してゐた場合には、それはたしかに境界を一そう強化するものとしてはたらくといはれてゐる。

自然地理的の境界もまた、ある場合においては方言地區の境界線たり得るけれども、それは山林沼澤河川が交通上に著しい障壁となる場合であるか、あるいはそれが政治的境界と一致する場合であるかに限定されてゐるといつてよす。

第四に、方言の地理學的研究の成果の一として擧げるべきは、いはゆる地區連鎖の原則の認められるやうになつたことである。地區連鎖の原則といふのは、今日では分裂して、全く別々になつてゐる各地區が、昔は連鎖した一地區を形成してゐたのであるといふことである。すなはち、古い時代においては一つの地區であつたものが、何等かの理由によつて中斷され、かけはなれたところに別々の地區を形づくつてゐるといふ場合がそれである。もつとも、この原則は、その地方には、古く同一の言葉の行はれてゐたといふことが證明されてはじめてその妥當性をもち得ると考へるのがよい。何となれば、新しい言葉が、他の地方より輸入される場合に、同一のものが、甲乙のかけはなれた地區において、あたかも地區連鎖のやうな様相を示すことがあるからである。發生的にいへば、前者は古語の殘存であり、後者は言語の飛びはなれた移動の結果であるが、現實においてはつきりさせられたものについていへば、いづれも、言



語の島といふ範疇に屬する。

第五に説くべきは「言語の島」のことである。「言語の島」 Sprachinsel といふのは、孤立せる言語地區に附せられた名稱である。一體、前にも述べたやうに、言語の地區は、一語だけについていへば、その限界はつきりするが、語の数が加はるにしたがつて、その限界はぼんやりして来る。しかし、相隣接してゐる地區相互の言語は近似性をもつてゐるのを常とする、その地區別は、黒か白かによつてきまるのではなく、鼠色の濃淡の差が問題となるといふやうな程度のものであるのが普通である。しかるに、ある場合において、周圍が黒色であるのに、その中央のある部分だけが白色であるといふやうに、隣接の諸地區の言語とは全く異なる言葉をもつ地區の見出されることがある。ある特殊の語だけがさういふ特色をもつ場合、その地區の言語全體について、ある特異性の認められる場合といふやうに、そのあらはれ方はさまざまであるが、いづれにしても、さういふ、孤立した特色性の存する地區を「言語の島」と名づける。

言語の島の成因を擧げると、大體、次のやうなものがある。

- (1) もと連続してゐた地區の、部分的に取残されたもの、これは、前項に述べた古語の残存などの場合である。

- (2) 言語の飛びはなれた移動によるもの。地方の言語は、中央文化の影響をうける。すなは

ち一國文化の中心地帯の言語は、地方の言語に影響を與へるといふことは、一般に認められるところであるが、その流傳は簡單ではない。池の中心に石を投げた場合に、その中心に起つた波が、周圍をめぐりて、漸次近きより遠きに及ぶといふやうなわけでもなく、また、それは、その尖端を僻遠の地に向けた楔状をなして、中央に近い地方はもつとも多くその影響をうけ、順次距離を逐つてその度が薄くなるといふわけでもない。これは、中央文化と地方文化との交流を考へればわかることであるが、中央の言語は、まづ地方の文化圏の中心地點に傳はり、その中心地點の言語は、またその周圍の小文化圏の中心地點に傳はるといふやうに、飛びはなれてひろまつてゆく。したがつて、長い世代を経れば、連続すべきはずの言語地區が連続せず、こゝかしこに孤立するのである。同じく言語の島といつても、(1)は、もと連続してゐたものの部分のとり残されたものであり、(2)は、連続すべきはずのものが、まだそこまでいたらないのであるが、地區的に孤立してゐるといふ點では、兩者共に趣を等しうする。

第六に、方言の地理學的研究は、歴史的事實と地理的事實とを結合することを、われわれに教へたといふ點において、特に注意に値する。ドーザが、その著「言語地理學」のうちに説いてゐるやうに、フランス言語圖卷中の「牝馬の地圖」は、三箇の主要地區の存在を示してゐる。すなはち、一は Ega 地區、二は Cavale 地區、三は Junent 地區である。しかし、現實に



おいて併存してゐるこれらの語形が單に生存してゐるといふ事實を確認するだけでは、それは單なる調査に過ぎない。われわれは、これらの語型の各年代と、その地區の繼起とを定めなければならぬ。ドーザは、言語地理學は、大部分埋没してゐる語彙の諸層位を、その語彙の現在の露頭を調べて再建するものだといつてゐるが、これらの語型の地層の層位を定めるには、言語史の方面からの考察を要する、ドーザのいつてゐるところをそのまま引用すると「言語史は十三世紀には、牝馬は北部地方では *ive* (その異體 *veve*, *yeuve* と共に)、南部地方では *ega* と呼ばれてゐたことを教へてくれる。そしてまた *Jument* といふ語は當時フランス全體にわたつて荷積馬といふ意味だけに用ゐられて居り、また *Cavale* といふ語は、中世紀末にアルプス山脈をこえてフランスにはいつて來たイタリア語であつたことを教へてくれる。言語史はまた、ゴトフロワが引用した一二七一年の一例が示すやうに *Jument* が、荷積馬といふ古い意味から、牝馬といふ現代の意味に變つたのは、最北部地方に始まるのであつて(何故かといへば、牝馬は當時北部地方において、もつぱら荷積馬として使用されてゐたからである)その後、次第にパリ地方に侵入して來て、當時、その發音が餘り短か過ぎたために勢力を失つてゐた古語 *ive* を抹殺してしまつたことを教へてくれる。」といふわけで、かういふ歴史的事實と地理的事實とを結びつけてくると、南部地區の古 *ega* が最も古い地區で第一紀層に屬するこ

とがわかる。この語はどこにおいても後退して居り、中世紀以來、その地を失ひつゞけてゐる。次に *Cavale* がイタリアから來て、南部およびリヨネ地方にひろまり、そこから一方低部オーヴェルジュ地方に、他方ワロン地方にひろまつた。最後に、現在の意味をもつ *Jument* が、パリにはいつた以後は、この語が廣い領域に進出するやうになつた。かういふやうに、地理學的事實と歴史的事實との結合によつて、併存してゐる語型の年代と地區の繼起とが定められる。ちやうどこれは、歴史地理學が、實地の踏査や土地の發掘によつて、從來もつぱら文献上の記載によつて知られてゐた古代文化の遺趾を復現してわれわれに示すやうな關係にあるといつてよい。文献に傳はつてゐない歴史的事實が、歴史地理學の考究によつて明らかにされることもあるやうに、方言の地理學的研究によつて、埋もれた歴史的事實の明らかにされることもあるのである。

方言の地理的事實は、言語の生態の現實を示すものである。このうちには、文献によつてうかゞひ知ることの出來ない、幾多の貴重な言語事實がふくまれてゐる。これを歴史的事實と結びつけて考察することによつて、われわれは、國語の内的外的の歴史を確認することが出来るのみならず、またさらに、從來、文献の上に、抽象の上に依存してゐた結果として、われわれのいだいてゐた、幾多の歴史的偏見を、これによつて是正することも出来る。今や方言の地理



學的研究は、一地方の言語事實を研究の對象とするものではなく、國語の全領域にわたつて、全般的に、現實においてその言語事實を認識し、地理的分布に本づいてその生態を考察し、さらに進んでその歴史を再建するを目的とするに至つてゐる。いはゆる言語地理學は、これを體系づけたものであるが、新興の言語地理學は、なほその初期にある。われわれは、その發達を將來に期すべきである。

## 五、方言の社會學的研究

言語が、はじめにも述べたやうに、社會的事實である以上、方言の研究においても、社會學的考察が必要であることは、今さらいふまでもない。言語地理學においても、またこれにいふ。ドーザは、言語地理學の目的は、地理學および社會的準據、民衆心理並びに古今の言語文獻の援助を借りて、語の變形、語の創造、語の集合、語の旅行、語の生態および語の鬭争を支配する法則を發見することであるといつてゐる。ガミルシュエグ Ernst Gamillscheg は、言語地理學を、個々の國語や方言の地理學的方位の確立を目的とするのではなく、この方位からして、言語現象の成立および生長についての解決を求め、同時に、それがいかやうにあらはれるかを明らかにする學問であると解してゐるが、その意味においても、方言の社會學的研究を

閉却することは出来ない。

しかし、わたくしがこゝに方言の社會學的研究としてその要を説かうとするのは、言語が社會的事實であるからといふ一般的理由からではない。さういふ一般的理由からの必要は、何人もすでに認めてゐるところであらう。わたくしは、特殊の方面から、これについて私見を述べようとするのである。

方言の研究において、その對象となる方言が、いかなる地方のものであるかは、常に調査者の念頭に上るが、それがいかなる人によつて語られるか、それがいかなる社會層のものであるかは、とかく忘れがちである。否、さういふ注意が怠られないにしても、方言資料の調査者は、やゝもすれば、普通のものとは異なる語彙なり表現なりに心のひかれることが多いので、採集の範圍が、往々にして一方に偏する。その結果として、老人とか農民とかいふやうな、ある社會層の人々の言葉のみがあらはれて來るといふ弊を生じる。言語が、地理的にいかに移動し、歴史的にいかに變遷するかは、社會層のすべてにわたつての考察によつて、はじめて明らかにされるのである。老人層の間のみ存する方言は、その由來が古く、青年層の間のみ存する方言は、その由來が新しい。その由來の新しいものは、往々にして、言語の島を形づくる、さういふ言語の島を形づくるものは、新語移動の先驅をつとめるものである。前に述べたフラン



ス言語圖卷中の「牝馬」の例についていへば、その Cavale 領域中に Jument の三つの「言語の島」が見出されるが、その回答者は、いづれも年の若い人たちで、しかも、その職業上新語使用の傾をもつものであつたといふやうな事例は、注意すべきことである。かういふ老人層と青年層との對立と共に注意されるべきは、有識階級と然らざる階級との間の言語の相異である。いづれの時代においても、新語の移入者は、有識階級に屬するものである。有識階級に屬するものは、外部との接觸の機会が多く、かつ新しい文化の吸収に敏感であるからである。これに反して、一般民衆は、すべての生活において保守的であると同様に、新語の受け入れにおいても鈍感である。スタンシヨ・テンシヤバ（停車場）といふやうな語彙は、かういふ階級において聞かれるのである。

方言の考察に當つては、また、その地區の交通關係の變遷を地理的に明らかにすると共に、その地區における言語共同體の社會的要因を歴史的に詳かにしなければならぬ。前に述べたやうに、大名領などの領地關係が、相當長期にわたつてその影響を後世に及ぼすのは事實であるが、それと同様に、昔の武家の言葉、町家の言葉、農家の言葉といふやうな、往時の階級制度に依存した言葉の名残がなほ方言のうちに認められる、現代のわが國においては、舊封建制度がくづれてからわづかに八十年、方言の考察において、さういふ舊時の社會的要因を究明す

ることは言語の歴史を再建する上において、重要な仕事の一たるものである。

方言が、本來の文化財 Primitive Kulturgut か低下した文化財 Gesunkene Kulturgut かいふ問題も、方言の社會學的研究の好個の對象である。元來これは、ドイツのナウマン Hann Naumann によつて、民俗學の問題として提唱されたものであるが、今日では、言語地理學者もまた、これを重要な問題としてとりあげてゐる。

ナウマンは、民俗學の問題として下層社會研究の必要を説き、特にその「低下した文化財」の考察に重きをおいた。低下した文化財といふのは、本來、上層社會に屬してゐた文化財の、下層社會によつて受け入れられたものをいふのであるが、ナウマンにしたがへば、下層文化の九十パーセントは上層社會において發達したものであり、下層社會のもつてゐる用具・衣服・藝術・言語・詩は、上層社會から傳へられたものである、あるいは上層社會から受取つたものであるといつた方がよいかも知れぬ、何となれば、すべての上層文化が、無選擇に下層社會にはいつてゐるわけではなく、一定の取捨が加へられてゐるからである、すなはち、共同社會の體制にふさはしくないものは、これを拒否してゐるか、もしくはこれを變改してゐるといふのである。

このナウマンの上下二層説にしたがへば、方言のほとんど九十パーセントは、上層の言語財



の低下したものであるといふことになる。高度の文化を發達せしめてゐる社會の言語の移入されたものであるといふことになる。しかし、これは、一面的の觀察に過ぎないのであるまいか。これを事實の上についてみても、地方の方言が都會語に移入されることもあり、またそれが共通語のうちに入りこむこともあつて、低下といふ現象が一方に認められると共に、他方には上昇 *Aufsteigen* といふ現象の存することも否定されない。また、言語の移動の道程についても、ナウマンは、側面からの移入を否定してゐる、高部ドイツ語の低部ドイツ語の地域への移入についても、それは、學校・新聞・講演・演劇・詩・官吏などのやうなものからいつて來るのであると説いてゐる。さういふ機關や施設から、上からはいつて來る場合もあることは事實であるが、言語の流傳は、交通關係によつて規定されることが多いことを考へれば、側面からの移入といふ事實も認められなければならない。しかし、側面からの移入にしても、その移入は、村落から村落へと、順次的に進むのではなく、中央から地方の主要都市へ、地方の主要都市から附近の小都市へといふやうに飛びはなれた進出を示すものであることは、ナウマン説の一部の妥當性を示すものともいへるが、さらにまた、言語移動の大勢を考察すると、例へば、ライン地方におけるその如き、南から北への方向をとつてゐることは顯著であるから、大勢から見れば、側面説に有利である。要するに、言語の如き、所與性の複雑なものにあつて

は、簡單に、一片の理論を以てこれを推すことは困難である。上層文化社會に發達した言語を、下層文化社會がとり入れる場合についても、ナウマンは、上述のやうに、無差別ではないといつてゐるが、さういふ場合に、果して取捨が加へられるかどうか、疑問である。上層の文化財は、それらをもつ社會が指導的であり模範的であると認められてゐるだけに、それは無條件にとり入れられるのではあるまいか。それが、あるいは發音の上に變化を見たり、つかひ方に相異を生じたりするのは、意識的に加へられた變化や相異ではなく、模倣の不完全にもとづくものと見るべきであらう。



## 新語の先在性

### 一

近時急速の發達を見るにいたつた、各地の方言の研究は、言語史的方面にも、文化史的方面にも、新しい多くの考察の題目を提供し、未來の豊富な收納を約束してゐるやうに見受けられるが、比較的に新しい言葉の發生傳播の跡をたどるのも、また、方言考察の一の興味ある題目たることを失はない。かういふ方面の理論的説述は、しばらくおいて、わたくしは、こゝに、思ひついたまゝの一二の言葉について、新語の先在性といふことを考へて見たいと思ふ。

わたくしは、かつて、拙著「國語學通考」(二〇九頁)に、當時の流行語であつた「銀ブラ」について、これは「江戸時代に例を求めれば、洒落本などに見えてゐる「をかぶら」(船によらず陸をぶらぶら行く、深川通ひの義)などがあるが、さういふ類推から出來た語と見るのは、むしろせんさくに過ぎた考へであつて、さういふものとは關係なく「銀座をぶらつく」の省略形

として獨立に發生したものと見るべきものであらう。」といふことを述べておいたが、この銀ぶらといふ語なども、すでに、その先在性について異論があり、疑義がある。松山省三氏の説によれば「銀ぶらとは、明治の末期頃に、銀座のブラすなはち銀座の遊民といふ意味につかはれたもので、自分達はブラ省、又平岡の權八郎などは、ブラ權などといはれたものであるが、それがいつの間にか、銀座の散歩といふ意味に轉用されて來た」のだといふのであるが、塚本(靖)博士は、「明治三十年頃、うちの書生が銀座邊に遊びにゆくと、お前銀ぶらしたかといつたものである。同じ意味で、傳通院前あたりへの散歩を傳ブラといつたが、この方はスタつて銀ブラは、とても盛んに流行語になりました。」といつてゐられる。(以上の二説は、昭和七年二月東京朝日所載、下村海南氏の「銀座の柳」の記述による。)前に述べた文化の頃の通語「をかぶら」は、船頭新話に「をかぶらの足」などとも見えて、ブラはブラく行く、すなはち緩歩の意味であることは明らかであるが、明治の「銀ブラ」のブラがブラくしてゐる遊民の意味にもとづいたものか、またはブラく行く、すなはち散歩の意味に出たものであるか、容易に判定しがたい。現時の用法によれば、後者の義と解釋されるが、これによつて輕々しくその出自を推斷することは出來ない、發生の年代にしたがへば、塚本博士説に勝味はあるが、兩者がかならずしも同一系統に屬するものとは見られない、別々の發生であるかも知れないから、



年代の前後が、かならずしも解決を下す準據ともなり得ない。古くから存してゐる各地の方言の、類を同じくする單語の間にも、かういふ關係の見出され得ることは、方言考察者の注意を要する點である。いづれの時代においても新語の先在性は、容易に決定し難いものであつて、いつ、いかなる人によつて、いかなる事由によつて、一の新語が使用しはじめられ、どういふ風にそれが他の地方に傳播したかといふことは、きはめて慎重に考察されなければならぬ。

二

今はすでに死語となつてゐるものに「圓太郎馬車」もしくは「圓太郎」といふ語がある。この語はわたくしなどの小學生時代には、盛に用ゐられてゐた語で、當時（明治二十年代）東京の主要な交通機關の一つであつた乗合馬車を意味するものであつた。この乗合馬車では、馭者がしきりにラッパを吹いてゐた。それを、當時の落語家橋家圓太郎が、眞似をして、高座でラッパを吹いて、「お婆さんあぶないよ」などといつたりして、客の機嫌をとつたものである。それから、その落語家圓太郎の名が、さういふ乗合馬車をあらはす語として、轉用されるやうになつた。かういふのが圓太郎といふ語の普通の解釋である。われわれは小學生時代に、たゞラッパを吹いて行く乗合馬車は、圓太郎馬車といふものだとのみ心得てゐたのであるが、後になつて

その由來を聞くに及んで少時寄席で目撃した圓太郎の動作などを想起して、なるほどもつともなことであると考へたものである。しかるに、これに對して、また一の異説がある。それによると「圓太郎」といふ名は、明治九年頃に、横濱に住んでゐた柴田圓太郎といふ山師的の兩替屋の名に本づくものであつて、この圓太郎は、當時横濱にゐた英國人ウィリヤム・ジョーモイといふ男と共同で乗合馬車業をはじめた、これが所謂圓太郎馬車であつた、開業當時は横濱から芝口まで一分二朱（現在の約三十錢）で運轉し、一時はたいへん儲けたものであるが、ウィリヤムと何か意見の相異を來したばかりか、もつと便利な鐵道馬車なるものが出來たため、つひに破産のやむなきに至り、いはゆる最初の圓太郎馬車なるものは四五年でやめてしまつたといふ（大正十三年八月東京日々、夕刊）。この異説のうちには、事實の疑はしいものもある。すなはち、明治十年前後に鐵道馬車があつて、それが横濱芝口間を往復したやうに傳へられてゐるが如きは、全くの誤傳か、混線かと思はれるが、この異説の背後には、明治九年頃に柴田圓太郎といふ人によつて創始され、その人の名を以て呼ばれた乗合馬車が横濱芝口を往復したといふ事實だけは存してゐたものと考へられる。さうすると、「圓太郎馬車」といふ語の先在性は、この方にあるといふことになる。しかし、もし、この方の「圓太郎馬車」は、廣く世間にも知られず、單に局限された範圍にのみ生命を保つてゐたに過ぎず、しかも、それが久しからず



して亡びてしまつたとすれば、落語家圓太郎の名によつて、新たに東京に發生した「圓太郎馬車」の語は、全く別種の新語として取扱はれるべきものであり、前者の先在性に煩はされる點はないわけである。わたくしは、この兩者の關係を斷定し得べき何等の材料をももつてゐないが、假にそれが前述の如くであるとすれば、甲乙二つの地域に「圓太郎馬車」といふ語が、時代を異にして、相並んで存在してゐたにしても、それらは、同一系統に屬するものでもなく、また、一語が他に傳播したものでないものである。したがつて、今日「圓太郎自動車」といふやうに、「圓太郎」といふ語が「乗合」を意味するやうになつて來てゐるが、この「圓太郎」もその系統は、横濱の圓太郎にでなく、落語家圓太郎に出自を有するものと見るのが適當であらう。

言語の發生を考察してみると、同様の意義を有する、同様の形態の言葉が、處を異にし、時を異にして、別々の事由に基づいて發生することがある。言語學者が、言語の比較にあたつて、偶然の一致に惑はされないやうに、常に細心の注意を拂ふ所以は、こゝに存する。異なる方言において、形態意義を同じくする言葉が見出された場合に、たゞちにこれを同一語視し、また、時代の先後によつて、たゞちにその先在性を決定しようとするが如きは、多くの場合において、すくなからぬ危険のこれに伴ふことを覺悟しなければならぬ。

### 三

東京の子供の間に行はれてゐる誓の言葉に「げんまん」といふ言葉がある、甲乙二人の子供が、ある事を約束するに當つて、小指と小指とを組合せて「げんまん」といふ。かういふ誓約をすることを、「げんまんする」といふ。この語については、古く同方雜誌二十二（明治三十年前後のものか。わたくしの抄記に年代を書き洩らしてあるので不明）に「葵影拔續江戸詞」と題して、土館長言氏の次の文を載せてある。

「頃日山ノ手談話會席上に於ける、磯部武者五郎氏の談に、余が家の小兒、一ツの新語を作成せり。即ち小兒等彼我の間に或事を約し若し違約せるものある時は、拳固萬個を以て罰すべしと定めたり。然るに、此頃之を省略して、違約するものは、げんまん（拳萬）だぞと、終にげんまんといふ一種の新語を作成し、昨今にては盛んに通用語として、彼等兒童の間に使用せり。云々。」

右の記事によると、げんまんといふ新語は、磯部武者五郎氏の子息が作り出したものであるが、わたくしの手元にこの原文の載つてゐたと思はれる葵影がないから、こゝに「頃日」といつてゐる年代がはつきりしない。土館氏にたしかめようと思ひながら、つひにその機を逸して



しまつたが、わたくしの過した小學生時代（明治二十年前後、日本橋の常磐小學校）には、山の手と下町との相異はあつたとしても、拳固萬個を以て罰するといふこともなかつたやうであるし、したがつて「げんまん」といふやうなことも、全く記憶に存してゐない。おもふに、これはすつと後のことであり、少くとも、この語の發生は、やはり三十年前後のことに屬するであらう。しかるに、今は、この「げんまん」といふ語は、山の手下町を通じて、廣く子供の間の通用語となつてしまつてゐて、かへつて原義の拳固萬個といふことは、忘れられてしまふやうになつて來てゐる。

「げんまん」といふ新語の先在性は、前記磯部氏の談で明らかにされてゐるが、拳固萬個を以て制裁するといふことが果して磯部氏の子息などの間の創意であるかどうかは、上記の談だけではつきりしてゐない。おもふに、拳固幾つを以て罰するといふやうなことは、普通の約束の條件として、いひあらはされ得ることであるから、それは誓の詞としての定型をなすに至らなかつたのであるが、子供の誇張性から拳固萬個といふに至つて、それが一つの定型として認められるやうになり、さらに「げんまん」となつて一の神秘的、不可犯的の誓詞としての特性を帯びるに至つたものであらう。

臺灣に住んでゐる内地人は、各府縣からの渡來者を含んでゐるから、言葉の上にも、各地方

の成分が入り交つてゐる。であるから、これがいづれの府縣の系統に屬するものかは明らかでないが、臺北地方の子供の間に行はれてゐる、約束をかたくする場合の誓の詞に、次のやうなものがある。

「指きり、かまきり、うそついたら、げんこ百個、さうして地獄へはまる。そして一本十本百本千本萬本億本兆本針をのまされる。」

右のうちの「げんこ百個」は、上述の「げんこ萬個」に對するものであるが、この場合においては、「指きりかまきり」以下の全體が、全體として一の誓の詞をなしてゐるので「げんこ百個」は、たゞ部分としての役目をもつてゐるに過ぎない。しかして、臺北のこの誓の詞は、もしこれが全體として他の地方から輸入されたものであるとすれば「地獄へはまる」の「はまる」といふ言葉のつかひ方から見て、上方系のもものと推定されるやうであるが、果してどうであらうか。とにかく、「げんまん」の原義をたづねてみると、「拳固萬個」を見出し得ると同時に、これと對立する「拳固百個」を發見し得ることは事實である。この對立的のものが果して別々の發生であるか、一つのものが他のものに對して先在性をもつか、それは容易に決定し難い。



## 言葉の意味

言葉を外形と内容との二つにわけて考へ、音韻関係のものを外形とし、意義関係のものを内容と見るのは、従來の言語に關する論述において普通に見られる考察の態度であり方法でもあつた。しかし、近時の學者、ことに言語哲學方面から言語を研究しようとする學者は、上記のやうな考へ方にいろいろの缺陷を見出すやうになつて、種々の新しい見解が起つて來てゐるのである。われわれが、アメ(雨)といひ、ユキ(雪)といひ、オハヤウゴザイマス(朝の挨拶)といふ、これらの音の結びつきが言葉の外形であり、これらの音の結びつきによつてあらはされる意味が言葉の内容であるといはれて來てゐるが、この種の外形と内容との關係については、幾多の疑問を生ずる餘地がある。少くとも言葉の意味といふものがどういふものであるかといふ問題は、これだけでは明らかにされてゐない。そもそも、普通に言葉の要因として考へられ

るものには、次のやうな五つのものがある。

- (一) 思考しかつ言語を用ゐる言主(話したり、書いたり聞いたり、讀んだりする。)
- (二) 言主の心に起る思惟の作用。
- (三) これらの思惟の内容を形成する思想。
- (四) 大體において不足なく、思想が聯想され、思想を表現する語形。
- (五) 言主、思惟の作用および思想は、ある客體に關係をもつてゐるが、その客體すなはち言及されたもの。

以上の五つの要因のわけ方は、主としてシテルン Gustaf Stern の説くところによつたのであるが、この(二)は主觀的思想であり Cogitatio であり、思惟であり(三)は客觀的思想であり Cogitatum であり、思惟されたものである。シテルンは、この(二)・(三)を一括して、これに心的内容といふ名稱を附してゐるのであるが、こゝに注意すべきは心的内容といふものは、獨立の實體ではなくして、個々の人の心的内容であるといふことである。しかして語とその心的内容とは、言主がある目的のために用ゐる手段であり、聽者もまた、これによつて、話者の志向を知ることが出来る手段である。 Stern, Meaning and Change of Meaning. Göteborg. 1931. P. 26f. 参照。

ガーディナー(A. H. Gardiner)はまた、通常の言語の眞



の要因として、話者と聴者と話されるものとの三つを数へてゐるが (Gardiner, *Speech and Language*. Oxford. 1932. 第六節以下参照。) シテルンは、話者と聴者との言葉に對する立場の相異は、ある場合に起るだけであるからといふので、これを一つに見て、すべての言葉における第一次の要因としては、思想し說話する (あるいは傾聴する) 言主と話されるものとの二つを數へてゐる。この二つの見方は、大體において一致してゐるやうである。しかし、かういふ風に考へて來ると、語と意味とは第二次的の限定された現象となるのであるが、その事實は開却されて、いかにもこれが第一次的の獨立の實體であるかのやうに見なされることが多かつたのである。しかもまた、「言語は、有節的の音聲が思想を表現するために用ゐられたものである。」といふ定義が異をなして、言語を音聲と思想との二つにわかつて考察することが盛に行はれたのであるが、話者と聴者との關係は顧みられることが薄かつた。やうやくそれが注意されるやうにはなつたが、なほ話されるものは、ほとんど無視されてゐたのである。すなはち、最初に示した五つの要因のうちの第五のものは、あまり注意されなかつたがために、意味と意味されるものが、やゝもすると混線するやうなことも起るのである。

二

語は心的内容と結びついてはじめて意味をもつものであつて、心的内容と結びつかないものは、單なる音の結合に過ぎない。語と意味との關係については、行動主義派の心理學者は、思想は言語機構の動作であり、思惟は無聲の言説であるといふが、これに反對する學者は、語と意味とは別にかげはなれてゐるものであるから、合致するとは考へられないといふ。同じ意味がちがつた語で表現され、ちがつた意味が同じ語で表現されるのである。しからは、次に、意味と言及されるものすなはち話されるものとの關係はどうであるかといふに、これについては、ガーディナーの説くところがきはめて明快である。氏の *Meaning and its thing-meant* といふのは上記の二者に相當するものであるが、氏は、この二つのもの間に存する區別は實に明白であり、この區別は、言葉の眞の性質を理解するに重要なものであるといひ、次のやうに説明してゐる。

實質的の客體の場合には、わたくしの議論は、すぐにその要を見なくなるのであらう。皿を出して友だちに「お菓子？」といつた時には、その語で意味されてゐるものは何か食べるものといふことで、この語の意味はない。「酸素は元素だ。」といつた時には、「酸素」といふ語で示されたものは、きりはなして試験管の中に入れてしまふことが出来るが「酸素」といふ語の意味は、さうは出来ない。今度は「私」といふ代名詞を例にしてみると、この代名詞



は、いつも話者を意味するが、あなたが話してゐる時は「私」といふ語で意味されてゐるものはあなたである。わたくしの論旨は、抽象の場合には、いくら明快を缺くが、疑ひをいだかせるやうなおそれはない。——(中略)「宗教」が thing とみられてもよいといふことを述べよ。——「宗教」といふ語は聖者や宗教裁判所をつくり出すことが出来るやうな情緒を喚起するが、「宗教」によつて意味されるものには、こんなことは出来ない。——(中略)——實際、語意は、純粹の言語學上の事がらである。もし、言葉が一の終局、しかし、目に見える終局といふものがなく、その終局に至る手段として中空にひつかかつてしまつてゐるのでなければ、われわれには、言葉の言及する「もの」の存存を認めなければならぬ。

なほ、同じ人が、他の場所で次のやうにもいつてゐる。

(わたくしは thing-meant は言葉以外であるといつたが、) さういつたからとて、何もわたくしは、それが現實にあるいは實質的に存在してゐるといふのではない。それは、單に言葉の目的のために存在してゐるのであり、承認されてゐるのである。言葉が活動する世界、言葉が存在をもつ世界は、事實と假作との奇異な集成である。わたくしがうそをついて「Centaur はギリシヤに居た動物だ。」といへば、わたくしの文の眼目は詐りであつて、現實と一致しない。しかし、聽者はわたくしの、何か存在してゐたものとしての thing-meant を

わたくしのためではなく、自分のものとして承認する。このことは、聽者のわたくしに反對していふ時の語の形式で示される「Centaur はギリシヤに居た動物ぢやなう。」といふ。「ギリシヤ」は外界の事實であるが Centaur は想像の作り物である。話者にとつても聽者にとつても Centaur と「ギリシヤ」は、有り得べき會話の題目として存在するのである。かういふやうに、實在に出入するのが、すべての言葉の特質である。話者や聽者は、その處理する事物を取扱ふのに、同じ實在の標準を以てする。あるいはむしろそれらの存在や非存在の問題は無視せられてゐる。もし、問題としてこれを取上げるとすれば、それは話をしたり理解したりしてゐる間ではなく、それがすんでしまつてからののである。

### 三

語と意味との關係、語の意味と言及されるものとの關係が上述の如くであるとすれば、言葉に伴ふものとして問題となるものの残つてゐるのは心的内容である。そこで意味と心的内容との關係をみよう。

わたくしが、今この文を草してゐる間に、外では雨が降つてゐる。風があると見えて木の葉の窓に當る音がした。バスの音が聞えて来る。どこかで硝子戸をあける音がする。青葉のいろが



机にうつる。かういふ風を環境のことが、わたくしの心に背景をつくる、わたくしはまた、ふと他のことを考へたりする。これらが、わたくしの書いてある言葉の意味を中心として周囲に陰影を描き出すのである。これらの同時に起る瑣事の自覚は、しかし、わたくしの書いてある言葉の意味には関係しない。これは、書く場合のみならず話す場合聞く場合にも同様である。もつとも、われわれがそのことに精神を集中してゐない時には周囲の場合に心を奪はれて、とんでもないことを書いたり、いはゆる心こゝにあらざれば視れども見えず、聴けども聞えずといふわけになるやうなことはないが、それは問題外である。また、聞き慣れてゐる言葉とか読み慣れてゐる言葉とかいふ類のものはじめて聞いたり、見たりしたといふ類のものより親しみがあるから、語の知覚に關しては、それらのもの間に幾分かづつの差異があらはれはするものの、語の意義には何等の變改を見ることがない。その他、聯想その他の作用の、語の使用聴取に關して起ることがあつても、それは直接に意義を左右するに至らない。例をあげて見れば、「山」といふ語が「川」といふ聯想「木」といふ聯想を伴つても「山」の意味はかはらない。いづれの語であつても、何等かの聯想を伴はないものはない、全く知らない新語を聞かされた場合にも、やはりさういふ類の過去の經驗が聯想されるのである。あるいはまた、聯想によつて語を誤用することがあり、誤解することがあるが、それらは誤用であり誤解

であつて、その語の意味に直接の関係はないのである。いふまでもなく、語の意味がいろいろに變化して來ることはあるが、それは別の關係に屬するのである。こゝでいふ心的内容と意味との關係といふ問題からみれば、大體上記のやうに、われわれが、話をする時には、心のうちで聽者に傳へようとする材料を選びこれを定めて語つてゐるのであるが、その間にも、われわれは、その用語に對して親しい關係をもつて居り、またその選擇にも相當の力を持ち得るが、しかし、用語の意味には立ち入らない心的活動をやつてゐるのであり、また、これを聴くものも、單に耳に入る語を聴取し、その意味を記録するに止まらず、たゞちにこれを過去の經驗において賛成しこれを拒否するといふやうな準備にとりかゝるのである。かういふわけであるから、心的内容の、語の意味に屬するのは、その一部分だけである。換言すれば、語の意味は、語に關する心的内容の一部になるといふことになるのである。

さて次に考察の對照となるのは、語と意味との關係であるが、この關係については、三つの要因が數へられると見てよからう。(Stern, op. cit.)

第一には、客觀的言及である。語と、語によつてあらはされるものとの意味的關係は、語によつてあらはされるものへの言及を基本的原則とすることはいふまでもない。ユキといふ語と雪との意味の關係は、雪といふものへの言及を基礎として成立つのである、しかしてかういふ



外部の事象に對しての言及は、感じたり、記憶したり、知覺したり、推論したり、希望したり、努力したりすることについてである。これを、しばらく客觀的言及とよぶが、これは、明らかに意味の一要素であつて、語と意味との關係がどんなに曖昧であつても、なくならうとしても、語が理解される限り、そこには客觀的言及が存してゐなければならぬのである。二人の人の用ゐる語が同じ意味をもつといふことは、理論的にはいへないはずであるのに、二人が話し合ふことが出来るのは、二人が同じ語で同じ物をいひあらはすからである。「雪」をユキといふ場合にも、各個人は、それぞれの境遇・年齢・學識などを異にするから、雪についての經驗内容がちがふので、ユキといふ語の意味もそれぞれ異ならざるを得ない。それでも相互の間にユキといふ語の通ずるのは、共に雪をユキといつてゐるからなのである。この點から考へると、客觀的言及は意味における不變の要素であるといつて差支へがない。客觀的言及といふことを問題にとり入れないで、語と意味だけを考へることになると、どうしても語の意味の不變の要素として抽象的のもの、すなはち概念中核 *Begriffskern* といふやうなものを案出して、これをすべての偶發的に使用される場合における語の意味のうち、不變に去來するものとして想像しなければならぬことになる。ユキといふ語は、いろいろの場合に使用されるが、その場合によつてユキの意味は全く同じではない。しかし、その間にいつでもあらはれて來る概念

中核といふものがあるといふのである。しかしこの概念中核といふ類のものは、これを定めることが困難であり、また抽象的のものであるから、學者はあるいはこれを嘲つて論理的抽象の亡靈ともいつてゐる。

第二には主觀的理解であるが、語の意味が客觀的言及のみによつて決定されるべきものでないことはいふまでもない。雪の降り出したことを「雪が降り出した。」とも「雪が降つて來た。」とも「白いものがちらつて來ました。」とも、いろいろにいふ。また、語も、語によつてあらはされるものも同じであるのに、意味がちがつて解されることもある。同じ言葉でも、ある人を笑はせ、ある人を怒らせるといふことがあるのはこの故である。つまり、人々のおの、語についての理解を異にするのであつて、ユキといふ語についていつて見ても、誰も彼も、同じにはこれを解しないのである。これは、その言及されるものが、概して多くの屬性や特質をもつてゐるからである。種々の前後の關係において、言及されるものの種々な屬性は、話者の地位や目的に關係をもつから、そのもつてゐるちがつた條項のどれがとりいだされるかは、その場合々々によるのである。なほまた、それぞれの人々が經驗を異にするから、事情といふものが、言及されたものの理解に大なる影響を與へる。であるから、語の意味は、實に個人的である。語が何を意味するかは、誰がつかつたか、何時、何處で、どういふわけで、どんな場合に、



どんな目的で、どんな効果でといふことに依存する。

以上の點からみても、主観的理解が意味を決定するに缺くべからざる要素であることは明らかである。實際、言及されるものの主観的理解、言主が言及されるものについて考へかつ感じたところのものは、時を同じくして起る心的内容であつて、われわれは、これによつて、言及されるもののいひあらはされる語の意味をもとめなければならぬのである。

第三には、傳統的範圍である。われわれが「甲が話をしてゐる。」といつただけでも、その心的内容の全部は「話」といふ語の意味のうちにはあらはれない。その心的内容の全部をあらはさうとするには、別に「おもしろい」とか、「いやな」とかいふ修飾語を「話」につけていはなければならぬ。しかるに、こゝに「おしやべり」といふ語で、甲が鑢舌をふるつてゐることがわかる。「おしやべり」といふ語のうちには、「話」とこれにつくべき何等かの修飾語がふくまれてゐる。かういふ類のものは他にも多いが、「話」と「おしやべり」との如きものの相異は、個々の語の起源および歴史にもとづいてゐる。おのおの語は傳統的の適用圍をもつてゐるのである。この傳統的の適用圍がすなはち傳統的範圍といふものである。しかしして、語の範圍は、言及的範圍と語義的範圍とに分れるが、前者は、それによつて示される「言及されるもの」の全體であり、後者は、それが表現し得る意味の全體である。

傳統的範圍は、通常、恒久性をもつてゐるのであるが、傳統的範圍は恒久性の故を以て、その重要性を加へる。何となれば、これがなければ、われわれの言語による思想の交通といふものが妨げられるからである。それぞれの國語において、すべての語に傳統的範圍の存してゐることは、その國語をして意味に對しての標準的體系たらしめるいはれであり、この事實が語義學をして言語學の一部門たらしめるのである。

さて、以上三つの要因を考慮のうちにおいて語の意味はいかに定義されるかといふに、シテルンは、「語の意味は——實際の言葉において——使用者(話者あるいは聴者)が、それによつていひあらはされたと理解する語で示された「言及されたもの」の主観的理解の要素と同一である。」といつてゐる。シテルンのこの定義は、接頭辭・接尾辭・語幹の音節などにも適用されるが、文のやうなものには及ばないし、記號のやうなものにも及ばないといつてゐる。

右の定義は、複雑であり、明白ではないが、語の意味の行きとよいた説明だといへる。ドイツの哲學者のうちでフッセルおよびその流れをくむ人々などは、われわれのいはゆる意味を意義(Bedeutung)と意見(Meinung)の二つに分けて説いてゐる。ウインクラー(Winkler)の如きは、意義(Bedeutung)の概念を語象の意見(Meinung)に對して明確に區別したことをフッセルの功績であるといはれてゐる (Emil Winkler, Sprachtheoretische Studien, 1933, S. 20.)。



その定義によれば意義 (Bedeutung) は、概念あるいは思想に對する言語心象の同格存在であつて、言語支配者の精神にあらはれたものであるといひ、意見 (Meinung) は、その念頭に浮ぶ對象に關しての、話者の觀方であつて、その對象は、具體的・抽象的のいつれたるを問はず、現實そのものであらうが、曖昧のものであらうがこれを論じないのであるといふ。これについては細説を要するものがあるが、今は論究しない。

## 語感小論

「語感」といふ語は、わが國で、いつの頃から學界に用ゐ初められたか、明らかでないが、少くとも、わたくしどもの學生時代には、まだこれが新しい學術用語として取扱はれてゐたやうに記憶する。しかし、これが、ドイツ語の Sprachgefühl の譯語であることはいふまでもない。英語では、こゝにいふ語感のせとを Linguistic instinct としむ。この英語から語感といふ譯語が出たとは考へられなす。フランスでは、これを Le sens linguistique または Le sentiment de la langue としむ。これは、語感といふ譯語に近いが、當時の、わが言語學界におけるフランス學派の勢力が微々たるものであつたことを思へば、語感といふ譯語は、やはりドイツ語から來たものであると考へるのが、至當なのであらう。

ドイツにおきて、はじめて Sprachgefühl としむ術語を用ゐたのは、シュライマーであると



いはれてゐる。シュライハーは、その著「ドイツ語」のうち、「われわれは、語詞およびその成分の職能に對する感情を、簡明に、Sprachgefühlと名づけようと思ふ。」(Schleicher: Die deutsche Sprache. 1860)と云つてゐる。爾來、この語は、學者の踏襲するところとなつて來てゐるが、その内容に至つては、學者おの／＼その見るところを異にしてゐる。ホイットニイは、その著「言語の生命および成長」において、言語の社會性を説き、言語にあつては、一切のものが類推によつて行はれる、言語にあつては慣例が主である、慣例に背くものは行はれない、しかも、さういふ慣例は、その發達が非常に遅い、失はれたものの舊に復することは難く、新しいものの形づくられるのは、徐々として、ほとんどあるいは全く無意識的に行はれるに止まる、何故にさうであるかといふのに、これは、話者の共同の選擇に本づくからであると述べ、「われわれは、この事實をさして、通俗的に、云々の事は、「言靈」「genius of the language」に背いてゐるなどといつてゐるが、これは、單に神話的の術語たるに止まる。ドイツ人は、同じものを Sprachgefühl 'speech-feeling' or 'linguistic instinct' と云つてゐるが、云つれにしても、これは、便宜的な曖昧な表現であつて、思索の精確でない人々は、往々この名稱を假りて、多くの漠然としたあるいは誤つた見解をこまかしてゐる。」(Whitney, 'The Life and Growth of language. 1889, 6th edition)と論じてゐる。この書の初版は一八七五年に出つてゐるが、

右引用の部分は、もとのまゝであると思はれる。前著「言語及び言語の研究」(Language and the study of language. 1867)には、この事は取扱はれてゐない。假に、前述のやうに、Sprachgefühl の唱首がシュライハーであるとすれば、この書の初版の出た一八七五年までの間、この問題について相當に意見を述べたものがあつたのであらうが、それらは、やはりホイットニイのいはゆる「思索の精確でない人々」に屬してゐたものと見える。しかしながら、その後、多くの星霜を経た今日においても、この問題は、やはりまだ宙に迷つてゐるのである。

## II

Indogermanische Forschungen LV. Band (1937) : Erstes Heft u. Hjalmar Lindroth の「語感」等閑に附せられた「概念」(Das Sprachgefühl, ein vernachlässigter Begriff) といふ論文が載つてゐる。これは、一九三六年八月二十八日、コーペンハーゲンで開かれた、第四回國際言語學者大會で報告されたものであるが、このリンドロートの論文のうちに、注意すべき、二三の語感の定義が見えてゐる。その一は、デンマークの心理學者フラグスタット Flagstad が、一九一一年に發表したもので、「語感は、他人の言葉を聞いた場合において、また、われわれ自身に對する場合においても、端的の満足もしくは不満足となつてあらはれる、



しつかりした知識の蓄積された總額であつて、お互を急に戀ひ慕はせたり、それがために、骨の折れる道も、短く思はせることの出来るやうな、摩訶不思議な能力ではない。「といふのである。これによれば、語感とは、快不快の感情と結びついてゐる知識 Wissen (Kenntnisse)なのである。語感が、摩訶不思議な能力でないことはいふまでもない。ほんのちよつとした言葉の遣り取りから、急に好き合ふやうになつたり、おもしろい話のうちに、長い難澁な道も案外樂に越せたりするやうなことがあつても、それは言葉の魅力ではあるが、さういふ魅力は、普通にいはゆる語感の概念のうちには含まれてゐない。しかし、語感を知識としてのみ考へることは、果してその當を得たものであらうか。これには、少からぬ疑義がある。

リンドロートの前掲の論文には、また、ポルテンの「感情と教育學」(Pforten: Das Gefühl und die Pädagogik, 1941)のうちに見えてゐる語感の定義と見らるべきものが紹介されてゐる。それによれば、語感といふものは、すべての精神的熟練の依つて本づくところの、「習慣の機械化」といはれるものの一つの場合であり、この故に、それは、ある事を爲すに當つて、それまでに要せられる階梯の準備もせず、あるいは、まづこれを繰返してやつてみなければならぬのに、それもしないで、すぐにその事を実行する能力であるといふ。これは、熟達したピアノの演奏者が、一見即奏 (Vomblattspielen) をやる場合と類を同じくすると考へられるが、

しかし、これが感情であることは疑ひがないといふ。この説明によれば、語感とは能力であり、熟練であるといふことになる。

語感を能力であると考へる説はポルテンには限らない。イエスベルゼンが編纂者である、デスマークのサルモンゼン百科辭典 (Salmonsens Konv.-Lexikon) には、「語感といふのは、特殊の反省をまたずに、正しい語詞を選び、かつこれを正しい方法で結びつける、習慣によつて熟達した能力の名稱である。これは、その國人の、高い程度においてもつてゐる能力であり、また、實際教育にあつては、つとめてこれを學生に傳へなければならぬ能力である。」(リンドロートの引用による) と記されてゐる。この定義は、語感を「正しい語詞を選び、かつこれを正しい方法で結びつける」能力といふやうに限定してゐるので、これを正面から解すれば、語感の問題は、話す人、書く人の側のみ存するとしか考へられない。しかし、實際において、語感の問題は、聞く人、読む人の側にも存するのである。これについての詳説は、後節において述べることにするが、とにかく、この定義は、語感といふものを狭く解し過ぎてゐる。さらに、もう一つの問題は、語感を能力と見てゐることである。これは、前記のポルテンの場合も同様であるが、何故に Fähigkeit を Gefühl としふかといふやうな揚足取りはしないことにしても、語感を知識 Wissen と見るのも、語感を能力 Fähigkeit と見るのも、共に、説きてな



ほ及ばざるものがあるやうである。

### 三

語感に関する定義は、上記以外になほいろいろなものがある。それは、逐次下に述べる通りである。しかし、さういふ風に學者の見解が區々になつてゐるのは、何を語感といふか、對象の範圍について、人おの／＼見るところを異にするからである。定義の適否は、まづその對象の範圍の検討を経て後に決せらるべきである。對象の性質によつては、まづ定義を下して、その下された定義によつて對象の範圍を限定するといふことも認められるが、語感の如き、複雑多岐の性質を有するものが、對象となつてゐる場合にあつては、まづ對象の範圍を明らかにしてからでなければ、その對象の本質を正確に把握することが出来ない。對象を廣く見るか、狭く見るか、その廣狹の程度によつて、定義の適確性に動搖を生ずるからである。さういふ意味において、わたくしは、一おう、こゝに、常識的に語感として取上げられる事象の全般的考察を試み、これと關聯して、從來の諸家の定義に論及してみようと思ふ。

まづ、第一に、われわれは、他人の語る言葉を聞いたり、他人の書いた文章を読んだりするに當つて、言語的に、すなはち、發音なり、語彙なり、語法なりの上において、何等の支障なくこれを受け容れる場合と、これに對して何となく異様の感をいだく場合とのあることに氣がつく。前者の場合にあつては、その對象が、われわれの過去の經驗によつて得てゐる言語的習慣と一致してゐるからであり、後者の場合にあつては、その對象が、われわれのもつてゐる言語習慣に背戻してゐるものがあるからである。しかし、これらの一致と背戻とは、一々の學術的批判の準備的段階を経て發見されたものではない。精密な考察の結果によるものではない。われわれの日常の言語生活にあつては、習慣が大勢を支配する。しかも、習慣の尺度は寛大である。ある程度の差異や歪曲は、寛假されて、一致の圏内に取入れられる。その差異や歪曲のある程度を越えたものにして、はじめて、われわれをして異様感をいだかしめるのである。この一致と背戻とを辨別するものは、われわれの語感である。

右に述べたやうな語感とは、他人の言を聞き文を読む場合に起るものであるから、これは受動的のものである。あるいは、また、再生的語感(reproduktives Sprachgefühl)とも云へる。再生的語感といふのは、創造的語感(Produktives Sprachgefühl)と對應する。創造的語感とは、能動的のものであり、言葉を語り、文章を書く場合における話者筆者の言語的行爲を支配するものである。われわれは、すべてが、音聲學者でも言語學者でも文法學者でもない。言語の何たるかをわきまへぬものも少くない。しかも、それらのものが、ほど正確な國語を語り、大し



て誤りの無き國文を綴り得るのは、何によるかといふに、生れ落ちてからの、相當に長い期間において體得して來た言語的習慣によつて養はれた語感の存するものがあるからである。日常の言語生活において、語りまたは書く場合にわれわれは、一々の言葉について、精密な検討を試みるわけではない。しかし、それが、おのづから法格にかなひ、正規を失はない。かくの如く、話者筆者をして、法格にしたがはしめ、正規によらしめるものは、話者筆者のもつてゐる語感にほかならない。この場合における語感とは、創造的語感といはれるものである。同一言語共同社會に屬するものの中には、語感の共同性が成立つのを原則とする。故に、話者筆者における創造的語感とは、聽者讀者の側における再生的語感とは、歩調を一にする。

以上述べ來つたやうな語感とは、主として、言語の正訛に關係をもつ類のものであるから、もし語感の範圍をこれだけのものに限定するのならば、前記のシュライハーのやうに、これを「語詞およびその成分の機能に對する感情」といつてもよいのであり、また、デブルンネルが、「文法上の法則に對する感情」といふ論文のうち、語感を「言語の正確」(Sprachrichtigkeit)に對する感情の義に解して、「語感、言語の正確に對する感情は、法則を豫想する。その法則は、實に嚴密な、整然とした論理の要求に應ずるものではないが、意外な範圍にわたつて、數學上の形式の法則と趣を同じくするものがある。」(Debrunner: Das Gefühl für grammatische

Gesetze. IF. Band I. 1932. S.202)と云つてゐるのも、もつともな見解であるといへる。言語心理學者ヒネケンが、Le sentiment de la langueと云つてゐるのも、はつきりした定義は下されてゐないが、その説くところの實際についてみれば、やはり、個人が、從來習得してゐる文法上の知識をもつてゐるために、破格のものに對して異様の感をつたく、その感を感じて云つてゐるやうである(Jac. van Ginneka: Principes de linguistique psychologique. 1907)。既記のサルモンゼン百科辭典の解説の如きも、創造的語感のみについて云つたものとすれば、必ずしも、これを否定するには及ばない。しかし、問題は、語感といはれるものの範圍は、言語の正訛關係のみには限らないといふ點に存する。

#### 四

われわれは、前に述べたやうな、言語の正訛關係をはなれても、他人の場合、自己の場合の兩者を通じて、耳ざはりに感じ、目ざはりに感ずる言葉や言葉づかひに氣がつくことがある。かういふ場合の正常感異様感とは、それが、直接に、何を標準として決せられるか、はつきりしてゐないことが多いが、その因由をたづねれば、當事者の從來の體験によつて得られた言語習慣が、その基本となつてゐることは、疑ひがないのである。これは、第二の種類として、語感



といはれるものうちに取上げらるべきものである。これを假に、言語の適否關係によるものと考へておく。

わたくしは、前に第一の種類と認められる語感を述べるに當つて、それが言語の正訛關係を背景としてゐることを説いたが、繰返していふまでもなく、この種の語感には、正訛關係をその背景とはしてゐるものの、われわれ各個人は、その接觸する一々の言語事象に對して、常に精密な検討を加へてゐるわけではない。われわれは、幼兒時代からの長い言語習得の期間に、家庭において、また學校において、發音なり、語法なり、表現の様式なりの各般の事項にわたつて、そのいかなるものが、言語共同社會に認められるものであり、そのいかなるものが、言語共同社會によつて斥けられるものであるかを教へ込まれて來てゐる。しかしながら、専門の學者はしばらくこれを措く、一般人にあつては、教室において與へられた言語的訓練、教壇から授けられた言語的知識は、それが社會的に重要な意義をもつものであるにもかゝらず、必ずしも十分に體得されてゐるとはいひ難い。國語の統一とか、國語の純化とか、國語の擁護とかいふことが、社會運動として重要性をもつのは、言語に關する問題の多くは、一般社會に深い根ざしをもつからであり、すべての他の精神文化的方面においても然る如く、言語の部門にあつても、先覺者・指導者の提唱・誘發によつてその蒙の啓かれることは、一國文化の促進の上から見て

庶幾されるところではあるが、陽春・白雪の曲は、容易に俚耳に入らないのを常とする。したがつて、一般國民のもつてゐる國語の正訛に關する語感も、必ずしも、先覺者や指導者の庶幾するところのものとは一致するに至らない。むしろ、それは、日常の言語生活において相接觸する周圍のものとの支配を受けることが多い。しかのみならず、その語感なるものは、これを各個人についてみれば、個人差の甚だしいものがあることを免れない。しかして、この語感の個人差は、その教養の相異や環境の如何によることはいふまでもないから、もし、われわれの屬する社會における言語生活の上に、各個人の語感のみが、力強くはたらくのであつたならば、われわれの言語生活は、非常な脅威をうけることにならう。すなはち、甲乙丙丁の各々のものが、いづれも自己の話すところ、自己の書くところをよしとして、他を顧みることがなかつたならば、言語の機能は、ほとんど停止されてしまふ。何となれば、思想の交通といふことが不可能になるからである。しかし、言語のすべての部門にわたつて、社會的のものと、個人的のものとが並存してゐるやうに、語感にあつても、また、個人的語感と社會的語感との二つのもの併行が認められる。われわれは、自己の好むと好まざるとにかゝはらず、社會が、それをよしと認めれば、あへて異を樹てないのみならず、ある場合においては、自己を抑へて、多數にしたがはうとさへする。發音上において、カ・クワの區別を存する地方の人々は、カ・クワの區別



を存しない地方の人々の發音を異様に感じる。起キル・負ケルといふ言ひ方をする地方のものは、起クル・負クルといふ言葉をかしいと思ふ。しかし、今日の社會では、菓子をカシといふのも、起キル・負ケルといふいひ方も、誤りであるとは認められてゐない。ジ・ヂ、ズ・ヅの別の如きも、發音上にその區別を存してゐる地方の人々の語感からいへば、この區別を立てない發音は、耳ざはりであらうが、東京語の發音に習熟してゐる人々の語感から見れば、さういふ發音上の區別は問題にならない。しかのみならず、現在においては、その區別のない東京語的の發音が、大手を振つて、天下を横行してゐるのである。かういふ對立は、打消の語法のナイとヌ(ン)との場合についても見られる。この種のものについて、兩者のいづれがよいといつてみたところで、言語上の現實は、これを否定することが出来ない。これらの對立を解消して一に歸せしめる要があるか、一に歸せしめるならばいづれをとるかといふやうなことは、別種の問題に屬するが、これを語感の問題からみると、かういふ場合においては、語感に動搖性をもつといふことになる。菓子をカシといふ人もあり、クワシといふ人もある。カシといふ語を自分の語彙としてもつてゐる人は、クワシといふ語に對しては異様感をいだく。しかし、その異様感の程度は、個人々々によつて、必ずしも一樣ではない。あるいは、過去において、しばしばクワシを聞き慣れてゐるがために、自分ではクワシとはいはないが、クワシといふ語

をほとんど異様には感じないといふ人もある。あるいは、クワシといふ發音に接する機會が稀であるがために、これに對して全く別語であるかの感をもつ人もあらう。クワシに慣れてゐる人々のカシに對する場合も同様である。かういふ場合を、個人々々についてみれば、さまざまになるが、廣く社會全般の上からみれば、カシもクワシも、共に、語感を傷つけない存在なのである。かういふ點から考へると、われわれは、語感について、個人的のものと超個人的のものは社會的のものとの二つをわけてみる必要があるのである。

第二の種類の語感にあつても、個人的のものと社會的のものが考へ分けられるが、概していへば、個人的のものが主となつてゐる。何となれば、この種のものにあつては、言語の正訛といふやうな、その背景をなすやうな標準が存するのでなく、われわれの語感には、單に個人的過去の體驗に依存する場合が多いからである。無論、それらの個人的體驗のうちには、學術的考究によつて得られたものもあらうし、社會的受容の認識によつて深められたものもあらうが、おしなべて、この種のものは個人的色彩を帯びてゐるのである。ここに、二つの表現法があつて、そのいづれもが、社會に行はれてゐる。しかるに、甲者の語感ではAの表現法が、乙者の語感ではBの表現法がえらばれる。同一内容をあらはす二語以上のものがある場合に、どの語を採用するかは、主として語感によつて決せられるのであるが、その選擇は、人を異にす



るにしたがつて必ずしも同一ではないし、また、同一個人にあつても、場合によつて異なる。また、語感には、この場合に、この内容をあらはすには、この言葉でなければならぬといふやうな、決定的のものがあるかと思へば、言葉の選擇にあつて、いづれを採用してよいか、それについて不安をいだかしめるやうなものがあり、さらにまた、自分ではさういふ言葉はつかひたくないが、これを耳にしても不快を感じないといふやうなものもある。

第一の種類のものも、第二の種類のものも、語感といはれるものは、主として端的の感じであつて、理智の判断によつて得られるものではない。前に述べたやうに、個人的語感と社會的語感との對立の場合において、前者が後者の前に影を潜めるのも、理智の判断の前に、個人的語感が犧牲に供せられるわけではない。それは、さういふ社會的約束のおのづからなる發露なのである。今、第二の種類の語感における、個人によつて行はれる言葉の選擇の場合においても、また、それが理智の判断によつて決せられるのではない。語感が、理智的解剖によつてはつきり證明されることはある。語感の不安が、熟慮によつて安定を得ることはある。しかし、理智や熟慮が直接に、語感の基礎となるものではない。支那で有名な推敲の故事にしても、賈島は、はじめ僧推。月下門と推字を用ゐたのであるが、やがて、僧敲。月下門と敲字にも心をひかれ、いづれにすべきかに迷つて、驢上に吟哦し、手を引いて推敲の勢をなし、それに夢中になつて

て、途に韓愈の一行にあふのも知らなかつたのである。賈島は、推も敲も、自分の案であるのに、自分の語感で定めかねたのである。韓愈が、敲の方がよいといつたのは、何も韓愈の語感が、賈島にまさつてゐたわけではない。たゞその場合に、直覺的に敲の方がよいと感じたに止まる。熟慮を加へたならば、あるいはまた賈島のやうに迷つたかも知れない。また、徹書記の正徹物語に、「杜子美詩に、開雨寒更盡、開門落葉深云々、この詩を、われらが御眷の老僧ありしに、點じ直したる也。昔より雨ときくと點じたるを、此點わるしとて、雨をきくと、たゞ一字初てなほしけり。一字のちがひにて、天地のちがひ也。雨とよむでは、初より落葉としりたるにては、その心せはし。雨をとよみつれば、夜はたゞ誠の雨と聞たれば、五更既盡て朝に門をひらきてみれば、雨にはあらず落葉深く砌に散しきたり、此時はじめておどろくこそおもしろけれ。されば、歌も但文字ひとつにてあらぬものに聞ゆる也。」といふ一節がある。この「雨と聞く」を「雨を聞く」と點じ直した老僧の語感はあることながら、かういふ類のことは、歌話・文話に散見してゐる。「物洗ふ前に螢が二つ三つ」では、螢が死んでゐる、「物洗ふ前を螢が二つ三つ」といへば、螢が生きて來ると教へた宗匠の如きも、語感をたしかに把握してゐたものといへるが、理由を説明されてはじめて納得するやうな輩も少くないのであるから、かういふ方面における語感の個人差には、著しいものがあることはいふまでもない。



語感を、知識 Wissen であると考へ、あるいはこれを、習慣の機械化 Mechanisierung der Gewohnheit の一の場合のものであり、能力であると考へる見解は、語感を言語の正訛に關するものみに限定してゐるのによるものと思はれる。Sprachrichtigkeit に對する感情を語感と同格的に考へるのも、かういふ見解に本づくのである。

エツアルト・ヘルマンは、その著「音韻法則と類推」のうち、語感に關する詳細な研究を發表してゐる(Eduard Hermann; Lautgesetz und Analogie. 1931 S. 93—121.)。その説には、すこぶる聞くべきものがあるが、そのいはゆる語感も、やはり、主として Sprachrichtigkeit の埒内に止まつてゐるやうである。

ヘルマンはいふ。「何人も、ある國語に通曉してゐるものは、深く考慮をめぐらさないでも、諸種の形態や構造をあやまらぬ。われわれは、さういふ人は、それ／＼の場合において、どういふ語形が必要であるか、どういふ構造が正確なものであるか、これに對する感じをもつてゐるといふ。これをして誤謬に陥らしめないのは、語感なのである。しからは、語感とは何であるか。語感、言語の記憶と同じものではない。國語を語るものは、おそらく、今までかつ

て聞いたこともない語形をつかふ時にも、誤謬を犯さない。むしろ、さういふ場合にも、支障なく、何等の不安もなく、その正しきを得させるといふ點に、語感の語感たる所以が存するのである。國語を習得するには、發音をはじめとして、いろ／＼のことに通曉しなければならぬ。語尾の變化、語詞の構造、語の意義、文の組立、さらに加ふるに、統辭的構成等がある。さて、話をするに當つて、話者は、その記憶に存する語詞なり、語形なり、構成なりを用ゐることもあるが、その記憶に存しない語詞・語形・構成を用ゐなければならぬこともある。さういふ場合には、その記憶に存するものに倣つて、必要なものをつくり上げる。かうして、類推形(Analogiebildung)なるものが出来る。かういふ點から見れば、記憶と類推とは言語における眞の支配者である。この兩者がなければ、國語を自由に操るといふことは、出来得べくもなし。しかして、語感、記憶と類推との共同活動に本づくものである。「ヘルマンは、またいふ。「語感、記憶と類推との間の合成である。」

右に引いたヘルマンの所説は、わづかに、その片鱗を示したものに過ぎないが、この理論は、さらに、創造的語感の場合のみならず、再生的語感の場合においても、妥當性をもつものである。また、母語の習得使用の場合のみならず、外國語の學習使用の場合をも説明し得るものである。しかして、ヘルマンが、記憶と類推との二つを、語感の基礎と成すものであるとしたの



は、おそらくは、パウルの影響を受けたのであらう。パウルは、語感については、はつきりとこれを論じてゐないが、その「言語史原理」(Paul: Principien der Sprachgeschichte)のうちに、從來、言語のことを論ずるに當つて、學者の多くが、記憶に重きをおいて、類推を輕視するが、それはよろしくないといつて、類推の重要性を説いてゐる、その影響をうけてゐることは、否定されないうである。リンドロートは、ヘルマンを評して、ヘルマンは、なほ、類推を犠牲にして、記憶に重きをおき過ぎてゐるといつてゐるが、必ずしもさうではなす。ヘルマンは、語感の本質を明らかにするために、外國語學習の場合の例を擧げてゐる。それは、次の如くである。

「昨日はじめて、*dominus* といふ語の曲げを、範例として教はつたばかりの第六級生は、語幹 *O* に終る語の正しい構造はどうであるかといふやうな語感をもつてゐはしない。そこで、その生徒は、*asinus* の對格をつくらうとするにはどうするかといふに、それには、まづ、*dominus* の曲げを全部いつてみなければならぬ。それから、パウルの比例式にしたがへば、*dominus* : *dominus* = *asinus* : *x*, *x* = *asinus* といふ順序で、答を得る。であるから、生徒は、範例にある見本をもつて來なければならぬ。この場合には、生徒は、意識的にこれをやるのである。それが、數週間後になると、よく出来る生徒は、相當な練習を積んで、もう、*dominus* の語形

を一々やつてみるには及ばなくなつてゐる。*O* の曲げに屬する多くの言葉の對格の複數をつくり慣れてゐるので、かういふ格をつくるには、もう別段考へてみなくてもよくなつてゐる。結果は、すでに機械化されてゐる。すなはち、この場合では、その生徒が、あるいは、さういふ語形は、今までも度々こしらへたことがあるので、それを記憶のまゝにつくつたか、あるいは、今までによく知つてゐる、*O* の曲げの、對格の複數の類推で、さういふ心のはたらきを自覺せずにつくつたかといふことになる。いづれにしても、もはや、その出發點は *dominus* の例ではなく、一般的の *O* の曲げである。かくの如くにして、その生徒は、*O* の曲げの對格の複數に對して、正しい語感を自分のものにするになつたのである。」

右の所説は、語の形態に關する語感がどうして出来るかの一端を、手近なラテン語の例によつて示したものであるが、語の形態や語の構造の如きものは、その大部分が記憶によく残るものであり、したがつて、これは機械化されやすい。しかし、語詞を組立てて文を成すといふことになると、思慮や分別が必要になつて來る。これは、手輕には機械化されない。記憶は、ほんの手助けになるに過ぎない。この場合には、練習が重要な役目を演ずる、われわれが、語詞を正しく組立てることを學ぶには、主として練習によらなければならぬが、さういふ練習を重ねて行つた結果として、われわれは、はじめてこれに關する語感を得るのである。これは、母



語の場合においても、外國語の場合においても同様である。語感が不確實である場合に、誤り無く話したり書いたりしようとするには、多少意識的に、これを補ふ方法を講じなければならぬ。しかし、語感が確實でさへあれば、何等の思慮を加へずとも、語形も正しく、語の使用も正しいといふことになる。語感が潜在意識においてはたらくからである。しかして、これを助けるものは、實に、記憶と類推とである。しかし、ヘルマンもいつてゐるやうに、記憶は正しい言葉をつくり上げることが出来ない。何となれば、記憶のうちに、従来聞いたり話したりした、どれだけ多くの語形や使用法が蓄積されてゐたにしても、以前の言葉からの記憶心像がすべてのそれ／＼の場合にびつたりあてはまりはしないからである。むしろ、いかなる場合にも、類推的の語形や使用法を形成する能力が、潜在意識および半意識において、記憶を支持してゐると見るべきものであつて、つまり、この點だけについていへば、記憶は、類推に對して、材料を供給するに過ぎないのである。

リンドロートは、ヘルマンの、語感とは、記憶と類推との間の合成であるといふ定義を評して、この定義は、特にこれといふほどのものでもなすが、「記憶」といふ語は、注目に値するといひ、さらに進んで、次のやうにいつてゐる。(H. Lindroth; a. a. O. II. LV Band.)  
「わたくしは、自分の立場からは、ヘルマンは、類推を犠牲にして、記憶に重きをおき過ぎて

ゐると信ずる。ヘルマンは、特に兒童の言語習得について述べてゐるが、その考へは、記憶に銘記せられた個々の場合は、類推よりも重要であるといふのである。故に、ヘルマンは、『うぶな話者は、語形そのものは自分にわかつてゐても、それらの語形のそれぞれの體系的指令については、毫も知るところがなく、何等、範例といふべきものを持ち合せてゐない。』といつてゐるが、これは、それぞれの體系的指令といふものと、文法上の意義における範例といふものが同格であることを示してゐるやうである。わたくしは、これに附加して、『指令には、範例の他に、もう一つのものがある。この指令は、うぶな話者が、實によく持合せることの出来るものである。』といひたい。われわれは、類推を、比例式のものとしてだけ考へる必要はない。ヘルマン自身も、兒童は、記憶のうちに、無数の見本をもつてゐる、といつてゐる。正にこゝに、類推の一つの形式がある。これによつて、記憶と類推との間の對立は連絡され、われわれは、また、話すことを學ぶには、體系の大なる力によるべきものであるといふ信念をかたくする。」

右のやうな見地から、リンドロートは、ヘルマンの定義を修正して、語感とは、一々の場合への回想と體系への從屬との間の合成であるといひ、さらに、附加して、この從屬の設定にあつては、記憶が重要な役割を演ずるものであることを述べてゐる。



わたくしは、前に語感の種類を述べるに當つて、言語の正訛關係のものと、言語の適否關係のものとの二つにわけてみたのであるが、そのいづれにあつても、語感とは、單なる知識ではなく、また、單なる「習慣の機械化」でもない。そこで、ヘルマンの「記憶と類推との間の合成」といふ説が出て来る。これを修正したリンドロートの定義は、さらに一步を進めてゐる。しかし、ヘルマンの説が、必ずしも誤りであるとはいへない。リンドロートの定義は、ヘルマンの比して、さらにより多くの普遍妥當性をもつてゐるといふ程度のものである。リンドロートの定義も、語感そのものの検討の結果によつては、さらに修正せられるべき餘地があるのである。リンドロート自身の論文にも、この問題に關して、將來の考究を要する幾多の項目をあげ、それらが十分に検討されなければ、語感の本質は十分に明らかにされたとはいへないといふ意味のことを述べてゐるが、誠にそのとほりである。しかし、わたくしは、こゝに語感の諸相について、その詳細をつくすべき用意をもたない。したがつて、その定義に關する最後の批判は、これを他の機會に譲ることとするが、こゝになほ、一事の語るべきものがある。わたくしは、かつて、ある種の語感を論じて、次の如くいつたことがある。

われわれは、また、文學者の微妙な表現や巧緻な詞工に感嘆して、その、言語に對する感受性の鋭敏なことに驚くことがある。さういふ場合に、われわれは、彼は鋭敏な「語感」をもつといふ。この場合における「語感」は、それ／＼の個人が、過去の經驗によつて脳裏に蓄積してゐる、その豊富な語彙、その多様な表現様式について、單語なり、彙式なりのもつ陰影を味得して、その適否を甄別する、一種の言語的官能の力を意味する。かくの如き官能の力は、必ずしも文學者にのみ賦與されたものではなく、また、同じく文學者の間にあつても、そこに天稟の高下の如何ともする能はざるものがある。しかしながら、それが教養や用意によつて、一そう高められてゆくことも事實である。馱馬も駿馬も、等しく天賦の走力をもつてゐる。しかし、調教によつて、千里の馬たり得るのは、駿馬の素質をもつてゐるものだけである。しかし、千里の馬も、よき伯樂の調教によらなければ、空しく槽糧に老いるに過ぎない。語感においても、また、さうである。語感もまた、言語的教養によつて支配される。かくの如く見れば、語感なるものを、上記のやうに、單語や表現の陰影を味得する官能の力であるとし、換言すれば、語感とは、言語に對する感受性の義であるにしても、やはり、これは、その社會における言語の規範的勢力の支配下にあると考へざるを得ない。「日本短歌」第七卷第十號、拙稿、「語感その他について」

按ふに、語感を論じて、藝術的語感ともいふべき類に及ばないのは、われわれ東洋人の考へからすれば、何となく、佛造つて魂入れぬの感あるを免れない。ヨーロッパの言語學者などの



取扱つてゐる語感といふものの中には、藝術的語感もしくは文學的語感といふべきもの含まれてゐないのが普通であるやうに見うけられる。もちろん、言語の美的價值といふ方面から、この種のものに關する注意が拂はれてゐないのではないが、これは、語感の附隨的のものであると考へ、文體感 (Stilgefühl) として、特殊の取扱ひをするやうになつてゐる。その理由は、この種のもは、Sachlich には同價値である表現の間の水準差 (Niveaunnterschied) に關係するものであるからといふのであらうが、語感なるものを、單に、法格になつてゐるかどうかについての感じ、すなはち、言語の正訛によるものとのみ限定すればともかくも、語感なるものの中に、言語の適否關係のもの、たとへば、同一意義をあらはすのに、二つ以上の單語のある場合に、その一つのもが擇び出されるといふやうな際における心のはたらきの如きものも含まれるとすれば、この後者の延長として、詩歌の用語に關して、作者の選擇を支配し、また讀者の感銘を深からしめるものの如きもまた、語感の一として取上げられるべきはずなのであらう。しかも、この種のもは、必ずしも、藝術的文學的の作品の場合においてばかりではなく、一般の言語生活の上にも、これを見出し得るのである。すでにカール・フォッスラーの「言語哲學」(Karl Vossler: Gesammelte Aufsätze zur Sprachphilosophie, 1923.) には、やゝこれに類する意見が見えてゐる。

フォッスラーは、言語を形式と内容との両面から見て、「言語が形式である限り、一の言語は、たしかに、他のものを除外する。しかし、また、言語が意義である限り、より大きな内容は、より小さなものを包含する。かういふ點からみれば、形式の上では、最も特異的な、最も排他的な、最も個性的なものとして、しかも内容的には、最も多角的な、最も包括的な、最も普遍的なものとして現はれるのが、眞實の、また價値ある言語的行爲といはれるべきなのであらう。最も排他的な個性と最も包括的な普遍性とを合一した、それが、言語的思想の理想である。いふまでもなく、これは、詩人・畫家・音樂家、あらゆる藝術家の理想である。言語的思想は、本質的に詩人的の思想であり、言語的眞實は、藝術家的眞實であり、重要性に富める美である。われわれが言語的形像を造り出す限り、われわれのすべては、詩人であり、藝術家である。もちろん、日常の生活において、大多數のものは、實に小さな、凡庸な、片々たる且つ非獨創的な藝術家ではあるが、われわれの日常の言葉が、詩として藝術として考察せられるべきものであることは言をまたない。饒舌家の微細な雨の雫も、神泉ヒツボクレーネの水、ゲーテやシェクスピアの茫漠たる大洋の水と同じく、水たるにかはりはないのである。」といひ、さらに語をついで、「今にして、われわれは、言語正訛の法則とか、實用文法とかいふものが、何の役に立つかを知る。それらのものは、藝術としての言語の用に立つのであり、われわれに、言語美の



技術を教へる役に立つものなのである。今にして、われわれは、言語の正用に關するむづかしい問題の起る場合に、舊派の文法 (Akademiegrammatik) は、何によつて、その權威を支持しようとし、また、何によつて、實際に、安心して、常にこれを支持して來たかを知る。それは言語藝術家の藝術家的能力によつてであり、その風尙 (Geschmack) によつてであり、その言語的風尙の發達によつてであり、その先例によつてである。」と述べてゐるのである。フォッスラーは、特に、「風尙」(Geschmack)と云ふ語を、こゝに擧げてゐるが、その「風尙」なるものは、「天才」(Genie)と對立するものと考へられてゐるのである。すなはち、風尙は、模倣的の、選擇的の、再生的の藝術的能力であつて、陶冶され得るものであり、また陶冶を要するものであるが、これに對する「天才」は、創造的藝術能力であり、陶冶され得るものでもなく、また陶冶を要するものでもない。しかして、この世に生を享けてゐる人々にあつては、創造的の藝術能力と再生的の藝術能力と、風尙と天才とが、錯綜し混和して、分ち難くなつてゐる、これを辨別するのが、藝術批評の問題であるといふ。なほフォッスラーのいふところによれば、文學史の對象となる、藝術品とか傑作とかいはれるものは、畢竟、創造的天才のつくり出したものであるから、その獨創とか美的價值とかいふものは、天才といふ方面から説明されるべきであつて、時代風尙では説明が出來ない、言語の時代風尙の研究が、これを明らかにし

ようとしても、思ふやうにはならない、しかも、他の一面においては、言語の時代風尙を考究するものは、傑作にばかりかゝつてはゐられない、低級な模倣や非獨創的な下品なものにも、手を下さなければならず、文學史が下劣なものとして除外するものも、言語風尙や語感の歴史は、重要な資料として、これを收拾するといふ。

フォッスラーの「語感」といつてゐるものは、わたくしの解するところによれば、かなり廣義のものであつて、ある點においては、語感と風尙とは、交渉をもつ。しかし、風尙は、ある場合においては、話者の藝術的感情といひかへられてはゐるが、要するに、「好み」といふほどのものであるから、そこに風尙の特質が見出されるので、フォッスラーは、これに特殊の地位を與へてゐる。しかして、フォッスラーは、風尙は、言語の變遷や發達の重要な因子であるといふ。言語の正訛とか、言語の適否とかいふことに關係がなく、ある言葉が廢れ、ある言葉が行はれるといふやうな現象は、社會の好みによるものとして説明される。言語は、社會の受容と拒否とによつて左右されるといふことは、普通に説かれるところであるが、その受容と拒否との因つて本づくところを「風尙」におくのは、一つの考へ方である。しかし、風尙を語感以外におくのは、果して妥當であるかどうかは、問題である。わたくしは、やはりこれも、風尙關係のものとして、語感の一種として考へられるべきものであると思ふ。何となれば、フォッ



スラーもいつてゐるやうに、風尙は、模倣的の、選擇的の心のはたらきであるから、その點において、他の種類の語感と揆を一にするものがあるからである。

フォッスラーが、風尙と天才とを對立せしめてゐることは、すでに述べた通りであるが、フォッスラーは、天才による言語的獨創に、すこぶる重きをおいてゐるやうである。しかしながら、わたくしは、言語においては、天が下に新しきものなしといふことが出来ると思ふ。なるほど、詩人の鬼才は、言語の驅使において、縦横無碍、天馬空を行き、幽趣微韻、天衣無縫の嘆を發せしめるもののあることはいふまでもないが、その詩人獨創の表現といはれるものも、必ずやその由つて來るところがあるのである。意識的たると無意識的たるとを問はず、われわれは、言語の傳統に生きてゐる。傳統の埒外に出でて千里を行くと思ふも、畢竟は、佛陀の掌上を彷徨する孫悟空の亞流たるに過ぎない。新語といひ、新しい表現といふものも、いづれかにその典型の存せざるものはない。この故に、わたくしは、天才の獨創といはれる類のものも、やはり、模倣的、選擇的の藝術的能力の發露によるものであつて、それが獨創であるかの如く認められるのは、藝術的語感のきはめて鋭敏なのに因由するものと考へる。わたくしは、この種の藝術的語感もまた、教養と修練によつて高められ強められ得ると信ずる。さらにまた思ふに、詩人は言語を驅使するといふが、果してさうであらうか。わたくしは、これを疑ふ。

## 文章道における坪内逍遙

明治維新は、わが國の文章道の上にも、大きな變革をもたらしたのであつた。これより先、慶應二年十二月、前島來輔(後の男爵前島密)が、時の將軍徳川慶喜に上つた建白書「漢字御廢止の議」は、その冒頭において、「國家の大本は國民の教育にして、其教育は、士民を論ぜず、國民に普からしめ、之を普からしめんには、成る可く簡易なる文字文章を用ひざるべからず。」といひ、また、「教育に漢字を用ひるときは、此字形と音訓を學習候爲め長日月を費し、成業の期を遅緩ならしめ、又其學び難く習ひ易からざるを以て、就學する者甚稀少の割合に相成候。稀に就學勉勵仕候者も、惜むべき少年活潑の長時間を費して、只僅に文字の形象呼音を習知するのみにて、事物の道理は、多く暗昧に附し去る次第に御座候。」と論じ、わが國には、毫も西洋諸國に譲らない固有の言辭があり、これを書するには、五十音の符字すなはち假名があるか



ら、漢字を用ゐなくても、何の故障もないといふので、日常公私の文に漢字の使用を廢止されたといふことを力強く述べてゐるが、この建議は、實に、わが國語國文界の長夜の眠りをさました曉の鐘であつた。書中、すでに、言文一致の文體に説き及んでゐることは、注意に値する。その要を示せば、漢字を廢して假名を用ゐるといふのは、假名で言辭をそのままに記すことであるが、假名だけで書く場合に生ずる混雜を避けるためには、文典を制し、辭書を編し、句法・語格・接文の法則を定める、しかし、國文を定め、文典を制するといふのも、古文に復して、「ハベル」「ケルカナ」を用ゐようといふのではない、今日普通の「ツカマツル」「ゴザル」の言語を用ゐ、それに一定の法則を置くのである、言語が時代によつて變轉するのは、中外を通じて同様であるが、たゞ、口舌にすれば談話となり、筆書にすれば文章となつて、口談と筆記とが別々にならぬやうにしたいといふのが、その論旨である。まことに、堂々たる言文一致論である。前島氏は、明治二年に、さらに新政府に對して「國文教育の儀ニ付建議」を提出した。要旨は、やはり、漢字を廢し、平假名を國字と定め、簡易な國字を以て新教育を施すことにせられたといふのである。

明治の初年における、識者の國字國語に對する關心には、かなり目ざましいものがある。南部義篤は、すでに、明治二年五月に、洋字を假りて國語を修むるに如くはなしといふことを論

じた「修國語論」と題する建白文を大學に提出して、ローマ字國字論の先蹤をなしてゐるし、漢字節減の説も夙く唱道されて、學制の頒布された明治五年には、時の文部卿大木喬任は、田中義廉・大槻修二等をして、新撰字書の編纂に着手せしめてゐる。今これらの論者の説くところを見るに、いづれも、王政維新の後を承けて、廣く知識を世界にもとめ、國威の更張、國力の増進、國力の進展を期しなければならぬといふ時期に際し、教育の普及を圖り、國民の知識を向上せしめるのは今日の急務であるといふ點においては、みな意見を一にしてゐるのであるが、たゞその方法において、人々おの／＼見るところを異にしてゐるのであつた。後年における國字國語の改善に關する運動は、その端をこゝに發してゐるのであるが、當年におけるこれらの論者の主張は、大體、次のやうに要約される。

一、漢字は學習に困難であるから、教育を普及させるのに障害になる、漢字は普通教育上では、全廢して、假名字（平假名字）としようといふ説く假名論。

二、漢字の學習の困難を認めることは、前者と同じであるが、現今は、世人が萬事西洋文明に心酔してゐるから、この人情に應じ、至便の洋字を以て不便の漢字にかへ、わが固有の言辭を修め、學びやすき學を起したならば、人のこれに従ふこと、水の下につくが如くであらうといふ説く洋字論。



三、漢字の學習は困難であるから、その不便利を軽減しようと説く漢字節減説。

右の三説のほか、新字を採用しようといふ論者もあり、國語そのものをあらためて英語を國語にしようと考えた、極端な革新論者もあつた。しかし、それらの國字國語問題の推移は、本論文において述べようとするのと直接の関係がないから、こゝには、上記の問題と關聯して、當時の識者間に論議された文體の問題だけをとりあげて、これを検討してみることしようが、明治の初期におけるこの問題は、比較的簡單であつた。何となれば、假名論者も洋字論者も、共に、その文體は言文一致たるべきことを念頭においてゐたと見られるからである。たゞ、この時代の漢字節減論者だけは、言文一致を期してゐたものとは思はれない。しかし、いづれにしても、明治の初期の國字論・國語論・文體論は、その觸れ出しの華々しかつたのに似ず、結果においては、古沼に小さな波紋を立てたに過ぎなかつたのである。

わが國の國字國語改善運動史の第一期と見るべきものが、右に述べて來た、明治初年から同十年前後までの間であるとすれば、その第二期は、明治十四五年頃から同二十三年の頃までである。この期間において、明治十六年七月には、假名論者の大同團結が成り、いろは會・いろは文會・いつらの友等が合同して「かなのくわい」となり、翌十七年十二月にはローマ字會が創立されて、洋字論者の團體組織が出來た。言文一致問題も、しきりに論議されてゐた。坪

内逍遙が、その文學運動をはじめたの體、ちやうど、かういふ時代においてであつた。逍遙は、これらの問題に關して、果して風馬牛であり得たであらうか。

この時代における逍遙の國字に對する意見は、その徴すべきものがない。文體に關するものには、有名な「小説神髓」の文體論がある。

## 二

「小説神髓」の刊行されたのは、明治十八年九月、分冊第一冊の公にされたのを、そのはじめとするが、稿本はすでに夙く十六年に成つてゐたやうである。ことに、今これから紹介しようとする文體論の如きは、明治十六年九月三十日から十月二十日までの間に發行された、明治協會雜誌第二十五號以下第二十八號にわたつて、「小説文體」の題下に、藤江迂史といふ筆名で連載されてゐるのである（柳田泉氏「小説神髓の成立」明治文學研究第一卷第二號）。すでに十六年に成つてゐたものとすれば、當時引きつゞいて世に出た、諸家の文章論文體論に對して先鞭をつけたものといふべきである。

逍遙の文體論は、主として小説の文體を論じたものである。しかも、何故に小説の文體を論ずるかは、「文は思想の機械なり、また粧飾なり。小説を編むには、最も等閑にすべからざるも



のなり。脚色いかほどに巧妙なりとも、文をさなければ情通ぜず、文字如意ならねば模寫も如意にもしがたし。支那および西洋の諸國にては、言文おほむね一途なるから、殊更に文體を選むべき要なしと雖も、わが國にては之れに異なり。文體にさまざまの差異ありて、各々一失一得あり、利不利、その用ひどころによりて異なる由あり。是れ小説に文體を選まざるべからざる所以なり。」といつてゐるので明らかである。

逍遙は、わが國で古くから小説に用ゐられた文體を、雅文體・俗文體・雅俗折衷體の三つに分ち、まづ雅文體について筆を進めてゐる。

逍遙の、雅文體といふのは、すなはち和文體のことであるが、逍遙は、雅文體は古雅の性質を帯びてゐるから、目下の世況を寫し出すには適當たるものとは思はれないといひ、六樹園の「都の手振」を例として、主旨は鄙びてゐるのに、文はひどく雅びてゐるから、似合はしくないので、物あらがひする條も、その言葉がすこぶる優長であるから、所謂江戸ツ子の氣象に乏しく、上方あたりの人とも思はれるが、これは、しかしながら、倭文を以て活潑磊砢のありさまを寫し出すのがむづかしい一つの證據ともいふべきものであるといひ、次に、三馬の浮世風呂の「春はあけぼの、やうやう白くなりゆくあらひ粉に云々」の一節を引いて、按ふに、作者が地の文を、この文體で書いたのは、然るべき故があつたのであらう、總じて、滑稽といふものは、「鄙

猥の事物を寫しだすに、いと嚴なる文字を以てし、高尚の題目を論ずるに、いと俚びたる言語を以てするに於て生ずべき」ものであるから、作者はあらかじめこの意をさとつて、こゝに雅文體を用ゐたのであらうか、畢竟するに、雅文體は古雅の性質を帯びてゐるものであるから、目下の世況を寫し出すに適當したものとは思はれない、滑稽の作以外の小説の文章に雅文體を用ゐる時には、二箇の失利を生ずる、一はすなはち豪放活潑の氣に乏しいことであり、一はすなはち滑稽諷刺に類似することがこれであると論じてゐる。

次に、俗文體といふのは、逍遙の定義にしたがへば、「通俗の言語をもて、そのままに文をなしたるもの」であるが、逍遙は、まづ、俗文體の利を擧げて、俗文體は、文字の意味が平易で解し易い徳があるばかりでなく、別に活動の力があるから、所謂華文に必要な簡易の品格はいふまでもなく、峻拔雄健な勢力、追懷愛慕の想念をも惹起すことの出来る品格があり、しかのみならず、「時としては、文字の音調氣韻共に、頗る情趣に適應して、よく心底の感懷を表しだすに妙なること」があるといひ、であるから、西洋諸國はいふまでもなく、支那でも、小説には、地の文章を除く外は、成るべく通俗の語を用ゐて、事物の形容をうつしてゐるのであるが、わが國では、言文一途に出てゐないので、文章上に用ゐる言語と平談俗語に用ゐる言語とは、さながら氷炭の相違がある、したがつて、俗言のまゝで文を成すときは、あるいは音調



俣離に失し、あるいは氣韻の野なるに失して、俣穢の譏を得ることが多い、かつ、西の國々とは異なつて、言語の變遷がはげしいばかりでなく、方言の相違もはなはだしいから、時代物の小説にこの文體を用ゐることは、きはめて不便であり、不都合である、たゞ、世話物だけは、この文體を用ゐると、情文雙つながら相適ひて、すこぶる精妙であらうが、それさへ、幾分か斟酌を加へて折衷しなければ叶ひがたいと論じ、爲永派の作者でも、やゝ嚴格な條にいたれば、閑々演劇の臺詞めいたものを借用ゐて、俗談でいひ得がたい不便を補つてゐるといひ、曲亭馬琴の言を引き、その「和漢その文異なれども、情態をよくうつし得て其趣を盡せる者、俗語ならざれば成すこと難かる、彼我おなじく一樣なり。さればとて、今此間の俣言俗語の轉訛俣離らざれば成すこと難かる、彼我おなじく一樣なり。さればとて、今此間の俣言俗語の轉訛俣離の甚しきをそがまゝに文になすべからず。余が駁雜の文あるは、この俣離鄙俗を遁れんとてなり。」といふ説を賛して、進んで、自己の俗文論を披瀝してゐる。その説は次の如くである。

それ、小説は、情態をうつすをもて其骨髓となすものなり。故に、下流の情態をば寫しださきくほりするときには、其人物の言語などに鄙俣猥俗なる言語あるは、もとより脱れがたきことなりかし。其趣きだに盡したらば、よしや其言語は鄙俣なりとも、これなか／＼に下流社會のまことの景狀に外ならず。此故をもて、俗言をば我が小説に用ひがたき文句なりとはいふべからず。(中略)さはあれ、我が國の俗談平話は、兎角冗長に失する弊あり、な

らびに、語法に定律なく、且つ音調も美ならざるが故に、叙文(事物の歴由を叙する文章をいふ)ならびに記文(事物の形狀性質等を記するもの)等には、用ひて妙ならざるところ多かり。(中略)故に、おのれは斷じていへらく、俗言をもて物語の詞(物語中に現はれたる人物の言語をいふ)を寫すは妨害なし。但し地の文にいたりては、(我が國の俗言に一大改良の行はれざるあひだは)俗言をもて寫すべからず。蓋し是れが爲に、物語の進歩を妨げむかと恐るればなり。(中略)故に、前段にもいひしごとく、時代物語を綴る折には、俗文體を用ふることは極めて不都合多かるべければ、雅俗の言葉を折衷せる他の文體を取用ひて其趣をば叙すべきなり。世話物語を綴る折には、地の文章は、據ろなく雅言を幾分か取りまじへて叙事の便利に供すべきは、已に前にもいへるごとし。

さはあれ、雅俗折衷の地の文と、全く俗言もて綴りたる詞との接續鹽梅すこぶるたやすからぬわざにしあれば、此文體を用ふる輩は、十分心を用ひざれば、奏功きはめて難かるべし。(中略)されば、俗文體を用ひむとせば、宜しく一機軸の文をなすべし、決して馬琴の文と春水の文と合併して地と詞とをものせむと企つべからず。さるわざせむは、元のまゝに人情本文を綴るにも劣りて拙し。俗語などははかなきものゝやうなれども、なか／＼に然らず。作



者たらんものは、能々こゝらを考ふべし。前に、俗言は侏離の聲多く訛言鄙語多しといひしからに、讀者は必ず俗言をばひそかに譏りたりと思ひしならめど、そはまた甚だしき謬語なり。言は魂なり。文は形なり。俗言には七情ごとく化粧をほどこさずして現はるれど、文には七情も皆紅粉を施して現はれ、幾分か實を失ふ所あり。俗言のまゝに詞をうつせば、相對して談話するが如き興味あり。雅俗拆衷の文をもて詞をつれば、書簡を讀むの思ひあり。其おもしろみの薄かること、いふまでもなきことなりかし。俗文の利すでに斯くの如し。唯憾らくは、世に其不便を除くの法なし。嗚呼我が黨の才子、誰れか此法を發揮するむ。おのれは、今より頸を長うして新俗文の世にいつる日を待つものなり。(隨點稿者)

右の文において注意すべきことは、逍遙の所謂俗言は、今日の所謂口語であり、その俗文體といふのは、現時の口語文といふのに相當するのであるが、逍遙の口語および口語文に對する意見は、後年その口語文を採用するやうになつた時代においても、なほ大體において變改を見なかつたといふことである。もつとも、逍遙は、明治十九年の五月と七月との「中央學術雜誌」に掲げた「文章新論」(この文末見。「國語と國文學」第十三卷第五號所載山本正秀氏の「坪内逍遙と言文一致」といふ論文による。)のうちに、「世間通常の言文一致論は、ひたすら文章を言語と同じく其儘ありのまゝに寫せよと申せど、予は其様なる事は申さず。唯讀書法を應用し得べき(即ち

感情を表明し得べき)活きたる文章をものしてよと乞ふ也」といひ、また、「されば予は決して言文一致を妄に主張する者にあらず、否、言文の一致といふ事は、予が主眼とする事にあらず。唯感情を表明するをもて文辭の主體なりと心得べし。」といつてゐるが、これは、當時の所謂言文一致論者でないといふ意味に解して然るべきものである。この點における逍遙の主張は、後に引用する、明治三十九年六月に發表された「文章上の學國一致」と題する論文の主旨と、一脈の相通するものがある。しかし、轉じて當時の他の先覺者の、文體に關する意見を見るに、精粗の差こそはあれ、やはりまた、逍遙の説を裏書するものがある。

まづ明治十七年十月十五日に發表された、神田孝平の「文章論ヲ讀ム」(東京學士會院雜誌第七編の一所載。これは、同誌第六編の四に出た、西村茂樹の「文章論」の批評。)には、「夫レ文章ハ言語ヲ筆記セル者ナリ、然ラバ言語モ文章モ相違ハアルマシキ筈ナルニ、今ノ文章ニ用フル所ノ語ハ平生ノ言語ニ異ナル者甚タ多シ。是文章ノ漸ク拙劣ニ陥リ、隨テ不便ヲ生ズルニ至ルノ根元ナリ。」といふ見地に立つて、文章の不便を除かうとするには、首として言語文章を一致せしめなければならぬといつてゐるが、當時言文一致を非難するものあるに對しては、「方今文章中言文一致セル者ナキニ非ズト雖、概ネ世ノ擯斥スル所トナル者ハ、他ナシ、下品ノ意ト下品ノ語ヲ以テ作りタレバナリ。若シ上品ノ意ト上品ノ語ヲ以テセハ、文獨リ下品ナルノ理ナシ。必ず上



品ナリトシテ世ノ崇重スル所トナルヤ疑ヲ容レズ。」と述べてゐる。明治十八年、英京で草せられ、翌十九年三月東京で刊行された、矢野文雄の「日本文體文字新論」は、雜文體と假名體との兩者の利を併有する兩文體といふものを推奨してゐるが、この兩文體なるものは、雜文體の漢字に假名をつけたものであり、雜文體なるものは、假名交りの文（著者は、雜文體には、漢譯體・洋譯體・土語體の三種があるといつてゐる。）をいふのであるから、著者の眞意の存するところは明らかであるが、著者は、なほ、常語すなはち口語についても、全くこれを顧みないのではなかつた。その説を見るに、著者は、常語は耳に訴へるもの、文語は目に訴へるものであるとし、常語は長くなり、文語は短くなるといひ、「もし常語のみの世ならんには、不便を忍びても之を目の世界に用ひ得べきも、已に文語ある世となつては、最早や常語のみを用ふる能はざるは、即ち自然の道理なり。彼の春水とか一九とか云へる日本の小説家等が、漢字體杯には少しもかまはず、其書を著すに、専ら常語のみを用ひたるも、其記事に至つては、忽ち文語に變じ」てゐるによつても、この理は證せられると論じ、わが國の常語の、文章に入り難いのは、貴賤尊卑の等級を各句の語尾に付けるのが、妨碍となるのであるといつてゐる。次いで明治十九年十一月に刊行された、末松謙澄の「日本文章論」は、文章論とはいふものの、實は、わが國の文字には、假名を採用するか、ローマ字を採用するかといふ國字論と關聯したものである。

ことは、第五編のはじめに、「日本文ノ綴字ハ、假名字ヲ用キルカ、羅馬字ヲ用キルカ、遽ニコレヲ決スルコトガ出來ナイ、イツデモ、綴字作文ノ目的ヲ定メル以上ハ、如何ナル者ヲ標準トスベキカラ知ラナケレバナラヌ。」といつてゐるのによつても知られるが、その主旨を見るに、わが國語を綴字にするのは、ひとり文字の形のみを簡易にするがためではない、なるべく多數の人民に了解し易からしめ、遂には言文一致を目的とするにあるから、文體もまた、一に偶せず諸體を折衷するがよいが、諸體を折衷するにも、なるべく流暢圓滑の文勢を得るを力め、言語を選ぶにも、なるべく世間に通用の廣いのに注目するがよいといふのである。

## 三

「小説神髓」の文體論における逍遙は、俗文すなはち口語文の利を認めながらも、世にその不便を除くの法なしと嘆じ、みづから進んでこの法を發揮する勞を執らずして、新俗文の世にいつる日を待たうとするのであつた。然らば、その新俗文の世に行はれるまでのつなぎとして、逍遙はいかなる文體によらうとしたのであるか。逍遙の選んだ文體は、その所謂雅俗折衷體であつた。

逍遙は、雅俗折衷體を分つて二種とし、假に、一を稗史體（よみほん）と稱し、一を艸冊子體（くみせうし）と稱したが、



その説くところを要約すれば次の如くである。

(甲)稗史體は、地の文を綴るには雅言七八分の雅俗折衷の文を用ゐ、詞を綴るには雅言五六分の雅俗折衷文を用ゐるものであるから、地と詞とが齟齬する患がなく、雅な趣を寫すには雅言を以てし、俗な趣を書くには俗言を以てして、臨機應變に、貴賤雅俗を書きわけるに便利である。時代物語を綴るには、これに比すべき好文體が他にあらうとも思はれない。しかし、雅俗折衷の鹽梅がむづかしいので、あるいは雅調に偏し、あるいは俗體に偏る弊に陥りやすい。

(乙)艸冊子體は、雅俗折衷文の一種であるが、その稗史體と異なるところは、俗言を用ゐることの多いのと、漢語を用ゐることの少いとにある。したがつて、跌宕豪壯な情態形容を敘するには、雅文體と同様な不便不如意を感じることがあるが、あながち漢語の使用を忌むといふのではないから、將來この體を用ゐる作者は、その時々の便機に應じ、多少の漢語を交へて、その不便利を補つて、決して不都合ではあるまい。しかし、艸冊子體は、世話物語の文章には至適至當のものであるが、時代物語を草するには、適してゐるものとはいへない。足利時代や保元頃の人の言葉を、俚言俗語で綴ると、虚作めいて情合がうつらぬばかりでなく、また俚言俗語でいへない詞もあるであらう。よしや作者の才筆で、巧みにさういふ不都合が掩ひ得られたとしても、こゝに一條の不便利があつて、それは、どうしても全く除き去ることが出来ない。

それは何かといふに、例へば、艸冊子の作者が、時代物を綴るに當つて、豪傑や貴紳などの言葉をうつすには、おほむね、「そなた」といふのを「阿女あにめ」といはせ、「云々しやれ」といふべきのを「云々したまへ」などといはせる。しかるに、下流の人物である男女の言葉のうちには、「いんせ」といふ詞もあり、「憎にく」といふ言葉もある。つまり、下流社會は、概して世話物の趣があつて、時代風に書いてある上流社會の趣とは、雲泥の懸隔があるのである。さうかといつて、下流の人物の言葉のうちに、雅言を多く交へて書くと、それは、稗史體の文となつて、艸冊子體に特別な長所を失ふことともならう。要するに、艸冊子體は、時代物語の文章には適しない、宜しく世話物の小説にのみ、この文體を用ゐるべきなのである。しかし、従來の文體では、宏壯豪宕の情態を敘するに不便の廉もあるから、作者が、臨機に發明して、多少の改良を加へるべきことは勿論である。

逍遙は、右のやうに、稗史體と艸冊子體との二つに一長一短あることを述べてゐるが、さて、そのいづれに最後の斷定を與へてゐるかといふに、この點においても、逍遙の態度は、微溫的である。すなはち、その意見によれば、時代物語は、文政・文化の作者輩がもつとも得意としたところで、傑作もすこぶる多いから、今の小説作者が時代物語を書いたとしても、彼の馬琴の傑作小説を凌駕することは容易であるまいから、「如かず、時代物を抛擲して、世話物にのみ



意匠を費し、未曾有の物語を工夫すべし。さらば、文もなるべくだけ世話物語に適しつべきをまづ研究して、其要求に應ずるやう準備すべきや勿論なるべし。而して艸冊子の文の如きは、最も世話物に相適ひて、且つ改良に便なるものなり。我が將來の小説作者はよろしく此體を改良して、完美完全の世話物語を編成なさまく企つべし。」といふのである。これは、主として小説の文體についていつてゐるのであるが、また、この文體論のうち、「所謂艸冊子の文章の如きは、最も平易にして流暢なり。多少の改良を加へもせば、萬般の事をするし得べき好文體ともなり行かむか、是れもまた圖るべからず。」といつてゐるのを見ると、これを推して、全體の文章についての意見もまたこゝにあることが知られるのである。

逍遙の右の意見は、そのもつともよしとする雅俗折衷體の文にもなほ満足しないことを示してゐるのであるが、すでに述べたやうに、逍遙は、當時の言文一致論者にも與しないのであるから、逍遙の態度は、わるくいへば、あゝでもない、かうでもないのむづかしやのそれであるが、よくいへば、高い理想にあくがれて、手近にある何物にも心をひかれない、青年文學者に共通なあるものを示してゐるやうに思はれる。たゞし、逍遙のこの態度は、その一生を通じて變らなかつたのである。口語文に關しての後年の議論も、沙翁の翻譯文の變遷も、つまりは、あゝでもない、かうでもないの所産にほかならない。たゞ酢豆腐の域に至らなかつたのは、雙

柿叟の博識と教養との然らしめたところ、わたくしは、その向上の意氣、丹念の修鍊をそこに見出し得るだけである。

逍遙は、明治十年度の終から二十年度のはじめにかけて、わが文筆界を騒がした言文一致の運動については、既記のやうな意見を出して、むしろ冷淡であつた。しかし、口語體に對して無關心であつたわけではない。十九年のはじめ頃には、長谷川二葉亭の來訪をうけて、文體論を盛に談じ合ひ、口語體の是非長短を具體的に論じ合つたこともあつた。(坪内逍遙著「柿の齋」による。)二葉亭の「余が言文一致の由來」(「二葉亭全集」明治三十九年五月の「文章世界」)によれば、「もう何年ばかりになるか知らん、餘程前のことだ。何か一つ書いて見たいとは思つたが、元來の文章下手で、皆目方角が分らぬ。そこで、坪内先生の許へ行つて、何うしたらよからうかと話して見ると、君は圓朝の落語を知つてゐよう。あの圓朝の落語通りに書いて見たら何うかといふ。で、仰せの儘にやつて見た。所が、自分は東京者であるから、いふ迄もなく東京辯だ。即ち東京辯の作物が一つ出來た譯だ。早速先生の許へ持つて行くと、篤と目を通して居られたが、忽ち襠と膝を打つて、これでいゝ、その儘でいゝ、生じつか直したりなんぞせぬ方がいいと、かう仰有る。」といふわけで、これが二葉亭の、言文一致を書きはじめたそもそもであるといはれてゐるが、逍遙は、翌月すなはち六月の文章世界の、「言文一致について」といふ文中



で、長谷川氏の説を打消し、「序ながら、前號の同君の話によると、小生は、二十年の昔から、何だか言文一致について意見でもあつたらしく見えてゐたが、とんだ事です。小生は、あの折、同君の筆で、初めて言文一致體といふものにお目にかゝつて、只管感嘆したといふまで、批評をしたのも、例の向う見ずのさしで口、同君の言ひやうが餘り謙虚だから、誤解する人があるといけないから、一寸断つておきます。」といつてゐるので、この邊のことがぼんやりして來る。しかし、逍遙と二葉亭の初對面は、十九年の一月初めの事であるから、その後、しばしば文學、藝術論を交したのであらうが、二葉亭が言文一致體の翻譯小説を逍遙に示したのは、三月十七日のことである。この事は、逍遙自身「外國の小説を言文一致でと主張もし試みても見ようとして、其第一稿を私に初めて見せた男は二葉亭であつた。それは明治十九年三月十七日の事である。」と記してゐるので知られるが（前記「柿の蒂」による）、この翻譯は、ツルゲーネフの「父と子」の譯で、「虚無黨形氣」と題したものであり、十九年五月に大阪日野商店から出版された「鍛鐵場主」といふ書の巻尾には、春迺舎臈助譯、冷々亭杏雨譯と肩書して「通俗虚無黨形氣」の近刻廣告があるが、その廣告文（冷々亭主人述とある。冷々亭は二葉亭のこと。）のうちに、「加之、言文一致の主義に基いて、紳士社會に行はれまする、上品な東京語を以て翻譯して御座いますから、至極面白く出來てをりまして、悪く申せば、圓朝子の猿眞似ですが、

賞て申せば此小説なぞが、日本新體文章の嚆矢に相成りませうか。」といふ一節があるのによつて見ると、圓朝云々も、春の舎の口から出たかどうかはわからないにしても、それが話頭にのぼつたこともあつたのであらう。「虚無黨形氣」の廣告文のことなど、「國語と國文學」第十卷第九號、山本正秀氏の「言文一致體小説の創始者について」による。言文一致といへば圓朝のことの聯想されるのが、當時の人のならひであつたらう。明治二十年の七月に出た「いらつめ」第一號に載つてゐる、山田美妙齋の「風琴調の一節」の序言のうちにも、その文體のことを、「一口に言へば、圓朝子の人情癖の筆記に修飾を加へた様なもの」といつてゐる。

二葉亭の「虚無黨形氣」は出版には至らなかつたのであるが、二葉亭は、これより以前にも、三十ページばかりの、口語譯を試みたものを逍遙に見せたことがある。逍遙は、これについて、「それは、たしかゴーゴリの或作の一断片で、中産級の夫婦が、互ひに何事かをやゝ激して談じてゐる件であつた。それが、彼れと私とが口語體の是非長短を具體的に論じ合つた最初の題材であつたのだ。」（柿の蒂）といつてゐる。しからば、その議論は、どういふ點について行はれたかといふに、逍遙は、これを次のやうに記してゐる。

そのゴーゴリの譯調は、譬へていふと裏店調（プロレタリア調）とでもいふやうなぞんざいな口吻のものであつた。「これでは中流社會とは思はれない」といふと、「いや、外國の夫



婦は對等だから、斯う譯さなければ、真相に遠いと思ふ」といつて、夫婦の問答が、共に敬語なしの「おまひ」「おれ」「さうかい」「さうしな」といふ調子で書いてあつたのであつた。例の田口鼎軒の『日本開化の性質』と同見解で、理論としては異議を挿む餘地はなかつたが、「併しそこが藝術となると、とかく連想が邪魔をする。これぢやア、君、裏店の夫婦としか思はれない。「おまひ」を「卿」とするか、「さうかい」を「乞ふ何々せよ」とか、漢文崩しにすれば兎も角もだが、などと論じ合つた。凝り屋で、反省家で、懷疑家である彼れは、更に其後、いろ／＼と口語式の表現に枕推した。(中略)『虚無黨形氣』は、右のゴ－ゴリのに比べると、(無論、まだ甚だ不熟なものではあつたが)たしかに一段の向上を見せてゐた。(柿の蒂)

右のやうに、逍遙は、二葉亭に對して、常に先輩のやうな地位に立つて、文章上の忠言を惜しまなかつたのであるが、この際、果して、逍遙に、乃公出ですんばの概がなかつたらうか。按ふに、明治二十年三月二十五日から輸入朝野新聞に掲載され、同年五月十四日第二篇第七回を以て中絶となつた小説「此處やかしこ」の文體の如きは、けだし、當時における逍遙の理想のあらはれであらうか。これについて、作者の言を聽いてみよう。

問題の文章は、言文一致といふ點で研究家に注目されてゐるといふが、これは單に口語體、

言文一致體といふよりも寧ろ一種不即不離體ともいふべきものを主張して見たのだ。自分がともかくかゝる新文體を試みることになつたのは、全く二葉亭の新工夫に刺激されたものには違ひないが、然し自分には又自分の理想があり、何も二葉亭や美妙齋の主張のやうに、あくまで純然たる口語的言文一致にせずとも、今少し文語に近い、即ち不即不離體でいゝのぢやないかと當時内々頑張つてゐた。その自分一流の理想を、二葉亭の主張と窺かに對立させて試作して試みようとしたものが、あの文章である。自分としては已惚時代の負け惜しみの記念ともいへるが、然し言文一致文の歴史を辿る人々にとつては、かう正直にいつた方が却つて参考になるであらう。(國語と國文學)第十一卷第八號「此處やかしこ」そのほか(國語點稿者)この逍遙の意見は、當時のものにも見えてゐる。すなはち、明治二十年四月二十日の讀賣新聞には、さきに「此處やかしこ」の文體を非難したものであるに對して、逍遙は次の如く述べてゐる。

主人は強ちに御鑑定の如く得意で俗文を綴る譯にはあらず、俗語といふ者は果して本來が卑野なる者なりや、又は用ひ方と綴り方に依ては、優美高尚になるにや、果して野卑なりと定まりたらんには、實際の用語も改良せざる可らず、果して野卑ならずと定まりたらんには、言文一途の緒を開くこそ宜けれ、と自問自答したる由あるゆゑ、果して何れかを實驗せん



が爲めに、一寸隨郭を氣取りたるまでなり。(「國語と國文學」第十一卷第八號「此處やかしこ、そのほか」の筆記者註より。圈點は稿者)

右の文でもわかるやうに、逍遙は、どうしても、演出家であり、脚本家であつて、舞臺に立つ俳優ではなささうである。たゞ舞臺に立つことがあつても、かうも出来るをやつて見せるに止まるやうである。であるから、逍遙の忠言が無くても、二葉亭は、言文一致體の小説の創始者として、文學史上に大きな足跡を印してゐるし、山田美妙齋は、明治二十年七月を以て、岡田良平、正木直彦、中川小十郎、新保警次等と、「いらつめ」第一號を刊行し、その誌上に、小説「風琴調の一節」を掲載して、言文一致の大旗をひるがへして以來、理論に、實際に、世を動かすの概を示してゐるし、文章の世界は、すこぶる多事であつたが、逍遙は、常に、批評家・評論家の地歩を占めて、注文こそすれ、みづから口語文の範を示すことはほとんどなかつたのである。明治二十二年一月に公にされた「細君」は、逍遙の小説の最後のものであるが、この文章も言文一致體ではなかつた。その、口語體を採用するに至つたのは、すつと後の事である。逍遙門下の五十嵐力博士は、逍遙の文章について、「先生の文章は、江戸後半期の文章を基調として、和漢洋各種の文章の集大成を試みつゝ、そして、常に時代に先んじつゝ、連綿不斷の發達を遂げたものといふことが出来るかと思ふ。」といひ、また、「先生が口語式の文體を用

ゐ始められたのは、多分明治三十年ごろからであらうと思ふが、口語式になつても、やはり雅俗の中を行つた江戸式の基調を離されなかつたやうに思ふ。」といつてゐられる。(早稲田文學、第二百四十四號「逍遙先生の文章について」)

#### 四

口語體に關する逍遙の要求をもつとよく示してゐるのは、その「文章上の學國一致」と題する論文(大正五年九月、「日本及日本人」臨時増刊號所載)である。そのうちに、次のやうな一節がある。

私の謂ふ口語體は、最も廣義に解された現代語から成つたものでなくてはならぬ。又其根柢に確乎とした一定の國語法則を備へ得るものでなくてはならぬ。其根本の國語法則に矛盾せぬ限りは、成るべく廣く、成るべく自由に、成るべく豊富に、種々雑多の語を收綴し得たものでなくてはならぬ。口語體の文章と實際の談話語とは、其範圍を一にすべき必要はない。いや文章は、費用とか簡便とか平易とか通俗とかいふやうな、やゝ偏した目的の道具にのみせらるべきものではない。現代人の口に上り得る言葉で、前に謂ふ根本法則に矛盾せぬ限りの語は皆之を現代語と總稱して、口語體の中へ取入れ貰ひたい。大正の日本が要求する文體は、第一に、如何なる shade も nuance をも自由自在に言ひ現はし得る豊富な語彙を備



へたものでなくてはならぬ。私は根本法則が何處に存在してゐるのか分りかねるのを第一の不便不都合として、語尾ばかりを口語體にしたやうな漢文脈の口語體を排斥する。又やう同じやうな理由で、必要もないのに古い雅語を澤山に濫用したり、不熟な生硬な造語や直譯句法を濫用したりする口語體をも排斥する。それから男女の區別のないやうな乗か過ぎる口語體をも、一般用としては排斥する。談話語と卑語との區別をも知らないで使用してゐるやうなもの（其人の自敘體の作か、或特殊の翻譯かに用ゐられる場合でない以上は）排斥する。方言や訛語の混用とでも、一般用としては同様である。

右の一節は、その大綱ともいふべきもので、逍遙はさらに進んで、口語體の基礎となるべき現代語とはいかなるものであるかといふ問題に入り、轉じては、現行の口語體の内容を検討し、その長所と短所とを列挙してゐるが、例の綿密な行き届いた考察と行文とは、水も洩らさない趣があるが、要するに、徹頭徹尾、傍觀者の批評である。教訓的であるかも知れないが、わくれば穴探しともとれる。つまりこれは、目先の見え過ぎた人の言説である。情熱的であると共に、また頭腦の冷徹を、ち得る人の論議である。この論文よりもすつと前に出た、同じ人の、「言文一致のS.P.J.」(明治三十九年六月、「文章世界」)も、大體において同傾向のものである。

しかしながら、逍遙の文章觀を考察するに當つて、その沙翁劇の翻譯を閉却して、その態度を説くのは、まことにその當を得ない。

逍遙は、まづから、その沙翁劇翻譯の態度に五變遷のあつたことを説いてゐる。第一期は、明治十五六年の頃、「自由太刀餘波鋭鋒」と題するデュリヤス・シーザの翻譯時代で、文體は淨瑠璃まがひの七五調で、自由譯。第二期は、明治二十八九年の頃の國文學復興期の、註釋を本位と立てた翻譯時代、文體は、雅文調に偏したもの。第三期は、明治四十二三年の交、實演を目的とした試譯の時代、歌舞伎式であり、七五調であり、狂言口調であつた時代。第四期は、文語口語錯交譯時代で、原作が律語と散文的詩語と全くの口語との錯綜から出來てゐるから、この方法でなら多分うまく原作の情味や調子が出されるであらうと思つて、文語は比較的近世のを擇ぶと同時に、口語は成るべく古いの――すなはち狂言語や舊幕時代のやう古い俗語――を用ゐた時代(漸次に及ぶにしたがつて、文語脈を減じ、口語の分量をふやして行つたが)しかして、最後の第五期は、現代語本位譯の時代であるが、逍遙がいかに現代語を用ゐるに苦心したかは、その意見にも、その譯文にも見えてゐるが、この最後に至つて逍遙の到達したのは、シェイクスピアは、實際、不易の世界的詩人だといふ事と、外國文學の翻譯には、比較的現代語が最良だといふ自覺であつた。その現代語譯も種々手加減のいることはいふまでもない。



が、これについて逍遙が「文語や、よし文語でなくも、特殊の聯想の伴ふ語で譯すると、とかく解りにくくなつたり、日本臭味が勝つたり、古臭を帯びたりする處で現代語で譯して見ると、さうでない。あの複雑な、時としては、怖ろしく簡約な、故事に絡んだ、比喻澤山な、而も古い文法で綴られてゐて、イギリス人にさへ註釋なしでは讀みこなせないやうな名文句が、不思議にも活々と躍動して、其語の「々」が、どうやら直接にわが心線に觸れるやうに感ぜられる。」  
意には、それを口にしてゐるポーシヤやクレオパトラやピヤトリスやプロスペロやステファーンやボットやマクベスやマクベス夫人が、わが昭和の今日に、どこかそこいらにゐるのではなにかとさへ思はれる。生中の粉黛を洗ひ落してしまつて、只情味だけを專一に、忠實に、有りのままに寫して見ると、言々句々が不思議に新しくも近しくも感ぜられる。現代口語の含有してゐる現代味と自然味とがシェークスピアの作中に籠つてゐる不易の自然味を呼び出すのであらう。」といつてゐられるのは、まことに長い間の體驗から出た尊い言葉である。(坪内逍遙「シェークスピア研究の乗」第十七章参照)。文章道における修道士のこの言葉は、單に沙翁劇の翻譯に止まらず、廣く文章道の將來に光明を與へるものであらう。

## 言語の文化史的考察の一面

——特に經濟生活關係の二三の言葉について——

言語の研究には、いろいろの部門があり、さまざまの方面がある。言語學は、人類の言語を研究の對象とし、その由來・分布・現状を明らかにし、その發達・變遷の理法を究めるのを目的とする科學であるが、同じく人類の言語を研究の對象とするものにあつても、言語の性質、言語と思想、言語と人種、言語と文學、言語の發達、言語の分化といふやうな、言語全般に關する理法の考察を主とする、いはゆる一般言語學と、ある特殊の範圍に行はれてゐる言語、例へば日本語とか朝鮮語とか支那語とか英語とかいふ類のもの來由・發達・現状を明らかにし、その特質を詳かにするを目的とする、いはゆる特殊言語學とがある。特殊言語學は、ある場合



においては、それ／＼の國において國語學といはれるものと一致する。わが國における、いはゆる國語學と日本語學とが、その實質を同じくしてゐるが如きは、その例である、英語の場合においては、英語はイギリスの國語としてまたアメリカ合衆國の國語として、それ／＼の國において國語學の對象となり得るとともに、さらに廣い意味の英語學の對象として取扱はれもする。特殊言語學といふ名稱を、ごく廣い意味に解釋すれば、ある一地方の方言を考察の對象としたもの、ある階級の言葉を研究の主題としたものも、このうちに含まれることになる。たゞ、いづれの場合にあつても、それらのものが、特殊言語學といふ名に値するか否かは、いふまでもなく、その體系の如何、成果の如何によつて決せられるのである。

言語の研究はまた、これを對象の性質に即して考へると(一)音聲の研究(二)意義の研究(三)形態の研究(四)語法の研究の四つの部門に分たれる。これらの四つの部門の研究は、それ／＼助け合ふことによつてはじめて言語事象の全體を明らかにすることが出来るのであり、わたくしなどの考へるところでは、これらの研究の成果の綜合の上に、さらに社會的所産としての言語の考察が加はつて、言語の全貌は正しく認識されるわけであるから、これらは、原則的には不可分のものである。しかるに、それ／＼の部門における分科的對立は、他の科學におけると傾向を等しくして、(一)の語音を取扱ふ音聲學が成立つて居り(二)の語義を専門とする

る意義學が樹立されるといふ次第であり(三)と(四)との關係をもつ語法が切りはなされ、否切りはなされなければならぬといふ議論も生じて來てゐる。しかし、あまりに分科的になると、つひには本を忘れて末に走るといふ傾向を生ずる。從來の音聲學 Phonetics に對して、音韻學 Phonology を主張する聲が、ブートアン・グルトネーの流れをくむブラーグ學團の人々の間に盛に唱へられるやうになつたのも、現時の音聲學が、やゝもすれば音聲の生理的・物理的研究にかたよらうとするのに刺激されたものと見てもよいやうである。

言語の研究はまた、言語の性質の、ある特殊の方面に考察の中心をおくのによつて、種々の姿を示すことになる。(一)哲學的研究(二)心理的研究(三)社會的研究(四)地理的研究等々がそれであるが、これら研究の體系はまた、言語哲學・言語心理學・言語地理學等々として、學としての要請をもつのである。言語の考察が、かういふ風に、人類の精神生活の各方面に交渉をもつことは、その性質からみて怪しむに足りない。言語の文化史的考察も、またこの種の一部分である。しかし、わたくしのこゝに述べようとするのは、言語が人類の文化史上にいかなる地位を占めてゐるか、ある國語がその國の文化史上にどういふ關係をもつてゐるか、人類の言語が世界の文化の展開と、また、ある國語がその國の文化の發達と、どういふ交渉をもちながら變遷して來たかといふやうな、文化史的考察の本流をはなれた、さればといつて、一八



五〇年代にシュラーデル等の唱道しはじめた言語考古學の流れを汲むわけでもない、言語による文化の考察のいかなるものであるかに觸れて、經濟生活關係の二三の語彙を検討してみようとするに過ぎないのである。

二

言語による文化の考察は、言語の種々の方面から可能であり得る。音韻の方面について一例をあげてみれば、わが波行音の歴史的變遷と方言的變異との關係の如きは、文化の縦の線と横の線との交錯を如實に物語つてゐるものである。國語の波行音が、歴史的に見て古くP音であつたといふことについては、先輩や同學の所説があり、わたくしもかつてその詳論を試みたのであつたが、これは、今日の學界における定説といつてもよいのであらう、細部にわたる説明においては、學者によつて出入があるけれども、大體波行の古音はP音で、それからF音H音と變つて來たといふ點では、ほとんど一致を見てゐる。その間にphの音があつたか、w音への變化はどうして生じたかといふやうなことは、しばらくこれをおき、上記の變化は、まづ奈良朝の末から平安朝へかけてあらはれて來たものと思はれるが、かういふ縦の歴史的段階の横に示されてゐる例を、現在において、認めることの出来るのは、すこぶ

るおもしろい。すなはち、琉球諸島の波行音について、これを檢すると、大體において、三つの同心圓が描かれるらしい。すなはち、もつともはやく内地の新しい文化に接觸した那覇地方を中心とした圓が、内地のやうに波行音をHで發音する地方をあらはし、その次の圓はFの地方を、もつとも遠い圓内の諸島は、Pの發音を保存してゐるといふことなのである。語法その他についても「——がありませんか」といふ問に對して「イ、エ」といふ地方と「マイ」といふ地方があり、また可能をあらはすにも、一例を示せば、讀むことが出来るといふ意味をあらはすに、「よめる」「よろよむ」「えよむ」等々がある。これらの異同によつてわれわれは、それらの文化圏を想定することが出来るのみならず、さらにさかのぼつて、その歴史的關係をもたざることが出来る。北九州には、言葉づかひの上で、東國地方と何等かの關係ありげに思はれる地方がある。われわれは、それらの上に、奈良朝時代の防人を考慮に入れずとも、元寇の當時、防衛のため差遣されて、つひに永住した東國武士の餘勢を、そこに見出し得るのみならず、近くはまた、徳川時代における諸侯の東國からの移封の關係も看過し得ないのである。語彙の分布については、ある程度までは、いはゆる方言周圖論が肯定される。あへて語彙といはず、一切の言語現象についても、文化の中心地帯の言語は、その近接地方の言語に影響を與へることが多く、また常に變化を受けやすくもあつて、その地帯すなはち甲地帯にあ



る時期に行はれた言葉すなはちAが、次の周囲に属する地帯すなはち乙地帯に入つた時分には、甲ではAの代りにBが勢力を得て居り、その次の時期には、甲はすでにBからCに移つてゐるが、さきのAは丙地帯に入り、乙地帯ではBを用ゐてゐるといふやうに、順次周囲を成して擴まるといふのが、いはゆる方言圏論の一つの見方である。二つの東西かけはなれた地域において、しかも隣近地域のそれとは孤立した、類似の言語現象があり、それが歴史的因由その他によつて説明され得ないやうな場合に、この周圍論的考察が、首肯するに足る効果を示し得ることが少なくない。しかし、文化事象の推移は、さう簡單明瞭ではない。わたくしが假に名づけて方言楔狀論といつてゐる考へも、種々の事例によつて十分に支持され得るのである。それは、主として文化の交通路をたどつての言語の進出の場合をさしていふのである。古代にあつては、溪谷河川をたどつて、文化の傳播された形跡がある。かけはなれてゐるやうに見える二つの地方における文化の類似性が、かういふ交通關係に本づく移入であることの、言語の考察の結果として知られる場合もある。

インド・ゲルマン民族の原始時代の文化は、インド・ゲルマン語のくはしい、ゆきとよいた研究の上に再建されて來たのである。他の方面における科學の進歩が、これに多大の助力を與へたことは否定されるべくもないが、かくの如き進運を見るに至つたのは、インド・ゲルマン

語族の祖語の探究に伴つて發達した、それらの諸語の文化史的考察が、その果を結んだものといつてよい。他の語族における文化史的考察はきはめておかれてゐる。これをわが國語についてみても、その系統所屬についてすらも、學說の歸一を見てゐない。したがつて、國語の原始時代にさかのぼつて、その祖語を再建し、文化史的考察を試みるといふやうなことは、今日においてはまことに早計に屬する。わたくしの今述べようとするのは、現代においても普通に行はれてゐる、國民の經濟生活に關係をもつ、二三の國語の歴史をたづね、それらの文化史的展開を明らかにするに止まる。

### 三

わたくしは、最初に國語のウル(賣)・カヌ(買)の二語を考察の對象としてとりあげることにする。わが古代文化の状態を按ずるに、大和朝廷時代においては、金石器併用期は、もはやかなりの昔となり、一般社會の文化は、すでに一應の進展をみせてゐたやうである。當時における民衆の經濟生活はどういふ有様であつたか、われわれの推想を助けるに足る明確な資料は今日に傳はつてゐないけれども、當時の民衆が漁獵農耕によつて生活を營んでゐたこと、玉造部・鏡



作部・鍛冶部のやうな、職業的部族があつて、工業も相當に進んでゐたこと、租庸調の制度が比較的はやく定まつたことなどを、古典に徴して考へれば、有無相通するための交換の道がはやく開けてゐたであらうことは、想像に難くない。交換の原始の形式が物と物とを交換するいはゆる物々交換であつたといふことも、大體においてすでに學者の論定を経てゐる。低級民族の間には、交換は行はれないといふ説を立てた學者もあるけれども、おそらくそれは實證を缺くものであらう。アダム・スミスのやうに、人間には交換の先天的傾向があるといふのは、言ひ過ぎであらうが、多くの自然民族の經濟生活に關する事實の報告は、われわれを信ぜしめるに足して、交換といふことが、それらの自然民族の間にも廣く行はれてゐることを信ぜしめるに足る。わが民族の初代にあつても、交換のことが盛に行はれたであらうことは、考古學者の古墳の副葬品によつての論證もさることながら、國語の上に殘されてゐる痕跡によつて、われわれは一そう明らかにこれをたどることが出来るのである。今、國語のカフ(買)といふ語を検するに、これは、「代」・「換」・「易」・「變」などの意を有するカフと同語であらうと思はれる。前者のカフは四段活用、後者のカフは下二段活用であるが、同語の異なる活用に分屬する類例はめづらしくないのみならず、後者が四段活用であつた面かげは、萬葉集卷一に葦邊行鴨之羽。我比爾霜零而(六四)などの複合語形のうちに、また、同

卷二に大鳥羽。易乃山(二一〇および二二三)同卷十に春日有羽買之山(一八二七)などにおける漢字の使用法などのうちにも見出されるのである。このカフ(買)に對する、國語のウル(賣)はウク(受)と語根を同じくしてゐる。サル(去)とサク(避) saru → saku ナル(鳴) naru → naku ヨル(寄)とヨク(避) yoru → yoku などの同類に屬し、同一語根がわたくしのいはゆる造語子音RKによつて分歧したものである。

「買ふ」の場合におけるカフ(代)は、他人の物品に對して、その代償として(代償としての意識の程度はともかくにも)自分の所有に屬する物品を受けるといふ關係を示すものである。われわれの考へかたからすれば、いづれも物品の交換である。カフまたはウルのいづれでも代表される行動であるが、古代人にあつては異なる。前者カフにあつては、自己の物品を提供して他の物品との交換を了するのが主なのであり、後者にあつては、自己の提供する物品によつて、他の物品を得るや否やが他人によつて支配されてゐる場合なのである。前者が「代」と同語源のカフを以て、後者が「受」と同語源のウルを以ていひあらはされてゐるのは、怪しむに足りない。台灣の高砂族のヤミ語では、交易する義の語が、賣・買の兩義に用ゐられてゐるやうな例があり、金澤庄三郎氏の「言語に映じたる原人の思想」によれば、朝鮮語にも、物々交換のおもかげが残つて居り、五穀に限つて、これを買ふことを「賣る」(phan-da)と稱し、



これを賣ることを「錢を買ふ」(ton-sar-da) と稱し、布帛を賣買することを「交換する」といふさうである。

翻つて、わが古代における通貨の使用が、いつころからはじまつたかといふことを見るに、これについては、種々の意見が提出されてゐるけれども、それらは多くは臆説の範圍を出でない。顯宗紀二年冬十月の條に、「稻斛銀錢一文」とある記事によつて、當時すでに通貨の存してゐたといふ説を立てる人もあるが、先覺のすでに論じてゐるやうに、その前後の文が、後漢書明帝紀の文と同文であり、たゞ明帝紀に「粟斛三十」とある部分だけが前記の如くなつてゐるのを見ると、これは、日本書紀の編者が「粟」を「稻」に、「三十」を「銀錢一文」と書き改めて、天下太平の徵證としたのであらう、しかも、特に「銀錢」としたのは、天武紀の記事にもあるやうに、銅錢より古く銀錢の用ゐられてゐた事實が知られてゐるのによるものであらうと考へられる。しかしながら、天武天皇の御代には、銀錢・銅錢が並び行はれてゐたことが史書に見えてゐるし、持統・文武の兩朝には、鑄錢司をおかれたことが國史に記されてゐるし、から、この頃より以前にすでに通貨の行はれてゐたといふ、おぼろげながらも、否定することの出来ない事實は存してゐたと認められる。

わが國における通貨の使用が、右のやうに、かなり古い時代にさかのぼり得るにしても、そ

れ以前の通貨をもたなかつた時代、われわれの經濟生活の搖籃時代もまたすこぶる久しきにわたつてゐたのであらう。わたくしどもの、いはゆる「國語の初代」も、その時期と一致する。したがつて、わたくしが、前に提起した、カフ(買)とウル(賣)との問題に關してもこの時期における經濟關係の考察が、重要な示唆を與へることは、いふまでもない。しかし、わたくしは、こゝに、わたくしの専門外である經濟史に關して、辯を費さうとするのではない。わたくしは、たゞ、普通の學説にしたがつて、通貨行使時代に先だつて物々交換の時代があつたことを認め、しかも、その物々交換は價值觀念を伴はないものであつたといふ意見に賛成し、その一例として、Shirokogoroff の Social organization of the Northern Tungus. 1933. P. 300・301)に見えた記事をあげて参考の資としておくことに止める。

Shirokogoroff の記してゐるところによると、(一)ツングース族は、交換の原則によつて有無を通じてゐる。それには犬や馬を用ゐることはあるが、馴鹿を交換の財とすることは稀である。馴鹿を賣買することはしない。家具なども賣買しない。贈與するもよい、盜られるものもしかたがないとされてゐるが、賣買は決して許されない。(二)ツングース族は、同種の物品や動物(馴鹿を除く)の交換をよくやるが、甲乙のどちらかが損をするにきまつてゐる。價値の相異などは眼中にないからである。(三)異なる種類の物品の交換もやるが、これは他の種族との



通商の基本となる。(四)最後の交換様式は、ツングース族の間に、昔から存してゐるもので、ツングースは、鐵をもつてゐないから、それを近隣地方のものから得ようとし、近隣のものよるこぶ物品、すなはち、皮革をもつてこれに換へる、鐵と皮革との交換である。皮革は現金でも賣られる。これは支那人やロシア人の侵入によつて、特に發達するやうになつた。

右のやうな類例はめづらしくもなく、物々交換も、そのはじめにあつては、明白な價值觀念をもつて行はれなかつたのであり、未開民族の間には、今もなほさういふ事實が認められるのであるが、通貨の行はれなかつた時代、および、後世の通貨に代るべき物品すなはち通貨代用の物品が一般に認められるに至らなかつた時代の取引關係は、各人任意の取引であり、賣買兩者が、その需要を充たし得て満足すればよいのであるから、その交換に際して、給付および反對給付がそれぞれ、その價值において均等でなければならぬといふやうなことは、原始人にとつては解し得ざる觀念なのである。かの沈黙貿易なるものも、異種族相互の需要に應ずる目的の下に成立したものであるが、それらの場合にも、均等の如何よりは、需要を充たし得るや否やが最初の問題であつたと考へられる。

#### 四

國語のカフ(買)・ウル(賣)の語源については、異説がある。それは、カフ(買)はカヒ(貝)と同語であり、支那語において「貝」が「買」と一致するやうに、日本語においても「貝」と「買」とが一致する、「ウル」(賣)は、オロッコ語の「財産」を意味する *ur* と同源の語であるといふのである。この説は、カフ(買)の場合にあつては、貨幣のマジック・宗教説を背景とし、古代人が、生命の賦與者と考へられた婦人の産官を崇拜した結果、それと類似の形態をもつ貝殻、特に子安貝を愛重し、延いては、そのマジカルな力を信じて、これを護符として身に帯びるやうになり、次第に、子安貝およびその模造品は、生命と等價的地位を占め、轉じて貨幣として流通するに至つたといふ、貨幣の起源が子安貝にあるといふ説に本づき、支那における財貨關係の言語が「貝」の字をその造字成分としてもつてゐる漢字ではあらはされてゐることから、支那における貝貨起源を肯定し、さらに、わが國においても、古く貝を交換の標準、少くとも對象としてゐることを認めようとするのである。支那における貝貨存在説は、説文の解釋にも「古者貨<sub>レ</sub>貝而寶<sub>レ</sub>龜、周而泉、至<sub>レ</sub>秦廢<sub>レ</sub>貝行<sub>レ</sub>錢。」とあつて、その説の源流も遠く、またその徵證も相當にあるやうであるが、わが國における貝貨の使用は、まだ確證を得ない。カフ(買)を解するにカヒ(貝)を以てし、これによつて貝貨の存在を支持しようとするが如きは、語源解釋の先後を誤つたものといはなければならぬ。他の方面から、カフ(買)のカ



と(貝)であることが立證された場合に、はじめてそれが貝貨の存在をたしかめ得るのである。さうでなければ、百の語源説も、何等の權威たり得ないであらう。

ウル(賣)の場合にあつては、オロッコ語で「馴鹿」を意味する *eta* が *eta* となつて、「財産」の意味をもつやうになること、オロッコ族間では、馴鹿を有つてゐることが財産を所有することになるのであるから、「馴鹿」を意味する語が、「財産」をあらはすやうになつたことは、明白に理解されるが、そのウリがいかにして國語のウルと關係をもつかは、容易に説明されないのである。否、それは、ほとんど不可能なのであらう。もつとも、交換のために用ゐる物品の名が、取引や賣買をあらはす言葉となつた例は少くない。古代スローヴニア語の *Parasoliti* (取引する) *Parasoliti* (取引する者) は「鹽」を意味する *sol* から來た語であるが、これは、これらの民族にあつては、「鹽」が主要な取引品となつてゐたからである。アイルランド語の *sed* 古代アイルランド語の *set* 中世ラテン語の *sentis* は、*set* けれども「賣る」を意味するが、これは、「乳牛」をあらはす *sed* から來た語で、乳牛が財産の單位と認められてゐた時代の反疎である。また、古代ロシア語の *kuna, knui* は「貨幣」をあらはす語であるが、これは、本來、「毛皮の衣」を意味するものであつて、中世ラテン語の *Gunnar* 英語の *Gown* と同系の語である。マクス・ミュラーの説では、アングロ・サクソン語の *sellan* も、古代スローヴニア

語におけると同じやうに、「鹽」から來たものであり、ゴート語の *saljan* が *sala* から出た *sala* が「一握みの鹽」を意味するとすれば、ゴート語の *saljan* アングロ・サクソン語の *sellan* は、一握みの鹽を取つたり與へたりすることを意味することになり、さうして商をすること賣ることとを意味するやうにもなるのであらうといふ。マクス・ミュラー自身もいつてゐるやうに、これらの變遷の過程には、なほ幾分の疑問の餘地は無<sup>い</sup>でもないが、大體において、その結論は首肯せられるものと考えらる。「買ふ」を意味する英語の *to buy* も古代英語では *buggen, biggen, beyen* アングロ・サクソンでは *byegan, biggan* であるが、これらのやうに古<sup>い</sup>形は *bygian* であり、商をすることを意味し、その由來をさかのほれば *a coil* を意味する *byge* に出でてゐるやうである。*byge* と同語である *bauger* が、アイスランド語で *coil, ring* を意味した錢貨を意味することからも、またゴート語で、動詞 *biugan, baugi, bugen* が、物を曲げる意味をもつてをり、同じく *bugjan, bauhla, bathr* が、買ふといふ意味をもつてゐることからも、われわれは、それらの言語を用ゐてゐた民族の、金銀貨の鑄造されるやうになつた以前の古い時代には、金屬の螺旋状に捲かれたものを、支拂に用ゐ、したがつて、その「捲條」といふ語が「錢貨」をあらはし、轉じては「買ふ」を示すやうにもなつたといふ説に賛成せざるを得ない。



以上のやうに、賣買取引の對象となつてゐた物の名が、賣買の意味をあらはす動詞と關係をもつてゐる例はめづらしくないので、他にもなほ幾多の類例を見出し得るのであるが、さういふ類例が多いからといつて、單にそれだけの理由では、國語のウル・カフの語源をそこに求めなければならぬといふことにはならない。

わたくしは、以上、國語のウル(賣)・カフ(買)はウク(受)・カフ(代)と語源を一にするものであることを述べた。次に、わたくしは、これに關聯した二三の古語を考察して、古代における經濟生活展開の跡を言葉の上にとつて見ようと思ふ。

## 五

國語に古くモノシロといふ語があつた。日本書紀崇神天皇卷に「吾聞、武埴安彦之妻吾田媛密來之、取倭香山土、裏領中、祈曰、是倭國之物實。」とある「物實」を、訓註に「物實此云望能志呂」とある。吾田媛が香山の土を取つて、これを倭國之物實といつたのは、一種の祈誓であり、香山の土を取つたことが、倭の國土を掌中に收めたことになるのであるから、この場合には、「物實」すなはちモノシロは實體を意味する。これを象徴もしくは代價の意味に考へるのは、祈誓の關係から見ても適當ではない。本居宣長の古事記傳卷七には、古事記の、天照大

神と須佐之男命との盟誓の段に、「於是、天照大御神告速須佐男命、是後所生五柱男子者、物實因我物所成、故自吾子也、先所生之三柱女子者、物實因汝物所成、故乃汝子也、如此詔別也。」とある「物實」をモノザネと訓んでゐるが、その説を見ると「物實は毛能邪泥と訓べし。書紀には、物根とあり。佐泥と多泥とは、其物も名も通へり。後世にも、人の母を云には、某腹、父を云には某種と云。草木の種子も同じ。此も其意なり。」といひ、さらに、その分註には「書紀崇神卷に、倭國之物實云々、物實此云望能志呂」とあるは別事なり。祝詞などに禮代と云ひ、今商人のしろものと云などは此實なり。實基本記に富物代と云ふことも見ゆ。」といつてゐる。記傳の説では、この二神盟誓の條の物實を種子のやうに解してゐるが、これは失考であらう。こゝに物實といつてゐるのは、盟誓の場合に用ゐられた劍もしくは珠そのものをさしてゐるのであり、正しく物の實體の義なのである。したがつて、わたくしは、これもまた、崇神紀におけると同様にモノシロと訓むべきものと考へる。おもふに、記傳では、モノシロ・キヤジロ・シロモノなどのシロの解釋について、正解を得なかつたので二神盟誓の段の物實の訓にも當を得るに至つたのであらう。

物實をモクシロと訓んでゐる崇神紀の註は動かし難い。しかし「物實」といふ場合の「實」といふ漢字のつかひ方にもまた、旁證の徴すべきものがある。令集解(田令)に引いてある古



記のうち「右件、二種租法、束數雖多少、輸實猶不異、而令前方六尺、升漸差地實、遂其差升亦差束實。」とある、輸實・地實、束實における「實」字の如きは、いづれも實體の義である。キヤジロ・シロモノなどの場合のシロもまた實體を意味する言葉であるのに、漢字「代」を以て書きあらはされることが多いので、やゝもすれば、カハリといふ義に誤解されてゐる。キヤジロの如きも、多く「禮代」といふ漢字で表記されてゐるが、これも、キヤ(禮)をあらはす實體といふ義である。「禮代」は延喜祝詞式の遣唐使時奉幣祝詞に「禮代」とあり、日本書紀允恭天皇卷の「禮幣」の古訓にキヤシロとあるが、延喜式の出雲國造神賀詞に「神乃禮自利臣乃禮自」と二箇所にあるので、キヤジリおよびキヤジと訓むべきやうにも考へられて来たが、九條公爵家本の祝詞式には、初めには「神乃禮自巨乃禮自」とあり、後の場合に「神禮自巨自」とあるので、「禮白」と白字を用ゐてゐるのが古い形で、自字は誤、自利もあやまりで、正しくはキヤジロなのであらうと考へられる。ミテシロ(御手代)もまた、單に陛下の御名代といふやうな軽い意味ではなく、陛下の御手づから遊ばすのと同様に祭祀を行はせられる方をさして申すのであるから、シロに實體といふほどの意味のあることは、おのづから知られよう。御名代部・御子代部といふやうな場合のシロ(代)も、これらの部族が、御名を後世に傳へ、御子と同様に、御系統を後葉に存するためのものであるのによつても、その意味は明らかであらう。

令制以前の田積の單位に「代」といふのがあつた。令集解所引古記に見えてゐる慶雲三年九月十日の格のうち「准令田租一段租稻二束二把」以三方五尺一爲レ歩、步之内得二米一升、一町租稻二十二束、令前租法熟田百代租稻三束。以三方六尺二爲レ歩、步之内得二米一升、一町租稻一十五束云々」とあるが、日本書紀や政事要略などを參照して、令前の田積「代」と令制の「歩」・「段」とを比較して見ると、五十代が一段に相當し、二代が五歩に相當するやうである。段積は、大化の制では、「凡田長三十歩廣十二歩爲段、十段爲町、段租稻二束二把、町租稻二十二束」(孝徳紀大化二年の條)とあるによつても知られるやうに、一段三百六十歩であり、段租稻二束二把、町租稻二十二束である。然るに、日本書紀白雉三年の條をみると、「凡田長三十歩爲段、十段爲町」段租稻一束、町租稻十五束といふ記事がある。この文には、田の長さだけが記されてゐて、廣さが見えてゐないし、文意明確を缺くので、あるいは本文に訛誤ありとし、あるいは細註を後人の竄入とする説もある。田長三十歩の下に「廣十二歩」を脱してゐるとすれば、田積は全く孝徳紀の場合と同じこととなる。さうすれば、細註の租稻が著しく大化の場合と異なり、わづか七年にして、かういふ變改のあるのは不審であるといふので、細註竄入説も起つて来る。しかし、細註竄入説の論據は薄弱である。按ふに、これについては、大化の改新に際して制定された租稻の數が、白雉三年において、すでに變改の要を見るに至つたか、あるいは、この年に段積の變更を見たかといふ二つ



の解釋が成立つが、もし後者とすれば、本文に何等かの誤りがあるのであらう。令集解をみると、「古記云、問、田長三十歩、廣十二歩爲一段、即段積三百六十歩、更改段積爲二百五十歩、重復改爲三百六十歩」といふ文があるが、この最初の田長三十歩云々は、大化の改新の時のこと、最後の重復改段積云々は令制のことをさしてゐると思はれる。さすれば、中間において、二百五十歩に改められた時期がなければならぬわけであるが、それがすなはち白雉の時の改正であり、しかも、その改定は、班田の終了と相伴つてゐるから、事實の上に即したものと推定されるのである。

こゝにおいて問題となるのは、歩の積はいかなるものであつたかといふことである。雜令には「度地以五尺爲歩」とある。これによれば、方五尺が一步である。和銅六年二月十九日の格「令集解所引」によると「其度地以六尺爲歩者」となつてゐる。これによれば、方六尺が一步である。同じく一步でも、これでは地積がちがふやうであるが、令集解に見えてゐる解説によれば、令の五尺といふのは高麗尺によるものであり、二百五十歩を段積とするのも高麗の術であるといふ。もしさうであるとすると、高麗尺の一尺は曲尺の一尺二寸に相當するから、高麗尺の五尺は唐大尺の六尺一步とは全く出入がなく、したがつて、同じく三百六十歩を段積とする時は同一であるが、三百六十歩と二百五十歩との段積の間に相異を生ずることは、いふ

までもない。今前引、慶雲三年の格によると、令前の租法は、熟田百代について租稻三束、すなはち五十代については一束五把、一町の租稻十五束、令制の田租は、一段について二束二把、一町について二十二束であつたが、これが慶雲三年に段租一束五把、町租一十五把に輕減されてゐる。しかし、令の束は令前のと比べて小束であつて、令内の十四把三分の二が令前の一束にあたるものであつたことは注意されなければならぬ。

話は岐路に入つたが、田積の「代」の基本となる「歩」については、また異説が無いではない。政事要略五十三に見えた、弘仁十三年十一月の明法博士額田國造今足の勘文、勘田租束積一事と題した文中に見えた説で、「檢舊說、令前租法、熟田五十代、租稻一束五把、以大方六尺爲歩、歩内得米一升、此大方也、二百五十歩爲五十代、慶雲三年格云、准令以大方五尺爲歩、歩内得米一升、此升稱三百六十歩爲段者。今按、五十代與令段一步積一同、即所得米其數亦同。然則段内得米三百六十升、實此大二百五十升也、因歩多少積増減」とあるのである。これには、令前の歩も、令制の歩も共に同じ尺によつたものとしてゐる。一は大方六尺、一は大方五尺としてあるが、大はすなはち大尺の義である。大寶令時代に大尺として用ゐたのは高麗尺であり、小尺として用ゐられたのは唐大尺であるから、この場合は、大は高麗尺のことを意味するのであらう。しかして、またこゝでは、方六尺を一步とする二百五十歩と方五尺を一



歩とする三百六十歩とは歩積が同様であり、歩内から得る米もおなじく一升であるが、前者の一升は大升、後者の減大升で、大二百五十升と三百六十升とは同じことになるといふ。この解釋は一理あるやうである。これにしたがへば令前の地積の単位「代」は、大尺すなはち高麗尺方六尺、これを曲尺に直せば方七尺二寸の歩を五つ合せたものであつたのである。

以上述べて来た「代」は、地積の単位であるが、これを國語でシロと訓まれてゐた。萬葉集に五百代小田などある代もこれである。轉じては、ある目的を以て使用される一定の地域も、シロ「代」でいひあらはされるやうになつた。ナハシロ(苗代)は苗を作る場所であり、「神田」をミトシロ(御刀代などと書く)といふのもミトシロで、ミトシすなはち御年で、稻をつくる土地をさしていふのである。神社を意味するヤシロも「家屋の代り」といふ語義ではなく、原義は、神の鎮りたまふ土地といふことと考へられる。これらの代をあらはすに漢字「代」の用ゐられてゐることについては、明解が無い。地積の代についても、支那の漢代における「代田」から来たのであらうといふ説もあるが、「代田」は漢書食貨志上に、趙過の代田の法を記して「過能爲代田、一晦三畦、歲代處、故曰代田、古法也。后稷始畦田、以二耨爲耨、廣尺深尺曰畦、長終晦、一晦一畦。」とあるので、一種の耕作法と見られるから、直接にそれから来たとは考へられない。

元來、地積の單位を示す「代」が、音讀されたものであるか、訓讀されたものであるかが問題である。「段」や「歩」は音讀されてゐたらしいが、これは支那の田制の名稱をそのまま輸入したものであるから問題はないが、「代」の如きは、代田起源説に疑問がありとすれば、それを決定する上からも「代」といふ名稱が支那や朝鮮などから輸入されたものであるか、あるいはある地積、ある地域をさしていふシロは本來の國語であつて、それに「代」の字があてはめられたものであるかは、輕々しく決定され得ない問題である。たゞわたくしは、こゝでは、奈良朝以前および奈良朝時代において、(一)實體といふ意味をあらはすシロ、(二)ある土地もしくはある地域をいひあらはすシロ、(三)地積の單位を意味するシロがあり、それがいづれも漢字「代」で書きあらはされてゐた事實のあつたことを述べておくにとどめるが、按ふに、(三)の地積のシロは、(二)の意義の特殊化されたものであり、(二)の語意は(一)から分化したものであらう。しかしてまた、シロに「代」字を宛てて来たことは、「代」字の、本來もつてゐる原義を國語に浸潤せしめ、この語に、現代語でいふカハリといふやうな新しい意義を賦與するやうになつて来た。萬葉集卷八(二六四二)の安倍朝臣奥道の雪の歌に「タナギ棚霧合雪ラヒユキモ毛零奴ラスカムノ可梅花不ハナサカメ開カシホニ之代爾ヘテ層倍而谷將見ニヘテといふのがある。この「不開之代爾」はサカヌガシロニと訓むべきものと思はれるが、意味は、梅の花の咲かない代りに雪を梅に擬して見ようといふのである。この「代」



字がまた、カフ(代)あるいはカハル(代)といふ語をあらはすに用ゐられることはいふまでもない。そのカフとカフ(買)との相通じてゐることは既述の如くである。

## 六

「代」字はまた、國語のテをあらはす文字としても用ゐられてゐる。日本書紀仁德天皇四十年の條に、播磨佐伯直阿能胡が、雌鳥皇女の玉を私して誅せられようとした時に、私地を獻じて死を許されんことを請ひ、幸に聽許を得た。その地を「玉代」といふと見え、「玉代」は、古くタマテと訓まれてゐる。「代」が萬葉集その他の古書で、テの假名に用ゐられてゐることは、今さらいふまでもない。一例をあげれば、萬葉集卷七(二二二)に、足代過而絲鹿乃山乃櫻花不散在南還來萬代といふ歌がある。足代はアテといふ地名、萬代はマデといふ助詞をうつしたものである。地名のアテは、續日本紀文武天皇大寶三年の條に、「令紀伊國阿提獻銀」同聖武天皇天平三年の條に「紀伊國阿底郡海水變如血色」とある。阿提、阿底と同じく、日本後紀平城天皇大同元年七月の條に「改紀伊國阿部郡爲在田郡以調涉天皇諱也」とあるが如く、平城天皇の御諱安殿をはゞかつて在田と改めた郡名である。萬葉集などには、また、「直」の字をもテの假名に用ゐてゐる。ウタテに「得田直」をあてて

ゐる例は卷十二にある。「直」字は「値」字と相通じて用ゐられ、「價」の意味をもつてゐるが「直」はまた、姓のアタヒでもある。姓のアタヒは「直」の代りに「費」字を用ゐてゐる例がある。日本書紀孝德天皇の白雉元年十月の條に「是歲漢山口直大口奉詔刻千佛像」とある山口直大口のことを、法隆寺金堂安置の廣目天像光背銘には山口大口費と記してゐる。アタヒを「費直」の二字であらはした例もある。日本書紀欽明天皇の卷に「河内直」と見えてゐる、その細註の百濟本紀には「加不至費直」とある。「費直」の例は、なほ、元興寺露盤の銘に「東漢大費直」・「晉禱費直」などがある。姓の「直」が姓序の一階級として立てられるやうになつたのは、朝鮮の古の庫直・門直・廳直などの「直」から來たものであるといふ説もあるが、その來由はともかくも、「直」が姓序の一と定められて、アタヒといふ訓がついたものと考へられる。「價」・「直」にはアタヒといふ訓があるが、物の價値をアタヒといふ、そのアタヒは、アツ(嘗)といふ語から來てゐる。アツ a-tsu がアタフ atafu とアタル ataru に分化する。共に對比する義をもつてゐる。アタヒ(價・直)はアタフ(嘗)の名詞形である。アタフ(興)やアタフ(能)はこれから分化した言葉に外ならない。アタフ(興)の場合については、福田徳三氏の「經濟學原理、流通篇」上卷二一八頁に、興味ある一例が示されてゐる。それは、中央オーストラリア土人の人に物を與へる風俗についてであるが「土人は已れの食物若くは其の他







じて萬葉集卷一（七九）の歌の「梓乃穗爾」の例に見られるやうに、木であるべき梓をタへともいふ慣例もあらはれて来たが、これは言語の轉義の現象として、あへて怪しむに足りない。今まで述べて来たところで明らかな如く、古く、梓カクの織維で織られたものが、タへといふ名でよばれてゐたが、この梓の織布の名稱であるタへは、次第にその範圍を擴充して、布帛類の總稱となつた。しかし、このタへは、テと同語であることは、前述の如く、ニギタへ（和妙・和幣）をニギテ（尼枳底・丹寸手）ともいつてゐる例のあるのによつても知られる。わたくしは、國語において價值をあらはす語として用ゐられるテの語源は、こゝにあると考へてゐる。「代」をテ、「直」「植」をテといふのは、右のやうな、布帛の意義を有するテから出たのであつて、これは、物々交換時代に、布帛が、價值決定の標準となつてゐたことのおもかげを示すものと思はれる。「直」「植」をネといふのも、かなり古くからのことであるが、これは、イネ・シネ（稻）のネから出たもので、穀稻が布帛と同様に價值決定の標準となつてゐたからである。文献の上においても、布何端、稻何束といふのが、物の價格を示してゐる場合の例が認められるのである。

七

福田徳三氏は、貨幣の起源を論じて、貨幣の起源は、賣買・交換・貸借の如き、雙方的の流通、雙方的の價值の移轉のはじまる以前にある。歴史上から見れば單に一方から他方に價值を移轉する一方的流通が先づ起つて、次いで、相互に價值を移轉し合ふ相互的流通が發達したものであると説き、貨幣は一方的價值移轉のために發生したものであると論じてゐるのであるが、しからは、一方的流通とはどういふものをさすかといふに、これは賣買・交換・貸借のやうな、互に取り遣りをする、雙方的の流通に對して、一方のものが他の相手方に物を與へるのみで、これに代はるべき何物をも得られない、また何物を得るといふ望みももつてゐない流通をいふのであつて、この一方的の流通といふことは、あらゆる財の流通、あらゆる價值の移轉の、もつとも原始的の形であると説かれてゐる。しかし、かくの如き一方的流通の相手はどういふものであるかといふに、それは、かならず自分よりも權力の強いもの、おのれよりも社會的地位の高いもの、すなはち酋長・君主・神祇などがそれであるが、かういふ場合の流通は、貢獻的流通といつてもよく、貨幣は、この種の場合において、君主なり神祇なりに獻するもので、貨幣はこれから起つたものである、すなはち君主や神祇に對する貢獻品は、それ自らが價值物件であると同時に價值移轉の要具であつたのであるといふ。

貨幣の起源といふやうな問題については、全然門外漢であるわたくしなどの、とやかく口を